

- 議長 おはようございます。  
本日をもって召集されました平成29年第1回南幌町議会定例会を開会いたします。  
本日の出席議員数は11名でございます。直ちに本日の会議を開きます。  
本定例会の議事日程は、あらかじめ御手元に配布したとおりでございます。
- 日程1 会議録署名議員の指名を行います。  
指名につきましては、会議規則第125条の規定により議長において指名をいたします。  
8番 菅原 文子議員、9番 石川 康弘議員。以上、御兩名を指名いたします。
- 日程2 会期の決定をいたします。  
先に議会運営委員会委員長から本定例会の運営について、報告の申し出がありましたので、これを許します。  
10番 熊木 恵子議員。
- 熊木議員 平成29年第1回議会定例会の運営について、去る3月1日に議長出席のもとに議会運営委員会を開催しました。議会事務局より本定例会の提案議案等の概要について説明を受けるとともに、日程及び運営について協議いたしました。本定例会に付議される案件は、議会提案として条例改正1件、議員派遣承認3件、各委員会所管事務調査1件、町からは執行方針2件、一般議案2件、平成28年度各会計補正予算5件、条例関係10件、平成29年度各会計予算7件、人事案件2件であります。以上、提案案件全般について審議いたしました結果、本定例会の会期は本日3月8日から3月16日までの9日間とすることで意見の一致をみております。最後に、今定例会は新年度予算の審議等もあり開催期間が長くなることから、議会運営に特段の御協力をいただきますようお願い申し上げ、議会運営委員会委員長報告といたします。
- 議長 お諮りいたします。ただいまの議会運営委員会委員長報告のとおり、本定例会の会期は3月8日から3月16日までの9日間といたしたいと思いますが、御異議ありませんか。  
(なしの声)  
御異議なしと認めます。よって本定例会は3月8日から3月16日までの9日間と決定をいたしました。
- 日程3 諸般報告をいたします。  
・1番目、会務報告は、御手元に配布したとおりでございます。これもちまして報告済みといたします。  
・2番目 例月出納検査結果報告は、監査委員より平成28年、11月分、12月分及び平成29年1月分の例月出納検査結果の報告がありました。その内容についても、御手元に配布したとおりでございます。

これをもちまして報告済みといたします。

・3番目 町長一般行政報告をいたします。町長。

町 長

本議会定例会にあたり3件の行政報告を行います。初めに防災行政無線の整備状況について御報告します。昨年11月より、住宅・企業・商店・公共施設等に対して、戸別受信機の設置を行ってまいりました。一般住宅における2月末現在の設置申請戸数は、対象戸数2,927戸のうち2,505戸で、申請率は85.6%です。申請に至っていない戸数は422戸で、その内訳は設置拒否が195戸、保留・検討が80戸、長期不在等により確認できないが147戸となっています。現在まで、設置に係る戸別通知、広報への掲載、防災無線による周知、未申請宅への勧奨通知、さらには2月15日より10日間、全地域担当職員を動員し、未申請者に対して設置の勧奨及び意思確認を行いました。全ての運用開始は本年4月1日ですが、引き続き未設置者及び転入者等に戸別受信機の設置を促進し、緊急時に迅速かつ安定的な情報が伝達されるべく取り進めてまいります。

次に、臨時福祉給付金及び障がい・遺族年金受給者向け給付金事業について御報告します。この度の給付金事業につきましては、低所得者は3,000円、障がい・遺族年金者には3万円を支給するものです。支給申請にあたり、個別通知及び町広報やホームページ、さらには未申請者に対する電話勧奨などにより、周知を図ってきたところです。昨年9月1日より12月30日まで申請を受け付け、結果、申請率は87%で、1,355人に対し670万5,000円の支給となり、1月20日に最終支払いを行い、全ての事業が終了しました。

最後に、子育て世代住宅建築助成事業について御報告します。本年度より、本町の定住人口の増加を図るため、子育て世代の世帯を対象に、最大助成金額200万円を助成する本事業につきましては、仮予約となる認定申請件数は15件で、申請者の内訳としては、町外が3件、町民は12件となっており、既に8件の方が住宅を建築されています。なお、みどり野団地の分譲実績としましては、10区画が販売されており、うち限定区画である美園4丁目については8区画となっています。来年度より、北海道及び住宅供給公社との共同により、道内の建築家と工務店で作る、みどり野きた住まいるヴィレッジ事業を推進し、平成30年の春頃に住宅展示場の開設を予定しており、南幌暮らしの発信拠点として整備することにより、本町への移住定住並びに知名度の向上にもつながるものと期待しています。以上で、一般行政報告といたします。

議 長

以上で町長一般行政報告につきましては報告済みといたします。

●日程4 平成29年度町政執行方針演説を行います。

町長。

町 長

(平成29年度町政執行方針演説をする。)

議 長

以上で、町政執行方針演説を終わります。

●日程5 平成29年度教育行政執行方針演説を行います。

教育長。

教 育 長

(平成29年度教育行政執行方針演説をする。)

- 議長 以上で、教育行政執行方針演説を終わります。  
両執行方針演説につきましては、ただいまをもって終結いたします。  
なお、両執行方針に対する質問につきましては、一般質問において執  
り行うことといたしますので御承知願います。  
場内時計で、10時55分まで休憩をいたします。  
(午前10時43分)  
(午前10時55分)
- 議長 休憩を閉じ、会議を再開いたします。  
●日程6 議案第1号 第6期南幌町総合計画基本構想についてを  
議題といたします。  
理事者より提案理由の説明を求めます。町長。
- 町長 ただいま上程をいただきました議案第1号 第6期南幌町総合計画  
基本構想につきましては、第5期南幌町総合計画の計画期間が平成2  
8年度をもって終了するため、平成29年度から平成38年度までを  
期間とする第6期南幌町総合計画について、総合計画策定審議会から  
の答申を踏まえ策定しましたので、本案を提案するものです。第6期  
南幌町総合計画基本構想につきまして、よろしく御審議賜りますよう  
お願い申し上げます。
- 議長 ただいま上程されました第6期南幌町総合計画基本構想の取り扱い  
についてお諮りいたします。  
10番 熊木 恵子議員。
- 熊木議員 ただいま上程されました第6期南幌町総合計画基本構想につきまし  
ては、議長を除く10名による総合計画審査特別委員会を設置して本  
案を付託し、休会中に審査してはいかがかと思っておりますので、議長より  
お諮り願います。
- 議長 お諮りいたします。ただいまの熊木恵子議員からの御発言は、10  
名による総合計画審査特別委員会を設置して本案を付託し、休会中に  
審査するという御意見であります。さよう決定することに御異議あ  
りませんか。  
(なしの声)  
御異議なしと認めます。よって本案は総合計画審査特別委員会に付  
託し、休会中に審査することに決定をいたしました。  
ただいま設置されました総合計画審査特別委員会の正副委員長につ  
いてをお諮りいたします。  
10番 熊木 恵子議員。
- 熊木議員 ただいま設置されました総合計画審査特別委員会の委員長には本間  
秀正議員、副委員長には石川 康弘議員の両氏を推薦いたしますので、  
議長よりお諮り願います。
- 議長 お諮りいたします。ただいま熊木恵子議員から提案がありましたと  
おり、委員長には本間 秀正議員、副委員長には石川 康弘議員との  
御発言であります。さよう決定することに御異議ありませんか。  
(なしの声)  
御異議なしと認めます。よって委員長には本間 秀正議員、副委員  
長には石川 康弘議員と決定いたしました。

●日程7 議案第2号 工事請負契約の変更について（南幌町防災行政無線（デジタル同報系）設備整備工事）を議題といたします。

理事者より提案理由の説明を求めます。町長。

町長 ただいま上程をいただきました議案第2号 工事請負契約の変更につきましては、南幌町防災行政無線（デジタル同報系）設備整備工事の設計変更に伴い、本案を提案するものです。詳細につきましては、総務課長が説明いたしますので、よろしく御審議賜りますようお願い申し上げます。

議長 内容の説明を求めます。総務課長。

総務課長 それでは、議案第2号 工事請負契約の変更について御説明いたします。1 契約の目的、南幌町防災行政無線（デジタル同報系）設備整備工事。2 契約の方法、指名競争入札。3 契約金額、変更前1億4,222万5,200円（内消費税及び地方消費税の額1,053万5,200円）、変更後1億4,675万7,960円（内消費税及び地方消費税の額1,087万960円）。このことにつきましては、昨年6月15日付けで契約を締結し、一連の工事を進めておりましたが、市街地に設置している6基の既設屋外放送塔のスピーカー部分劣化による更新、また、ダイアナ南幌ヒルズ（旧HKハイム）2棟の受信状況が悪いことから特殊部材アンテナを新たに設置、一方、主に農村部で設置を予定していた外部アンテナ設置の戸数減少等について設計変更を行い、契約金額を変更するものです。なお、契約変更に伴い、453万2,760円の追加費用が生じますが、現行予算内での執行となります。4 契約の相手方、札幌市豊平区月寒中央通11丁目7番40号、パナソニックシステムネットワーク株式会社、システムソリューションズジャパンカンパニー北海道社 社長 梶野 基晴。参考といたしまして、工期、契約締結日より平成29年3月31日まで。以上で議案第2号の説明を終わります。

議長 説明が終わりましたので、これより質疑を行います。

（なしの声）

御質疑ありませんので質疑を終結いたします。

お諮りいたします。本案につきましてはこの際討論を省略し、直ちに採決したいと思いますが御異議ありませんか。

（なしの声）

それでは採決いたします。

議案第2号 工事請負契約の変更について（南幌町防災行政無線（デジタル同報系）設備整備工事）は、原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

（なしの声）

御異議なしと認めます。よって本案は原案のとおり可決することに決定をいたしました。

日程8 議案第3号から日程12 議案第6号までの4議案につきまして、関連がございますので一括提案をいたします。

●日程8 議案第3号 平成28年度南幌町一般会計補正予算（第5号）

- 日程 9 議案第 4 号 平成 28 年度南幌町国民健康保険特別会計補正予算（第 3 号）
- 日程 10 議案第 5 号 平成 28 年度南幌町病院事業会計補正予算（第 5 号）
- 日程 11 議案第 6 号 平成 28 年度南幌町下水道事業特別会計補正予算（第 3 号）

以上 4 議案を一括して議題といたします。

理事者より提案理由の説明を求めます。町長。

町 長

ただいま上程をいただきました議案第 3 号から議案第 6 号までの 4 議案につきまして、提案理由を申し上げます。

初めに、議案第 3 号 平成 28 年度南幌町一般会計補正予算（第 5 号）につきましては、歳出では南幌温泉ハート&ハート基金積立金の追加、防災行政無線整備工事費の減額、南空知公衆衛生組合負担金及び長幌上水道企業団負担金の追加、スポーツ少年団全国大会出場補助金の追加、歳入では町税の追加、北海道地域づくり総合交付金の追加並びに年度末における事務事業の精査が主な理由です。その結果、既定の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ 4 億 4,731 万 9,000 円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 5 億 2,951 万円とするものです。

次に、議案第 4 号 平成 28 年度南幌町国民健康保険特別会計補正予算（第 3 号）につきましては、歳出では一般被保険者及び退職被保険者に係る保険給付費の追加、保険財政安定化事業拠出金の減額、基金積立金の減額、国庫支出金清算金の追加、歳入では国庫支出金の減額、療養給付費交付金の減額、共同事業交付金の減額、基金繰入金の追加並びに年度末における各種財源の精査が主な理由です。その結果、既定の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ 1,293 万 2,000 円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 1 億 2 億 6,404 万 3,000 円とするものです。

次に、議案第 5 号 平成 28 年度南幌町病院事業会計補正予算（第 5 号）につきましては、業務予定量の見直し、一般会計からの繰り入れ及び年度末における事務事業費の精査が主な理由です。その結果、業務予定量は、年間延患者数中、入院を 1 万 3,870 人、外来を 1 万 5,822 人に、1 日平均患者数中、入院を 38 人、外来を 54 人に改めるものです。収益的収入では、既定予算から 3 億 5 千 4 万 4,000 円を減額し、5 億 7,883 万 8,000 円とするものです。収益的支出では、既定予算から 2 億 1 千 2 万 4,000 円を減額し、5 億 9,746 万 4,000 円とするものです。資本的収入では、既定予算から 7 億 4 千 0 万 9,000 円を減額し、7 億 2 千 0 万 2,000 円とするものです。資本的支出では、既定予算から 6 億 7 千 1 万円を減額し、7 億 7 千 6 万 5,000 円とするものです。

次に、議案第 6 号 平成 28 年度南幌町下水道事業特別会計補正予算（第 3 号）につきましては、歳出では江別市南幌関連工事負担金の減額、公債費の利率確定による減額、歳入では一般会計繰入金の減額並びに町債の減額が主な理由です。その結果、既定の歳入歳出予算の

総額から歳入歳出それぞれ281万8,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ2億2,084万7,000円とするものです。

議案第3号につきましては副町長が、議案第4号につきましては住民課長が、議案第5号につきましては病院事務長が、議案第6号につきましては都市整備課長が説明いたしますので、よろしく御審議賜りますようお願い申し上げます。

議 長  
副 町 長

内容の説明を求めます。副町長。

それでは、議案第3号 平成28年度南幌町一般会計補正予算（第5号）の説明を行います。初めに歳出から説明いたします。21ページをごらんください。

2款総務費1項1目一般管理費、補正額120万円の減額です。説明欄で一般管理経費として、実績により減をするものです。

3目財産管理費、補正額2,545万8,000円の追加です。公用車管理経費で239万7,000円の減額です。入札並びにリース期間の変更によるものです。財産管理経費で2,785万5,000円の追加です。工事請負費は入札減によるものです。積立金で南幌温泉ハート&ハート基金積立金は、本年度の入湯税収入額分の積み立て、教育振興基金積立金は後ほど歳入で説明します。ふるさと応援基金積立金は今後の見込みも含め、総額で9,600万円を見込み追加するものです。なお、現在の状況につきましては、別途資料を配布しておりますので参考にしていただきたいと思います。

4目企画振興費、補正額1,882万8,000円の減額です。協働まちづくり推進事業で482万8,000円の減額です。補助申請が3団体であったことから精査するものです。子育て世代住宅建設費助成事業で1,400円の減額です。本年度助成金の確定によるものです。次ページにまいります。

5目企業誘致推進費、補正額はありません。財源内訳を変更するものです。

8目防災諸費、補正額3億5,926万2,000円の減額です。防災行政無線整備事業でそれぞれ入札減によるものです。

9目職員給与費、補正額2,195万9,000円の減額です。職員の異動などを含め精査するものですが、4節共済費については負担率の変更を含め精査しております。次ページにまいります。

10目諸費、補正額108万円の減額です。街路灯等補助金交付事業で、それぞれ実績により精査するものです。

3項1目戸籍住民基本台帳費、補正額120万3,000円の追加です。戸籍住民経費で個人番号カード関連事務交付金として地方公共団体情報システム機構に追加交付するもので、同額が国より交付されます。なお、補正額のうち62万7,000円は翌年度に繰り越し実施いたします。次ページにまいります。

4項3目町長選挙費、補正額330万5,000円の減額です。町長選挙事業でそれぞれ精査するものです。

3款民生費1項1目社会福祉総務費、補正額185万5,000円

の追加です。国民健康保険特別会計繰出金で後ほど特別会計で説明いたします。

2目障がい者福祉費、補正額1,246万9,000円の減額です。地域生活支援事業で43万1,000円の追加です。それぞれ精査並びに今後の見込みを含め追加するものです。次ページにまいります。障がい者福祉経費で1,290万円の減額です。それぞれ実績によるものです。

3目老人福祉費、補正額25万1,000円の追加です。高齢者在宅支援事業で防犯対策として医療法人やわらぎで設置した防犯カメラ・センサーに対する補助で、全額国より交付されます。

5目ひとり親家庭等福祉費、補正額65万円の追加です。ひとり親家庭等医療費助成経費で見込みにより追加するものです。

8目臨時福祉給付金等支給事業費、補正額371万円の減額です。臨時福祉給付金等支給経費で事業の終了により次ページにかけ精査するものです。

2項1目児童福祉総務費、補正額596万円の減額です。学童保育事業で100万円の減額、児童福祉総務経費で496万円の減額です。それぞれ実績により精査するものです。

2目児童措置費、補正額254万5,000円の減額です。児童手当支給経費で精査によるものです。

3目保育所費、補正額90万5,000円の減額です。保育所運営補助事業で次ページにかけ、それぞれ実績により精査するものです。

4目子育て支援費、補正額105万3,000円の減額です。地域子育て支援センター運営事業で実績により精査するものです。

4款衛生費1項2目予防費、補正額127万2,000円の追加です。成人保健事業で99万円の追加、感染症予防事業で28万2,000円の追加です。それぞれ受診者の増によるものです。

3目環境衛生費、補正額47万3,000円の減額です。南空知葬斎組合負担金で確定によるものです。次ページにまいります。

4目病院費、補正額32万9,000円の減額です。病院事業会計繰出金で後ほど特別会計で説明いたします。

5目保健福祉総合センター管理費、補正額120万円の減額です。保健福祉総合センター管理経費で精査によるものです。

2項1目じん芥処理費、補正額236万8,000円の追加です。南空知公衆衛生組合負担金で274万7,000円の追加、道央廃棄物処理組合負担金で37万9,000円の減額です。それぞれ確定によるものです。次ページにまいります。

3目合併処理浄化槽整備事業費、補正額132万3,000円の減額です。合併処理浄化槽設置整備事業で確定によるものです。なお、本年度の設置は7件となっております。

3項1目上水道施設費、補正額228万7,000円の追加です。長幌上水道企業団負担金を追加するもので、昨年10月より本町職員が企業長に就任しましたが、企業長の給与総額の3分の1は出身町で負担することから追加するものです。

5 款農林水産業費 1 項 1 目農業委員会費、補正額 3 1 万 8, 0 0 0 円の減額です。農業委員会運営経費で昨年 7 月末に共済組合選出農業委員の辞職にともない精査するものです。

2 目農業振興費、補正額 6 3 2 万 8, 0 0 0 円の減額です。農業振興経費で 1 1 8 万 2, 0 0 0 円の減額です。有害鳥獣捕獲等業務はアライグマ捕獲数の増、次ページのレーザーレベラーは事業費の確定、担い手確保・経営強化支援事業補助金は事業費の確定、農業経営高度化促進事業負担金は本年度事業費の確定とあわせ、国の 2 次補正分の追加を含め精査をしております。なお、2 次補正分の 6 6 2 万 3, 0 0 0 円は翌年度に繰り越し実施します。担い手育成対策事業で 5 1 4 万 6, 0 0 0 円の減額です。R T K 基地局設置工事は確定によるもの、ふるさと就農促進事業給付金、新規就農支援研修等助成金はそれぞれ実績によるものですが、本年度は新規就農支援研修で該当者 1 名となっております。

3 目農地費、補正額 2 6 6 万 7, 0 0 0 円の減額です。土地改良事業経費で、それぞれ事業費の確定により精査するものです。次ページにまいります。

4 目機場施設管理費、補正額 3 3 9 万 6, 0 0 0 円の減額です。機場（基幹水利）施設管理事業でそれぞれ事業費の確定により精査するものです。

5 目農村環境改善センター管理費、補正額 1 0 0 万円の減額です。改善センター管理経費で電気使用量の減によるものです。

6 款商工費 1 項 1 目商工振興費、補正額 1 0 1 万 9, 0 0 0 円の減額です。中小企業資金利子補給事業で利子補給額の確定によるものです。次ページにまいります。

7 款土木費 2 項 2 目道路維持費、補正額 8 6 万円の減額です。町道管理経費で入札減によるものです。

3 項 2 目公園費、補正額 1 3 1 万 8, 0 0 0 円の減額です。公園施設管理事業でそれぞれ入札減によるものです。

3 目公共下水道費、補正額 1 6 1 万 8, 0 0 0 円の減額です。下水道事業特別会計繰出金で、後ほど特別会計で説明いたします。

4 項 1 目住宅管理費、補正額 1 5 1 万 2, 0 0 0 円の減額です。公営住宅管理経費で入札減によるものです。次ページにまいります。

8 款消防費 1 項 1 目消防費、補正額 1, 1 6 4 万 6, 0 0 0 円の減額です。南空知消防組合負担金事業で減額するものですが、内容につきましては消防費の明細で説明いたします。4 4 ページをごらんください。歳入で消防費、補正額 2 3 3 万 1, 0 0 0 円の追加です。繰越金の確定によるものです。次ページにまいります。

歳出で消防費、補正額 9 3 1 万 5, 0 0 0 円の減額です。消防組合本部運営助成事業で 5 9 万 2, 0 0 0 円の減額、消防支署運営事業で 6 2 2 万 5, 0 0 0 円の減額、次ページにまいりまして、消防団運営事業で 4 6 万 1, 0 0 0 円の減額、施設・資機材更新事業で 2 0 3 万 7, 0 0 0 円の減額です。それぞれ精査によるものです。3 3 ページをごらんください。

9款教育費1項3目教育振興費、補正額191万5,000円の減額です。南幌高等学校支援事業で110万円の減額、次ページにまいりまして、私立幼稚園就園奨励事業で81万5,000円の減額です。それぞれ確定によるものです。

5目通学バス運営費、補正額578万9,000円の減額です。スクールバスの入札減によるものです。

3項1目学校管理費、補正額43万2,000円の減額です。校門通路舗装改修工事で入札減によるものです。

4項1目社会教育総務費、補正額54万円の減額です。子ども会育成連絡協議会支援事業で、協議会が実施した自然体験事業が子どもゆめ基金の助成対象となり、直接協議会に助成されたため減額するものです。次ページにまいります。

5項1目保健体育総務費、補正額120万6,000円の追加です。社会体育関係団体支援事業としてミニバスケットボール少年団の全国大会出場に伴う経費を追加するものです。

10款公債費1項1目元金、補正額235万7,000円の追加です。地方債元金償還費の確定によるものです。

2目利子補正額1,026万7,000円の減額です。地方債利子償還費の確定によるものです。次に歳入の説明をいたします。14ページをごらんください。

1款町税1項1目個人、補正額2,731万9,000円の追加です。1節現年課税分並びに2節滞納繰越分で、それぞれ収納見込みによるものです。

2項1目固定資産税、補正額1,243万2,000円の追加です。1節現年課税分で同じく収納見込みによるものです。

4項1目町たばこ税、補正額113万2,000円の追加です。1節現年課税分で同じく収納見込みによるものです。次ページにまいります。

12款分担金及び負担金1項1目農林水産業費分担金、補正額358万5,000円の減額です。1節農業費分担金で道営土地改良事業受益者分担金の確定によるものです。

2項1目民生費負担金、補正額48万4,000円の減額です。3節保育所費負担金で保育料の精査によるものです。

14款国庫支出金1項1目民生費国庫支出金、補正額802万8,000円の減額です。2節障がい者自立支援給付費国庫負担金から、次ページの8節児童福祉費国庫負担金までは、それぞれ歳出で説明しました事業費の確定などにより精査するものです。

2項1目総務費国庫補助金、補正額120万3,000円の追加です。

2目民生費国庫補助金、補正額330万7,000円の減額です。

3目衛生費国庫補助金、補正額72万4,000円の減額です。

4目土木費国庫補助金、補正額595万1,000円の減額です。

5目教育費国庫補助金、補正額69万8,000円の追加です。それぞれ歳出で説明しました事業費の確定などにより精査するもので

す。次ページにまいります。

3項2目民生費委託金、補正額4,000円の追加です。確定によるものです。

15款道支出金1項1目民生費道負担金、補正額456万1,000円の減額です。2節自立支援医療給付費道負担金から10節児童福祉費道負担金までは、それぞれ歳出で説明しました事業費の確定などにより精査するものです。次ページにまいります。

2項1目総務費道補助金、補正額750万円の追加です。1節総務管理費道補助金で地域づくり総合交付金の確定により精査するものです。なお、知名度向上対策事業以下3事業については、新たに交付対象となったものです。

2目民生費道補助金、補正額97万8,000円の追加です。1節障がい者福祉費道補助金から4節ひとり親家庭等福祉費道補助金まで、それぞれ事業費の確定などにより精査するものです。

4目農林水産業費道補助金、補正額445万6,000円の減額です。1節農業費道補助金でそれぞれ精査によるものです。

5目教育費道補助金、補正額520万円の追加です。

6目土木費道補助金、補正額560万円の追加です。それぞれ新たに地域づくり総合交付金の対象となったことから追加するものです。次ページにまいります。

17款寄附金1項1目一般寄附金、補正額26万円の追加です。一般寄附金として本間 和夫様、白戸 サダ子様並びに町外在住の職員9名からいただいたものです。

2目教育費寄附金、補正額10万円の追加です。教育振興寄附金として長沼町在住の田中哲男様よりいただいたものです。

3目ふるさと応援寄附金、補正額1,100万円の追加です。ふるさと応援寄附金として、今後の見込みを含め追加するものです。

18款繰入金1項1目財政調整基金繰入金、補正額1億2,458万円の減額です。財源調整を行うもので、これにより平成28年度末基金残高は9億8,488万3,000円の見込みとなります。

20款諸収入4項1目土地改良事業調査受託事業収入、補正額110万円の減額です。確定によるものです。次ページにまいります。

5項3目農林水産業収入、補正額206万2,000円の減額です。

5目雑入、補正額150万円の追加です。それぞれ確定によるものです。

21款町債1項1目総務債、補正額3億5,940万円の減額です。

2目土木債、補正額120万円の減額です。

3目教育債、補正額440万円の減額です。

4目消防債、補正額120万円の減額です。

5目臨時財政対策債、補正額537万5,000円の減額です。

6目農林水産業債、補正額310万円の追加です。いずれも事業費などの確定により精査するものです。

以上、歳入歳出それぞれ4億4,731万9,000円を減額し、補正後の総額を54億2,951万円とするものです。

次に、第2表、債務負担行為補正の説明をいたします。7ページをごらんください。第2表、債務負担行為補正、変更でございます。中小企業総合振興資金利子補給から給食センター管理用備品譲渡契約までの4事業について、変更前の期間及び限度額を変更後の期間及び限度額にそれぞれ改めるもので、事業費の確定によるものです。次ページにまいります。

第3表、地方債補正の説明をいたします。追加でございます。農業競争力基盤強化特別対策事業、限度額310万円を追加するもので、起債の方法、利率、償還の方法は記載のとおりです。次ページにまいります。変更でございます。防災行政無線整備事業から臨時財政対策債までの6事業につきまして、事業費の確定などにより限度額を変更するものです。なお、起債の方法、利率、償還の方法は変更ありません。次ページにまいります。

第4表、繰越明許費補正の説明をいたします。追加でございます。それぞれ歳出で説明いたしました2事業につきまして、翌年度に繰り越し実施するものです。以上で議案第3号の説明を終わります。

議 長  
住民課長

住民課長。

続きまして、議案第4号 平成28年度南幌町国民健康保険特別会計（事業勘定）補正予算（第3号）の説明をいたします。初めに歳出の説明をいたします。10ページをごらんください。

1款1項1目一般管理費、補正額75万6,000円の減額、説明欄でございます。13節委託料で国保業務システム改修75万6,000円の減額、入札による確定でございます。

2款保険給付費1項1目一般被保険者療養給付費、補正額900万円の追加。19節一般被保険者療養給付費負担金、医療費の増加に伴い追加するものでございます。

続きまして、2目退職被保険者等療養給付費、補正額300万円の追加。19節退職被保険者等療養給付費負担金で、医療費の増加に伴い追加するものでございます。

続きまして、2項1目一般被保険者高額療養費、補正額500万円の減額。19節一般被保険者高額療養費負担金で、医療費の減少に伴い減額するものでございます。

続きまして、2項2目退職被保険者等高額療養費、補正額100万円の追加。19節退職被保険者等高額療養費負担金で、医療費の増加に伴い追加するものでございます。

続きまして、7款共同事業拠出金1項1目高額医療費拠出金、補正額80万円の追加。2目保険財政共同安定化事業拠出金、補正額1,673万3,000円の減額。1目、2目とも確定によるものでございます。次ページにまいります。

続きまして、8款保険事業1項1目特定健康診査等事業費と次の2項1目保健衛生普及費については補正額はございません。財源内訳を変更するものでございます。

続きまして、9款1項1目基金積立金、補正額1,078万円の減額、財源調整を行うものでございます。

続きまして、11款諸支出金1項1目償還金、補正額657万7,000円の追加。説明欄です。23節国庫支出金等清算金、平成27年度の療養給付費等負担金の確定に伴い追加するものでございます。

次に、歳入の説明をいたします。7ページをごらんください。

歳入、3款国庫支出金1項1目療養給付費等負担金、補正額1,132万8,000円の減額。1節現年度分で療養給付費等負担金、負担金変更申請に伴い減額するものでございます。

2目高額医療費共同事業負担金、補正額20万円の追加。1節高額医療費共同事業負担金、こちらは歳出の高額医療費拠出金の変更に伴い追加するものでございます。

3目特定健康診査等負担金、補正額21万4,000円の減額。1節特定健康診査等負担金で、確定に伴い減額するものでございます。

続きまして、2項1目財政調整交付金、補正額2,139万9,000円の減額。1節財政調整交付金、説明欄です。普通調整交付金で1,838万4,000円の減額、特別調整交付金で301万5,000円の減額。いずれも変更申請によるものでございます。

続きまして、2目制度関係業務準備事業補助金、補正額8,000円の減額、補助金確定によるものでございます。歳出の一般管理費の国保業務システム改修に対する補助金でございます。

続きまして、4款1項1目療養給付費交付金、補正額151万8,000円の減額。1節、現年度分で交付額変更に伴い減額するものでございます。次ページにまいります。

続きまして、6款道支出金1項1目高額医療費共同事業負担金、補正額20万円の追加。1節高額医療費共同事業負担金、歳出の高額医療費拠出金の確定に伴い追加するものでございます。

2目特定健康診査等負担金、補正額21万4,000円の減額。1節特定健康診査等負担金、国庫同様に確定に伴い減額するものでございます。

続きまして、2項1目道調整交付金、補正額159万8,000円の減額。1節財政調整交付金、説明欄です。普通調整交付金で1,647万5,000円の減額、特別調整交付金で1,487万7,000円の追加。いずれも変更申請によるものでございます。

続きまして、7款共同事業交付金1項1目、高額医療費共同事業交付金、補正額1,999万3,000円の追加。1節高額医療費共同事業交付金、確定に伴い追加するものでございます。

2目保険財政共同安定化事業交付金、補正額2,364万3,000円の減額。1節保険財政共同安定化事業交付金、こちらも確定に伴い減額するものでございます。次ページにまいります。

9款繰入金1項1目一般会計繰入金、補正額185万5,000円の追加。1節一般会計繰入金、説明欄でございます。国民健康保険基盤安定繰入金109万7,000円の追加、内訳について説明します。1つ目は、保険税軽減分でございます。応益分の7割、5割、2割の軽減相当額を公費で財政支援するもので、財源は道4分の3、町4分の1で補助金は一般会計で受け、町負担分と合わせて本会計に繰り入

れるもので補正額は30万円、総額では3,749万9,425円でございます。

2つ目です、保険者支援分でございます。保険税軽減の対象となる低所得者数に応じて、平均保険料の一定割合を保険者に対して公費で財政支援するもので、財源は国2分の1、道4分の1、町4分の1で、補助金は一般会計で受け町負担分と合わせて本会計に繰り出すものでございます。補正額は79万7,000円で、総額では1,967万5,441円でございます。次の国民健康保険財政安定化支援繰入金、こちらは市町村国保の財政安定化のため一般会計から国保会計への繰り入れについて交付税措置されるものでございます。補正額は75万8,000円、総額では915万3,000円、いずれも確定に伴い追加するものでございます。

2項1目財政調整基金繰入金、補正額2,474万2,000円の追加。1節財政調整基金繰入金、財源調整を行うものです。これにより年度末の残高は3,222万5,588円の見込みとなります。

以上、歳入歳出それぞれ1,293万2,000円を減額し、補正後の総額を12億6,404万3,000円とするものでございます。以上で説明を終わります。

病院事務長。

議長  
病院事務長

議案第5号 平成28年度南幌町病院事業会計補正予算（第5号）について、御説明申し上げます。5ページをお開き願います。初めに、収益的収入及び支出の収入について御説明申し上げます。

1款1項1目入院収益、補正額1,131万5,000円の減額でございます。入院患者数が予定より730人減少することを見込み、減額するものでございます。

2目外来収益、補正額879万円の追加でございます。外来患者数が予定より1,758人増加することを見込み、追加するものでございます。

2項3目他会計負担金、補正額4,000円の減額でございます。企業債償還利息の確定によるものでございます。

4目他会計繰入金、補正額101万5,000円の減額でございます。繰り出し対象経費の減によるものでございます。次ページにまいります。次に、支出について御説明申し上げます。

1款1項1目給与費、補正額565万8,000円の減額でございます。人件費の精査によるものでございます。

5目資産減耗費、補正額354万円の追加でございます。内視鏡システム、オートクレーブ、ボイラー煙管などの更新による旧資産の処分と期限切れ薬品の処分に伴うものでございます。

2項1目支払利息及び企業債取扱諸費、補正額6,000円の減額でございます。償還利息の確定によるものでございます。次に、資本的収入及び支出の収入から御説明申し上げます。

1款2項1目繰入金、69万1,000円の追加でございます。医療機器購入に係る町の負担の追加によるものでございます。

3項1目企業債、810万円の減額でございます。事業費の確定に

より減額するものでございます。次に、支出について御説明申し上げます。

1 款 1 項 1 目固定資産購入費、補正額 1 9 4 万 9, 0 0 0 円の減額でございます。入札減によるものでございます。

2 目病院整備事業費 4 7 6 万 1, 0 0 0 円の減額でございます。改修工事に係る入札減によるものでございます。1 ページにお戻りください。

第 2 条、業務の予定量を年間延患者数で入院 7 3 0 人減の 1 万 3, 8 7 0 人、外来 1, 7 5 8 人増の 1 万 5, 8 2 2 人に、1 日平均患者数で入院 2 人減の 3 8 人、外来 6 人増の 5 4 人に、それぞれ改めるものでございます。

次に、第 3 条に定めた収益的収入及び支出につきまして、病院事業収益の総額を 5 億 7, 8 8 3 万 8, 0 0 0 円に、病院事業費用の総額を 5 億 9, 7 4 6 万 4, 0 0 0 円に改めるものでございます。この結果、病院事業収益が病院事業費用に対し、不足する額は 1, 8 6 2 万 6, 0 0 0 円となります。次ページにまいります。

第 4 条、資本的収入及び支出の資本的収入の総額を 7, 2 0 2 万 2, 0 0 0 円に、資本的支出の総額を 7, 7 6 0 万 5, 0 0 0 円に改めるものでございます。この結果、資本的収入が資本的支出に対し不足する額を 5 5 8 万 3, 0 0 0 円に改めるものでございます。

次に、第 5 条、医療機器購入事業の起債の限度額を 3 3 0 万円減額し 1, 6 2 0 万円に、病院設備整備事業の起債限度額を 4 8 0 万円減額し、4, 1 5 0 万円に改めるものでございます。

次に、第 6 条、議会の議決を経なければ流用することができない経費の給与費を 5 6 5 万 8, 0 0 0 円減額し、3 億 2, 5 0 9 万 9, 0 0 0 円に改めるものでございます。以上で議案第 5 号の説明を終わります。

議 長  
都市整備課長

都市整備課長。

続きまして議案第 6 号 平成 2 8 年度南幌町下水道事業特別会計補正予算（第 3 号）の説明を申し上げます。初めに歳出から説明を申し上げます。9 ページをお開き願います。

1 款下水道事業費 1 項 3 目建設費、補正額 1 2 4 万 8, 0 0 0 円の減額でございます。建設費で 1 2 4 万 8, 0 0 0 円の減額でございます。1 5 節工事請負費では、新たに公共柵の設置が見込まれなかったことから減額。1 9 節負担金補助及び交付金では、本年度、江別市南幌関連改修工事といたしまして、処理場及びポンプ場などの事業費精査による減額するものでございます。

続きまして、2 款公債費 1 項 1 目元金、補正額 3 1 万 1, 0 0 0 円の追加でございます。

続きまして、2 項利子、補正額 1 8 8 万 1, 0 0 0 円の減額でございます。借り入れを行っております借換債並びに資本費平準化債の利率確定によります元利それぞれの追加減額によるものでございます。続きまして次ページをお開き願います。

この調書につきましては、本町及び平成 2 6 年度以降の江別市南幌

関連公共下水道事業に対します地方債の現在高見込額を、今回補正内容にあわせ変更するものでございます。御参照のほどよろしくお願いたします。続きまして歳入の説明を申し上げます。8ページをお開き願います。

2款使用料及び手数料1項1目下水道使用料、補正額50万円の減額でございます。1節現年度使用料、年間の使用水量を精査いたしまして、現年度分の収入金を減額しようとするものでございます。

続きまして、3款繰入金1項1目一般会計繰入金、補正額161万8,000円の減額でございます。1節一般会計繰入金でございます。歳出の建設費及び公債費の精査による減額により、使用料の充当先が公債費、起債償還金に振り変わったことより一般会計繰入金を減額しようとするものでございます。

6款町債1項1目下水道事業債、補正額70万円の減額でございます。1節下水道整備事業債の減額でございます。歳出、建設費江別市南幌関連公共下水道工事負担金が確定し減額となったことにより、財源の起債についても減額しようとするものでございます。以上で歳入の説明を終わります。続きまして5ページをお開き願います。

関連しまして、標記第2条、地方債補正に示します第2表地方債補正を説明いたします。江別市南幌関連下水道事業負担金に關します下水道事業費の精算による額の変更でございます。起債の目的、下水道事業、補正前限度額を限度額2,170万円を、補正後2,100万円とし、70万円を減額しようとするものでございます。また起債の方法、利率、償還の方法につきましては記載のとおりで変更はございません。以上で補正の説明を終わります。

歳入歳出の総額から歳入歳出それぞれ281万8,000円を減額し、歳入歳出それぞれ2億2,084万7,000円とするものでございます。以上で説明を終わらせていただきます。

議 長

場内時計で13時まで休憩をいたします。

(午前11時50分)

(午後 1時00分)

議 長

休憩を閉じ、会議を再開します。

初めに、町長より発言を求められていますので、これを許します。

町長。

町 長

議案第5号 平成28年度南幌町病院事業会計補正予算(第5号)の中で1カ所誤記がありましたので、訂正させていただきますようお願い申し上げます。病院事業会計の補正予算の7ページ下段、2目病院整備事業費2節工事請負費で、括弧内の数字が0となっておりますが、3,726万円に訂正願います。

議 長

ただいまの町長の発言のとおり、訂正を承認することに御異議ありませんか。

(なしの声)

御異議なしと認めます。よって訂正いたします。

午前で説明が終わっていますので、これより質疑を行います。

質疑に当たりましては議案ごとに行います。

初めに、議案第3号 平成28年度南幌町一般会計補正予算（第5号）の質疑を行います。

8番 菅原 文子議員。

菅原議員

22ページの防災諸費、防災行政無線整備事業についてお伺いいたします。先ほど一般行政の中でも、設置拒否195戸、保留・検討が80戸とありましたけれども、この設置拒否の理由がわかりましたら1点お願いいたします。

議 長  
総務課長

総務課長。

菅原議員の御質問にお答えをいたします。設置拒否の理由につきましては、当方で把握してございますのは、現在、外部放送塔からの受信で十分聞こえると、またはこれから転出を予定されていると、または普段から防災無線を聞いていない、または必要がない。わずらわしいなどが主な理由でございます。

議 長  
菅原議員

8番 菅原 恵子議員。

私もつけさせていただいておりますけれども、その中の御説明で普段はもし赤ちゃんとかいらっしゃるような御家庭でしたら、もう最低限に絞って、それから録音して後から聞くという方法もあるよとかいろいろ御説明いただきました。この防災無線というのは何かがあるときにも最大限の音で鳴るとか、そういう機能もついていますので大変重要なものなのかなと私は思っておりますけれども、転出される方は別としましても、要らないということで、せっかく行ったんだけど工事できなかつたんだよというお話も、その工事の方にも何人かいらっしゃるといこともお話聞きました。この大事だよということの御説明を今後どのようにしていかれるのか、それから先ほどお話があった中で、地域担当職員が戸別訪問したというお話もお伺いしましたので、これは大変素晴らしいことだと私も以前伺っておりましたけれども、保留・検討の方も含めまして275戸の方に関しまして今後どうされていくのか、お願いいたします。

議 長  
総務課長

総務課長。

設置拒否195世帯、それと保留検討80戸、長期不在147戸とございますけれども、今、菅原議員よりお話がありましたように、地域担当職員、全職員で戸別訪問をさせていただきました。いらっしゃらない方につきましては、休日・夜間含めて、二度三度足を運ばせていただきました。その中で設置が拒否されるという方もいらっしゃいまして、なかなか御理解を示していただけない方もいらっしゃいます。しかし、当初の目的、災害時に瞬時に情報を伝達して安全安心に避難していただく、生活をしていただくという趣旨は変わりませんので、このことにつきましては、来年度以降につきましても、引き続き設置の勧奨に努めてまいりたいと考えてございます。なお、地域担当職員が回った中で、長期不在により確認できない方がいらっしゃったわけですが、不在票という形で二度三度入れさせていただいております。その後ですね、まだ御返事いただいていない方もたくさんその中でいらっしゃるものですから、その方々に対しては、今週再度勧奨の通知をさせていただく予定であります。また、保留・検討の80戸の

方に対しましても、また広く広報等を通じてまして、来年度以降も多くの方が設置していただけるよう努めてまいりたいというふうに考えてございます。以上でございます。

議 長

ほかにありませんか。

10番 熊木 恵子議員。

熊木議員

今のことで関連してなんですけれども、長期不在等により確認ができないというところが147戸で今課長も説明されましたが、たまたまこれは防災無線を設置するに当たってその長期不在がこの戸数ということで、今までも例えば町のほうから何か文書を送って、それが不在となって確認できないということが今までもそういうことがあったのかどうか。それから、やっぱりこんなに多くの件数が長期不在ということでは、今後のいろいろ行政の運営上も何か支障来すんではないかなって危惧するんですけれども、その辺はどういうふうにお考えか伺います。

議 長

総務課長。

総務課長

ただいまの御質問でございますけども、町のほうから何かしらの通知をして、それが戻ってきたですとか戻ってこないですとか、そのような方々に対する突合はしてございませんけども、長期不在、まあ入院されてる方、もしくは生活実態が確認できないですとか、そういう方、いろんなさまざまなケースがございます。それで、この長期不在で確認できないというような方が147世帯あるわけですけども、今後、その方々に啓発も含めて、生活の実態なども確認をしながら、また広く周知も含めて対応してまいりたいというふうに考えてございます。

議 長

ほかにありませんか。

(なしの声)

御質疑ありませんので、議案第3号についての質疑を終結いたします。

次に議案第4号 平成28年度南幌町国民健康保険特別会計補正予算(第3号)の質疑を行います。

(なしの声)

御質疑ありませんので、議案第4号についての質疑を終結いたします。

次に議案第5号 平成28年度南幌町病院事業会計補正予算(第5号)の質疑を行います。

(なしの声)

御質疑ありませんので、議案第5号についての質疑を終結いたします。

次に議案第6号 平成28年度南幌町下水道事業会計補正予算(第3号)の質疑を行います。

(なしの声)

御質疑ありませんので、議案第6号についての質疑を終結いたします。

お諮りいたします。本4議案につきましてはこの際討論を省略し、

直ちに採決したいと思いますが御異議ありませんか。

(なしの声)

それでは採決いたします。採決に当たりましては、議案ごとに行います。

議案第3号 平成28年度南幌町一般会計補正予算(第5号)は原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

(なしの声)

御異議なしと認めます。よって本案は原案のとおり可決することに決定いたしました。

議案第4号 平成28年度南幌町国民健康保険特別会計補正予算(第3号)は原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

(なしの声)

御異議なしと認めます。よって本案は原案のとおり可決することに決定いたしました。

議案第5号 平成28年度南幌町病院事業会計補正予算(第5号)は原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

(なしの声)

御異議なしと認めます。よって本案は原案のとおり可決することに決定いたしました。

議案第6号 平成28年度南幌町下水道事業会事業特別会計補正予算(第3号)は原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

(なしの声)

御異議なしと認めます。よって本案は原案どおり可決することに決定いたしました。

●日程12 議案第7号 平成28年度南幌町介護保険特別会計補正予算(第3号)を議題といたします。

理事者より提案理由の説明を求めます。町長。

町 長

ただいま上程をいただきました議案第7号 平成28年度南幌町介護保険特別会計補正予算(第3号)につきましては、歳出では保険給付費の追加、歳入では国庫支出金及び道支出金の追加、基金繰入金の減額並びに年度末における各種財源の精査が主な理由です。その結果、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ240万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ7億3,733万6,000円とするものです。

詳細につきましては、住民課長が説明いたしますので、よろしく御審議賜りますようお願い申し上げます。

議 長  
住民課長

内容の説明を求めます。住民課長。

それでは、議案第7号 平成28年度南幌町介護保険特別会計補正予算(第3号)の説明をいたします。初めに歳出の説明をいたします。8ページをごらんください。

2款保険給付費1項1目居宅介護サービス給付費、補正額440万円の減額。説明欄でございます。19節、居宅介護サービス給付費負担金、訪問介護、短期入所者生活介護給付費の精査に伴い減額するものがございます。

続きまして、5目施設介護サービス給付費、補正額680万円の追加。19節、施設介護サービス給付費負担金、介護老人福祉施設並びに老人福祉施設の入所者の増加に伴い追加するものでございます。

2項1目介護予防サービス給付費につきましては補正額がございません、財源内訳の変更をするものでございます。財源内訳は、国庫10万6,000円の減、道10万6,000円の追加で差し引き0円のため財源内訳が空欄となっております。次に歳入の説明をいたします。7ページをごらんください。

2款国庫支出金1項1目介護給付費負担金、補正額1,140万9,000円の追加。1節、現年度分で介護給付費負担金、確定に伴い追加するものでございます。続きまして、次ページにまいります。

続きまして、4款道支出金1項道負担金1目介護給付費負担金、補正額118万7,000円の追加。現年度分で介護給付費負担金、確定に伴い追加するものでございます。

続きまして、6款2項基金繰入金1目介護給付費等準備基金繰入金、補正額1,019万5,000円の減額。1節介護給付費等準備基金繰入金で、財源調整を行うものでございます。

以上、歳入歳出それぞれ240万円を追加し、補正後の総額を7億3,733万6,000円とするものでございます。以上で説明を終わります。

議長 説明が終わりましたので、これより質疑を行います。

(なしの声)

御質疑ありませんので質疑を終結いたします。

お諮りいたします。本案につきましてはこの際討論を省略し、直ちに採決したいと思いますが御異議ありませんか。

(なしの声)

それでは採決いたします。

議案第7号 平成28年度南幌町介護保険特別会計補正予算(第3号)は原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

(なしの声)

御異議なしと認めます。よって本案は原案のとおり可決することに決定をいたしました。

日程13 議案第8号から日程25 議案第20号までの13議案につきまして、関連がございますので一括提案をいたします。

- 日程13 議案第8号 南幌町債権管理条例制定について
- 日程14 議案第9号 町税条例等の一部を改正する条例制定について
- 日程15 議案第10号 南幌町高等学校通学費補助に関する条例の一部を改正する条例制定について
- 日程16 議案第11号 南幌町町税等の滞納に対する行政サービス等の制限措置に関する条例の一部を改正する条例制定について
- 日程17 議案第12号 南幌町道路占用料徴収条例の一部を改正する条例制定について

- 日程 18 議案第 13号 南幌町介護保険条例の一部を改正する  
条例制定について
- 日程 19 議案第 14号 平成29年度南幌町一般会計予算
- 日程 20 議案第 10号 平成29年度南幌町国民健康保険特別  
会計予算
- 日程 21 議案第 16号 平成29年度南幌町病院事業会計予算
- 日程 20 議案第 17号 平成29年度南幌町下水道事業特別会  
計予算
- 日程 23 議案第 18号 平成29年度南幌町農業集落排水事業  
特別会計予算
- 日程 24 議案第 19号 平成29年度南幌町介護保険特別会  
計予算
- 日程 25 議案第 20号 平成29年度南幌町後期高齢者医療特  
別会計予算

以上、13議案を一括して議題といたします。

理事者より提案理由の説明を求めます。町長。

町 長 ただいま上程をいただきました議案第8号から議案第20号までの  
13議案につきまして、提案理由を申し上げます。

初めに、議案第8号 南幌町債権管理条例制定につきましては、債  
権管理の事務処理に関し必要な事項を定めるため、本案を提案するも  
のです。

次に、議案第9号 町税条例等の一部を改正する条例制定につつま  
しては、地方税法等の改正に伴い、本案を提案するものです。

次に、議案第10号 南幌町高等学校通学費補助に関する条例の一  
部を改正する条例制定につきましては、高等学校等に通学する生徒の  
通学費補助基準の変更に伴い、本案を提案するものです。

次に、議案第11号 南幌町町税等の滞納に対する行政サービス等  
の制限措置に関する条例の一部を改正する条例制定につきましては、  
事業拡充による名称変更及び新たな事業の制定に伴い、本案を提案す  
るものです。

次に、議案第12号 南幌町道路占用料徴収条例の一部を改正する  
条例制定につきましては、道路法施行令の改正に伴い、本案を提案す  
るものです。

次に、議案第13号 南幌町介護保険条例の一部を改正する条例制  
定につきましては、消費税増税の延期に伴い、本案を提案するもので  
す。

次に、議案第14号から議案第20号までの7議案につきましては、  
平成29年度における南幌町一般会計予算及び各種特別会計予算であ  
り、概要につきましては、別途配付いたしました平成29年度南幌町  
各会計予算編成の概要により、副町長が説明いたしますので、よろし  
く御審議賜りますようお願い申し上げます。

議 長 予算編成概要の説明を求めます。

副町長。

副町長 (予算編成概要の朗読により説明する。)

議長 ただいま上程されました13議案の取り扱いについて、お諮りいたします。

10番 熊木 恵子議員。

熊木議員 ただいま上程されました平成29年度各会計予算及び関連条例議案などにつきましては、議長を除く10名による予算審査特別委員会を設置して、本13議案を付託し休会中に審査してはいかがかと思っておりますので、議長よりお諮り願います。

議長 お諮りいたします。ただいまの熊木 恵子議員からの御発言は、10名による予算審査特別委員会を設置し、本案を付託し休会中に審査するという御意見であります。さよう決定することに御異議ありませんか。

(なしの声)

御異議なしと認めます。よって本13議案は予算審査特別委員会に付託し休会中に審査することに決定をいたしました。

ただいま設置されました予算審査特別委員会の正副委員長についてお諮りいたします。

10番 熊木 恵子議員。

熊木議員 ただいま設置されました予算審査特別委員会の委員長には石川 康弘議員、副委員長には志賀浦 学議員の両氏を推薦いたしますので、議長よりお諮り願います。

議長 お諮りいたします。ただいま、熊木 恵子議員から提案がありましたとおり、委員長には石川 康弘議員、副委員長には志賀浦 学議員との御発言であります。さよう決定すること御異議ありませんか。

(なしの声)

御異議なしと認めます。よって委員長は石川 康弘議員、副委員長には志賀浦 学議員と決定いたしました。

以上で、本日本日予定しておりました全ての議案審議が終了いたしました。明日9日午前9時30分まで延会といたしたいと思っておりますが、御異議ありませんか。

(なしの声)

御異議なしと認めます。よって明日9日午前9時30分まで延会といたします。

御苦労さまでした。

(午後 1時41分)



議長 おはようございます。  
昨日より延会となっております平成29年第1回南幌町議会定例会をただいまより再開いたします。

本日の出席議員数は11名でございます。直ちに本日の会議を開きます。

●日程26 一般質問を行います。本定例会の一般質問通告者は10名でございます。一般質問につきましては通告順に行います。

3番 原田 弘克議員。

原田議員

ことは町長が4期目の公約を出した年、さらに第6期の総合計画がスタートする年、そしてまた平成29年の執行方針と3つが連動して今回一般質問させていただきます。貴重な体験をさせていただくことを感謝申し上げます。8年ぶりの、10年に一度あるかないかの機会でございますので、この3つを絡めて質問をさせていただきたいと思っております。今回10人全員が質問するというので、時間を大切にしながらポイントを絞って私が先陣を務めさせていただきます。よろしくお願いいたします。

1点目でございます。地域に貢献できるリーダーの育成についてということで町長にお伺いをいたします。4期目の公約と第6期総合計画の中で、地域に貢献できる次世代につながる多様なリーダーの育成を図る、としています。私もこれからの人口減少と少子高齢化に伴う地域消滅を危惧する町民の一人として、一昨年に質問いたしました地域の健康づくり推進員を含め、ふるさと南幌のこれからの協働のまちづくりのためには人材育成が必要不可欠と考えています。そこで3点伺います。

- 1、想定しているリーダーのイメージと役割は何か。
- 2、リーダーの育成を必要とする地域の単位は、行政区ごとか。
- 3、育成の手法はどのように進めていくのか、お伺いいたします。

議長 町長

町長。

地域に貢献できるリーダーの育成についての御質問にお答えします。私の公約には、地域に貢献できるリーダーの育成、第6期総合計画の中では策定審議会より提案をいただきました重点プログラムに、次世代につながる多様なリーダーの育成が盛り込まれたところです。現在、各種団体や組織のリーダーの方々には、まちづくりへの御協力をいただいているところであり、議員の言われるように、協働のまちづくりにおいてはリーダーや人材の育成が必要であると考えています。また、地域活動や各種団体活動のリーダーが活躍することで、まちの活性化が図られます。

1点目の御質問については、リーダーとは将来的な方向性やビジョンを示し、信頼とチームワークに満ちた環境をつくれる方と考えています。

2点目の御質問については、地域とはコミュニティであり、一定のつながりのある共同体として、行政区や各種団体なども含まれると考

えています。

3点目の御質問については、町民や地域団体、企業などによる話し合いの場を一層充実させ、現在活躍されているリーダーの豊富な知識と経験を若い世代に引き継いでいくことが重要であり、地域に貢献できるリーダーの育成に向け、多様な団体等と連携しながら取り組んでまいります。

議 長  
原田議員  
(再質問)

3番 原田 弘克議員。

回答ありがとうございました。1点目のイメージ、役割の関係ですけど、私にも一つイメージというかプランもございます。やはりこう地域、行政区・町内会にはやっぱり若い人も実際にいるわけでございます。この人たちが個々の専門性やら趣味、それから目標、それから夢を持つ人もいます。そういった多様な人材、いかにこう将来的に活躍していただける人に育っていくか。私は一人に限定する必要はないと思います。やはりこう一人一役、やっぱり町を支える中で一人一役というのは、私は重荷にもならず、やはりこう幅広い人材を使えるという面で、私は一人一役を考えているところでございます。リーダーの候補者、それから地域の方とそれから現在、町長が進めている地域担当職員、これらを絡めて定期的に意見交換したり、テーマを設けて勉強会をしたり、そういったことを続けて継続して続けていくことが人材育成につながると私は考えています。将来的にまちづくりへの関与、行政への関与、いろいろあると思います。その中でも本当の将来的ですが、公職者になったり、議会議員になったり、ひいては町長になる方も出るかもしれません。そういった可能性を持つということで、このリーダー的役割、リーダーの育成っていうのは私は重要なポイントだと思っています。よくまちづくりは人づくりと言っております。南幌町の20年後・30年後、やっぱりこの町を支える町民、一人でも多く、やっぱりこう育てていただきたいというのが私の願いでもございます。そのために今から育成に努める必要があると思います。これは職員にも言えることでございます。町長が進める上で私の提案についてお考えがあれば、御意見をいただきたいなというふうに思います。

2点目の地域単位の関係ですけども、やはりこう団体、組織いろいろあるわけでございます。その中でいろいろな可能性もある、これからの新しい組織づくり、今ある組織を衰退させないためにも、これは僕は後継者対策も含め必要だと思っております。行政区もこれから人口減少時代、南幌町もそれに乗りたくはないんですが、やむを得ない事情もあると思います。その中で、いろいろな地域行政区含め、地域単位っていうことも私は考えられますので、そのときの地域のあり方、現状、これを把握した中で行政区が一緒になって、地域として、あるいはまた旧小学校の校区単位、そういった仕組みをちょっと考えてはどうかなと思います。これについても町長、もしお考えがあればお伺いしたい。

3点目の育成の手法でございますが、私はこの育成、先ほど地域担当職員と、やはりこう意見交換する場、今町でやっている出前講座、

町長のこれはもう最初からのあれでございますが、私は出前講座はこれを一つランクアップさせてはどうかと。出張講座、最初は少人数でもかまいません。地域に出向いて、やはりこう役場職員がやっぱりこう自分の知識、あるいはそういった地域の課題ですとか、直接意見交換する場を私は設けてはどうかと、積極的に出前講座を拡張させてはどうかという考えでございます。当然、地域に職員が出向くわけですから、職員も講師となって職員自身もスキルが上がると私は思います。職員も自分を知ってもらい、町民も知る、私はいいい機会だと思えます。今職員でも、町外からの採用職員がほとんど多くなっております。やはり地元の中を熟知した、そういった人材が職員としても私は求められると思っております。町長が日ごろから言っております、職員も汗をかくべきだと、地域に出るべきだと、やはり行政と町民の協働のまちづくり、ここの根幹はそれができてこそ、町長の思うところではないかと思えます。職員の活用を図る考えがあるかどうか。以上、3点お伺いします。

議 長  
町 長  
(再答弁)

町長。

原田議員の再質問にお答えいたします。それぞれうちの町にいろんな組織やら、行政区も含めて団体、たくさんございます。この団体を見ているとどの団体についても、それぞれ先行きが非常に不安であります。ですので、これ私一人がリーダーを養成するというにはならないと、それぞれの団体、あるいは行政区・町内会、あるいは議員さんたちが、我が町を支える人たちが今たくさんいるわけですが、その方々が一緒にやっていただくことで、初めて私は協働のまちづくりができる。ですからあえて、私の公約やら第6期総合計画に載せさせていただいたところでもあります。このことが十分理解をいただければ、それぞれの地域からまたそういう声が上がっていくだろうというふうに思ってますし、今の私のいろんなところへ、団体、地域から要望があったら出ているわけですが、そのところに行ったときにやはりそういう身近な地域にある人たちのいろんな取り組みが若い人たちに伝わるように、そういうお話がたくさん出てくるわけがあります。それを私もお話ししながら、これは私一人では全部が回りませんので、当然、ここにいる職員、あるいは議員の皆さんにも手伝っていただいてそれがなれば、私は非常にいいまちづくりに進むんではないかなというふうに思っております。そんな意味で、これからいろんなところに出向きながら、私は活用していきたいというふうに思っております。

あわせて、先ほどありましたけれども、職員の出前講座等々やっております。今はそれで私は十分やっているのでもいいかなというふうに思ってます。やはり地域の方々がやると根づきつつありますから、あまり変える必要はないのかなと、そういうふうに思っています。これが、ある程度行き渡ったときに、次の段階としてどういうふうに進めていくかっていうのはまた考えていかなければなりません。一部の行政区についてはまだまだそこまで浸透しておりませんので、そこを早く浸透させながら、全体を見て頑張っていければいいかなと。その

ための職員の役割ってというのは非常に大きいかと思っておりますんで、町にある大事な財産でありますから、それを町民皆さんに活用していただくというのが、それを広めていくのが私の役目かなというふうに思っておりますんで、そのことを申し上げて答弁とさせていただきます。

議長  
原田議員

3番 原田 弘克議員。

町長の考え方、進め方については私も焦ってやる必要は僕はないと思います。ただ地道に継続やっぱりしていかなければ、20年後・30年後、この町どういう状態になるか。私も七十、八十になってこの町がどういう状況になっているのか。やはりこう今取り組むべきものは何なのか、今できることは何なのか。やっぱりこれを町長も言うように、私も議員として、職員、それからいろんな地域の方たちとやはりこう議論をしながら、やはり南幌町というこのふるさとを長く存続させる、そういう意味での職員も、町民もふるさと南幌のやっぱりこう重大な思いをやっぱり後世に伝えていかなければ、この町は将来像が僕はなかなか見えてこない部分が出てくるのではないかと思います。再々質問いたしません。ぜひこの取り組み、しっかりとしていただきたいと思います。

それでは2問目に入らせていただきます。高齢化に伴う町民のための安全安心な地域公共交通の推進についてということで質問させていただきます。昨今のテレビ、新聞等で高齢運転者の絡む交通事故が日々報道され、事故件数の増加は全国的な問題となっています。本町も高齢化率が30%を超え、今後の町立病院への通院等、高齢者の生活に必要な足の確保に不安を覚えるものであります。第6期総合計画の中でも高齢運転者の免許返納者に対する助成制度を打ち出していますが、十数年後には3,000人近くに増加する高齢者を鑑みると根本的な解決策が必要だと思えます。そこで、3点伺います。

- 1、本町の高齢運転者に係る交通事故の動向は。
- 2、新たな地域公共交通の推進を掲げていますが、その方向性は。
- 3、推進にあたって国の地域公共交通活性化再生法の適用を受ける考えは。

議長  
町長

町長。

高齢化に伴う町民のための安全安心な地域公共交通の推進についての御質問にお答えします。1点目の御質問については、全国的に高齢ドライバーによる交通事故が増加しています。本町においても交通事故全体は減少傾向の中、70歳以上の高齢ドライバーが原因となる事故件数は、平成28年は53件で34.4%を占めており、平成27年との比較では20件、14.7%増加しています。

2点目の御質問については、町政執行方針でも述べたように、町民の生活交通対策として、地域の高齢化の動向や町内巡回バスの運行ニーズを注視するとともに、民間バス会社とも情報交換を行い、将来的な本町の地域公共交通のあり方について検討してまいります。議員御指摘のとおり、高齢者の生活に必要な足の確保は重要課題であると認識しておりますが、現段階では巡回バス利用者などのニーズを把握し

議 長  
原田議員  
(再質問)

ながら、運行を継続したいと考えています。なお、平成22年度に策定した地域公共交通総合連携計画の策定後に、デマンドバスの実証運行を実施しており、近い将来に向けての地域公共交通のあり方について調査研究を進めます。

3点目の御質問については、将来的に巡回バスから別の交通手段の運行に切りかえることが決定した場合には、地域公共交通の活性化及び再生に関する法律に基づき、新たに地域公共交通網形成計画を策定する必要があると考えています。

3番 原田 弘克議員。

ありがとうございました。高齢者の事故、これはやはり本当に他人事ではない。私も将来高齢者になるわけですから、免許証がないときにどういった自分の生活のライフスタイルはどうなるのか、非常に不安を覚えています。その中で、1点目の交通事故の関係ですけども、やはりこう事故は加害者も被害者もやっぱり生活が一変する要素を持っています。高齢者の事故は一層その子供、孫、いろいろなやっぱり家族に不幸をもたらすケースが散見されます。長沼町でもありました。この間は栗山町でもありました。アクセルとブレーキの踏み間違いの事故、やはり南幌でも私はあってもおかしくはないと思っています。

それで1点目の関係ですが、自主返納者に対するタクシーの助成の関係ですが、これは返納時1回だけなのか。それと免許返納の勧奨、それから啓発活動はどのように行っていくのか、まず1点目でお伺いします。

2点目でございますが、新たな公共交通ということで、現在巡回バス運行しております。私はまち・ひと・しごと創生の中で移住政策、これはかなり厚く考えた政策を、うちもみどり野団地もありますから、公社との連携、道との連携の中で必要な施策だと私は思いますが、まずもって大事なのは今住んでいる人の満足度、これを上げなければ人口増、減少抑制には僕はつながらないと思います。やはりこう先ほどにも言いましたように、自分がやっぱり七十、八十になったときにこの町にやっぱりこう住み続けたい。そういう思いを持った人をふやしていかなければ、まず満足度を上げなきゃだめだと。そのために今、将来的に不安なのはやっぱり買い物、公共施設、それから病院。いろいろな面で、やっぱりこう不安を抱えている高齢者、高齢者予備軍、そういった方、この南幌町に住み続けられるような仕組みづくりが私は大切ではないかと思えます。総合計画の中でも、高齢者が活躍するには外に出る、足を確保して出る機会、機会をいろいろ設けたとしても、やはりこう足がなければ、私はなかなか不安は一掃されないと思っています。現行の巡回バスは継続をするというお答えでしたが、町長はいつまでこのフィーダー系の運行を、町長としてはどの時点まで続けるのか、お答えをいただきたいと思えます。

3点目の再生法の関係ですけども、これは国が交通政策基本法、これは平成25年に改正した公布施行したやつですけども、中身的には、日常生活等に必要不可欠な交通手段の確保とまちづくりの観点からの交通施策の推進、関係者相互間の連携と協働の推進と3つを掲げてい

ます。そして、このポイントは地方公共団体が中心となり、まちづくりと連携し、面的な公共交通ネットワークを再構築するとしてございます。この公共交通活性化再生法のスキームでございしますが、基本方針は国が策定いたしますが、この中で自治体が事業者と協議の上、策定する地域公共交通網形成計画、先ほど答弁あったこの計画でございします。当然今ある協議会も法定協議会に移行しなきゃならない、そしてこの計画づくり、やはり答弁にありました町民のニーズ、これが必要になってきます。その後、いかにその事業を展開するかという部分では、地域公共交通再編事業がございします。最終的にこの再編の実施計画を立てて、国交省の大臣が認定して計画を後押ししてくれるものでございします。具体的な事業としては、予約型の運行転換経費補助、要するに小型車両の導入、そして予約システム。そういったものも入るわけでございます。ほかには車両購入に係る補助、そして巡回バスで今やっております地域内フィーダー系補助、これは全部補助率2分の1でございします。私は過疎債もない本町の財源としては、ある程度国の補助をもらいながら、やっぱりこう地域公共交通を維持していかなくちゃならない。単独ではなかなか私は無理だというふうに思っていますので、こういった財源、それからいろいろなこれから国が限界集落を含め、やはりこうJRの問題もありますが、やっぱり地域内の住民の足の確保策としては、まだまだ国は出してくれるというふうに思っています。その中で、今からいろいろな検討をしてですね、いくべきではないかなと思いますけれども、その辺のこの計画づくり、ある程度目安として、私はスピード感が必要だと思っています。町長は4期中で、これをやっぱり積極的に進めるのかどうか、やはりこう計画策定、法定協に移行して、計画策定まで二、三年、実証運用までとなると、中に例えば有償の運送のやつをやるとすれば、事前準備で協議も必要ですから最低4年はかかる。やっぱり実証運用して5年、して当然そうすると9年、10年ぐらいになるんです。10年経てば地域も変化しちゃうんです。ですから速やかな計画策定と実証運用ができなければ、私は新しいニーズをつかめない。まして、国の指定を受けるのであれば、当然評価も求められます。事後評価、それによって来年度どうする、次期どうする。そういうようなテーマで協議会もどんどん進んでいくはずですよ。その地域の変化を含めて私はスピード感大変必要、僕は大事だと思っていますが、この町長の4年間の中でどの程度までやりたいか、進めるべきか。その思いをお聞かせいただきたいと思っています。

議 長  
町 長  
(再答弁)

町長。

原田議員の再質問にお答えをいたします。新しく自主返納の関係は予算が通れば、そのようになるんですが、そこで詳しく説明があるのかと思いますので、私からは簡単に。3カ年広報等々で周知、あるいは老人クラブ等との会合なんかでお話をさせていただき、詳しくは予算委員会で聞いていただければというふうに思っております。

それから満足度、これはいろいろ議員言われたとおりのことありますが、今の住民のニーズは、今のある公共交通の便数も減らさない

で、ふやしてくれっていうのがほとんどであります。そのところを考  
えていただければ、どういう道を今やらなきゃならないのかっていう  
ことは、当然議員も現職時代、いろんな費用と運送会社と当たった、  
その考え方は今も変わっておりません。現状を維持するのが非常に厳  
しい。だから住民の方には、今はまず公共交通に乗ってくださいとい  
うお話をさせていただいて、その上でいろんなことが今言われました  
けど、町としても考えていかなければならない現実があるかと思いま  
すが、先ほど申し上げたように、バス事業者との連携がこれ不可欠で  
あります。意見を戦ってやれるものではありません。ですから慎重に  
ならざるを得ないというのは、これは十分議員御承知かと思えます。  
先ほどいろんな話があった中で、やっぱり言葉っていうのは大事であ  
ります。今限界集落という言葉が出ました。これは議員としては、ふ  
さわしい言葉ではありませんし、私は使う気はありません。これはや  
めてほしい。いろんなところから批判を受けているんです。やっぱり  
立場、公人という立場がありますから。そのことは十分これから理解  
して発言していただきたい。誰もがそんなところに住んでいるわけじ  
ゃないので、自分のふるさとであります。そのことを十分感じていた  
だきたいと思っております。

できるだけスピード感は持ちたいんですが、今言ったようにバス事  
業者やいろんな公共交通、民間も含めて、うちの町の中で走ってい  
ただいております。町が手がけることによって廃業だとか、下がって  
いってしまうってことになったら、これ非常に問題があります。その  
ことを十分認識をしながら、先ほど言ったように事業者等と、関係者  
とも将来の人口構造がわかってるわけでありますから。そんなことを  
通じて、お話をいただいて、同じテーブルでどうあるべきかというこ  
との議論はしていきたいと思っております。もし、皆さんの了解をいた  
だけるならその方向で当然検討していくべきだと思えますし、国のほ  
うの制度は、当然使っていくべきだというふうに私は思っております。

3番 原田 弘克議員。

議 長  
原田議員  
(再々質問)

1点目に関しては、3カ年ということで、これは予算の中でまた詳  
しく知りたいと思えます。

2点目、町長、限界集落、私は南幌のことを言ったわけではなくて、  
報道ですとかいろんな面で、そういうニュアンスを報道されているこ  
とは事実ですから、そういう地域もあるよということで、私は南幌の  
ことを指したわけじゃございませんので、それは訂正を。私が誤解を  
させたのであればそれは謝罪したいと思います。そういう意味で言っ  
たんではないということで御理解いただきたい。再々質問をいたしま  
す。

2点目の部分で、巡回バスをやっている中でアンケートも公表されて  
おります。その中で乗車時間が長い、バス停まで遠い、そういったア  
ンケート結果も出ていることですので、これはまた定期的にアンケー  
トをとってニーズを把握していかなければ、僕はならないと思ってい  
ますが、一つのこれから新たな公共交通を進める上で、やっぱりこう南  
幌町の特性と言え、やはりこうコンパクトにこの町はできてるんで

す、道路網も。その中でいかにこう今の巡回バスを派生してこう効率的に住民のニーズ、答えれるかという、やはりこう今のコースを東回り西回りに2つに分ける。そして市街地団地内を別系統で循環させる。で、ビューローを起点とします。当然町長が先ほど言いました民間バス、とにかく使ってほしい、今は便数を減らさないために。それは私もJRとか、中央とも協議した中では、やっぱりこう利用者増に結びつける方策を考えなきゃならない。ビューローを起点にすれば、当然ビューローでの乗り換え、札幌ですとか北広島、そういった方向にも僕は相乗効果が出るというふうに思っています。あくまでこれは行政がやるのか、協議会が主体としてやるのかは別ですが、やはりこう公共施設、やっぱり買い物も含め郵便局やいろんな施設に行きやすいような環境をつくるのが、私はこの町のスタンスではないかと、公共交通を進める上では。その中で当然公共施設、役場、プールもそうです。そういった利用度も高める、生涯学習センターもそうです。そういった中で、こまめな例えば午前9時から午後の3時まで、朝3便午後3便、これで僕は公共施設、月曜日から金曜日までの平日でいいと思います。ですからそういった手法、一つの巡回バスにとらわれないで、デマンドもいいでしょうし、予約形もいいでしょうし、そして路線方式のバス、こういった多様なやっぱりことを考えていくべきだと思いますけども、これについてもし町長、今お考えがあるのであれば、イメージ的にちょっとお示ししていただきたいなと思います。

交通網形成計画の関係ですけども、私のほうでこの資料、山形県の小国町というところにお電話させていただきまして、担当者いろいろとお話を聞きました。この計画ができて実際まだ実証運用してないそうです。なぜかという、地域との調整がうまくつかないという問題があるそうです。やはりこう先ほど言いましたように、計画を立てても、その計画のニーズはその前の年の分、当然実証運用まで5年も経てば地域は変わってしまうんですよ。そういった面で僕はスピード感ということでお話をさせていただいたと思います。この地域公共交通本当に僕は重要課題、本当に町長が言うとおりの重要課題と思っています。この検討についてですね。やはり、これは行政だけではなく我々議会としても、当然これは勉強して研究していかなくちゃならないものだと思います。議会として、議会と一緒に取り組んでみてはどうかと思いますけれども、町長のお考えをお伺いいたします。

議 長  
町 長  
(再々答弁)

町長。

原田議員の再々質問にお答えします。先ほども答弁させていただいたとおりであります。原田議員が言われている方法論は当然私の中でも考えておりますが、現状では先ほど言ったとおりであります。ですからその動向を見きわめながら、大事な問題でありますから、やっていきたいというふうに思っております。限界集落は今マスコミも使わなくなったんです。住んでいる人等の気持ちを考えてやってください。公人であります。そのことを忘れないで。

原田議員  
議 長

議会と一緒にっていう部分、町長の答弁を。  
町長。

町長  
(再々答弁)

議会は議会で議論をしていただいていると思います。私どもは住民ニーズを把握しながら、あわせて先ほど言ったように、今運行している事業者との連携もありますから、その辺を十分考えながらお互いでいい案が出てくればいいと思っておりますから。ただ、勝手に私どもは走るわけにはいきません、この問題。どのバス事業者も、注視しておりますから。現在の運行が相当厳しいという動向を踏まえながら、南幌町が違う形でやるならそれはどうぞということになりますので、そうすると住民の足が困るということでもありますので、その辺は慎重に私は進むべきだと。

議長  
原田議員

3番 原田 弘克議員。

それでは、3問目に行きたいと思っております。南幌高校へのさらなる支援についてということでお伺いをいたします。本年度の南幌高校受験者の願書出願状況が1月に新聞紙上で報道され、その後出願変更の報道が2月15日にあり、最終的な確定は28日となりました。当初の段階で40人の募集に対して17人、出願変更により確定した受験者は15人となっています。一昨年から議会と取り組んだ南幌高校支援策の協議を含め、新年度も新たな支援を実施し、入学者増につながる魅力ある高校づくりを支援していくとあります。そこで、3点伺います。

1、本年度の出願状況の結果をどう評価しているか。

2、来年度に向けて、新たな取り組みの必要性をどう捉え展開していくのか。

3、これからも、本町のまちづくりにとって南幌高校は不可欠と思うが伺います。

議長  
町長

町長。

南幌高校へのさらなる支援についての御質問にお答えします。まず、1点目の御質問については、昨年度の生徒卒業時における支援を行う進学入学金補助などの創設、資格取得補助の拡大、さらには新たに南幌中学校からの入学者に対する入学祝い金補助など、入学時での支援を打ち出し、入学者の確保に向けて取り組みを進めているところですが、募集定員に達していない現状を厳しく捉えています。

2点目の御質問については、町として魅力ある高校づくりに向け支援を行っていますが、南幌高校においても、中学校との連携により、高校教員による中学校での数学の乗り入れ授業の実施や、中学校公開授業における授業参観など、新たな取り組みを進めています。町としては、生徒や保護者に対する金銭的支援だけでなく、南幌高校での取り組みの様子を町民に見て知っていただくための情報発信や、小・中・高校の連携による南幌の児童生徒がふれあえる機会の創出など、高校への理解を深める取り組みが重要と考えております。

3点目の御質問については、本町には保育園、幼稚園、小学校、中学校、高等学校、養護学校がそれぞれあり、これらが揃って現在のまちづくりが進められていることから、議員と同様に考えております。

議長

3番 原田 弘克議員。

原田議員  
(再質問)

回答いただきました。1点目の関係ですけれども、昨年、新たな取り組みの関係について議会にも説明があったところでございますけれども、それ以後、具体的に結果は結果として事務体制の中で、各中学校へ、地元の中学もそうですが、どういった働きかけをしたのか、具体的な活動をお示ししていただきたいなと思います。

2点目でございますが、ことしの新たな予算の関係もでございますが、今年度の方でPR活動も当然必要だと私は思っています。この結果、昨年も20人を切って今回も15人の出願です。まず学校づくりの中で、やはりこう部活、生徒会活動、いろんな面での1クラスの単位、最低限何人、そういった面のやはりもう数値目標を定めて臨むべきだと、私は危機感を持ってやるべきではないかなと思っています。それで、この魅力ある高校づくりに支援すると、一体その魅力とは何なのか。今、魅力とは何なのかという部分で、教育執行方針にも書いてございます。その学校のイメージをどう捉えているのかお伺いをしたいと思います。

3点目で当然、私と同様ですということでお答えをいただきました。南幌のこのまちづくり、やっぱりこう確かに少子化は進行しておりますけれども、南幌の移住政策、やっぱりこう定住策もそうですけれども、ふるさと南幌の未来、これを考えたときには国やら道の今ある施設、国や道の事情もあるかもしれません。やはりこう南幌としてのそういう施設、それは確保すべきだと私は思っています。新たな支援これの部分で、どういうふうに活動していくか、2点目でお伺いしますけれども。

3点目は、やはりこう決意を持って臨むべきだと。やっぱり必要なんだというものを、やっぱり我々、行政も議会も、そして町民もそういうふうに関心を示していかなければ、やっぱりこう高校の大切さは伝わらないんじゃないかと思っています。そういった面で、その必要があるという思いがあれば、3点目でお伺いしたいと思います。

議 長  
町 長  
(再答弁)

町長。

原田議員の再質問にお答えをいたします。あくまでも南幌高校といえど、道立高校であります。やっぱり基本方針を曲げるわけには私はいかないと思います。これまで歴代校長先生、あるいは教職員の中で、この魅力ある南幌高校を残すために御議論をいただいて、町からできるだけの応援をさせていただくということで、ずっと続けてきているところであります。私はそこは変わらないと思っています。ですので高校の意向も十分反映しながら、来ていただきやすい環境づくりに私は応援するべきだというふうに思っています。これが町立高校であればそれは全然違うと思います。そういう考え方と、現在の中学生のお父さんお母さんの意向とそのことも十分ある。それから近隣の子供たちの動向、それらも十分あると、後ほど各学校に校長先生以下いろんな人たちが、募集のお願いに行って話をしていると思いますが、職員のほうからお答えをさせていただきますけれども、そういう取り組みはあくまで高校と一緒にやらないと。行政だけで何ぼ走ってもこれはなかなか難しいと私は思っています。ですから、あく

までも現状で魅力ある高校づくりにはどうしたらいいかと、そういうお話をさせていただいて、助言をいただいて、以前は出口をちょっと町で手厚くしてくれと。最近出口ではない、入学する入り口だと。それで新たな取り組みをさせていただいているところであります。なんとかそういうことも含めながら、うちの町の生徒だけでなく、近隣も含めて高校のあり方が議論されるべきだというふうに思っておりますので、そのことは道のほうにもお話をさせていただいているところでありますので、募集に関してはちょっと詳しくは職員の方からお答えをさせていただきます。

議長  
教育長  
(再答弁)

教育長。

入学に当たっての新たな制度を設けたことを、各中学校でどういう説明をしてるかということですが、当然高校が各中学校、南幌だけでなく、従来南幌高校に来ていただいている中学校含めて、町としてこういう施策を講じてますという説明は当然学校のほうからしているというふうに認識しています。それと議員も先般3月1日の日の南幌高校の卒業式に出席されたと思います。その中で校長先生が式辞の中でおっしゃったことは、感謝の心、それと感動の心、それともう一つは校訓、自主・自律ということで、自律という校訓は通常はみずから立つということですが、みずから律するというお話もされていました。こういう思いを卒業生が持って今後社会に臨んでほしいと、さらには3年生の答辞の中で、前の生徒会長さんが最初に入った時はやっぱり仲間ができなくて、どうしても出身校同士で固まったんだけど、宿泊学習を契機に、同僚の生徒間の意思疎通が図られて、非常に人数は26名と少ない中で満足した高校生活を送れたということでございます。第56回の卒業ということで、3,013名ですか、ことしの26名の卒業生を加えて、3,000人を超える卒業生ができています。当然、南幌町としてこの高校を守っていかなければならないという思いは、議員と同じくしてございます。ただ、やはり金銭面の援助ということではなく、先ほど町長が申し上げたとおり、いかに南幌高校を保護者を含め、町内の皆さんに理解をしていただくという形の中で、お金を出すということだけに限らず、南幌高校とどういう形で触れ合うか、そういう機会をこれからもつくっていききたいというふうに考えてございます。

議長  
原田議員  
(再々質問)

3番 原田 弘克議員。

お答えをいただきました。これから、もう各中学校へいろいろな働きかけされると思います。私は高校だけ、先ほど町長も言いましたように、先生だけでなく、校長先生だけでなくやはりこう教育長がいつも言ってる総がかり、議会も職員もやはりこう僕は一緒に活動すべきだと思っております。必要であれば、私も学校回り一緒に行っても構いません。そういった中でやっぱりこう、もう2年後には新しい再配置計画が出るわけですから。そこに持っていく、出る前に、我々としては一生懸命やるべきだと思っております。ですから、今回新しい予算で支援策が出ます。これのPRはもちろん働きかけももちろんですけども、まだ僕は魅力ある部分で、それと教育長言いました自主・自律、それか

らいろいろな答辞の中も僕も聞きました。そういう思いを継続できるようにするには、やはりこう人数をふやしていかなきゃならないという目標があるわけですから、みんな高校が必要だというのはこれは一致してる、皆同じ目標です。その中でやはりこう一つでも次の段階において、どういう検討をしたらいいのかっていう、来年度・再来年度に向けて、ですから私は今年度、その魅力づくりの議論をしてはどうかというのが私の考えです。これは来年度結果出て動くんじゃないで、今からやはり僕は検討すべきだと思いますよ。やることをやって、きちんと次の手を打った中で、それを使わないまでも来年ふえればいいですけど。来年の結果を誰もわかりません。ただ、僕は悔いは残したくないと思っています。議会としても私ができる範囲、やっぱり行政としてもできることはやるべきだと。やっぱり道立と言っても南幌町に必要な施設ですから、そういった面でいろんなプランも私個人としては持ってます。ですけど、きょうは申し上げません。これについて、我々も次の手を考えるべきだというふうに考えておりますが、一緒に行政と議会は別ということでもありますけれど、私は、一つの目標に向かって同じ議論をしていい方向性の新たな支援、これが必要ではないかと僕は考えています。この議論を進める考えがおありかどうか1点、それだけお伺いして、質問を終わりたいと思います。

議 長  
町 長  
(再々答弁)

町長。

原田議員の再々質問にお答えをいたします。常に一生懸命やっています。これから一生懸命やるんじゃないんですよ。今までも一生懸命やっています。ですから高校とあるいは中学校といろいろなお話をさせていただいて、どういうプランがいいか議論はさせていただいています。いい提案はどんどん出していただきたい。我々も今までどおり一生懸命これについては取り組んでまいります。

議 長  
西股議員

以上で原田 弘克議員の一般質問を終わります。

次に6番 西股 裕司議員。

それでは私のほうからは、町政執行方針の中から町長にお伺いいたします。南幌町の基幹産業である農業について、農業振興と担い手対策の中に、水稻作付面積の維持・確保並びに農業経営を安定させていくための体制づくりを強化とあります。米の直接支払交付金の廃止を見据えてか、生産者の意向を聞いてもJAの第13次中期3カ年計画においても、米の生産面積は減少していく方向性を示しております。2月23日付の北海道新聞に2017年産空知管内の米の生産目標が掲載されておりますが、南幌町は前年の面積比で11.1ヘクタール減少となっております。この現状を踏まえ2点お伺いします。

- 1、水稻作付面積の維持・確保をどのように考えているのか。
- 2、農業経営を安定させていくための体制づくりとは。

議 長  
町 長

町長。

水稻作付面積の維持・確保対策についての御質問にお答えします。1点目の御質問ですが、本町における平成28年度の水稲作付状況は、消費者から良質・良食味米として人気の高いゆめぴりか・ななつぼし

をはじめ、冷凍食品や業務用米として需要が高いきさら397、土づくりと減農薬等にこだわったYes! Clean農産物のなんぼろピュアライスなどを中心に、本町水田面積約5,000ヘクタールのうち約45%にあたる2,200ヘクタールで、消費者や実需者ニーズに応じた売れる米づくりを目指し、取り組まれております。本町では、基幹作物を水稲と位置づけ、先駆的に基盤整備事業を実施するなどして、優良農地の確保、農作業の効率化や生産性の向上、安全安心かつ高品質な米の生産を目指してきました。このような中、議員御指摘のとおり、本町においても微減ではありますが、年々、水稲作付面積が減少している状況にあり、加えて平成30年産からの米政策の見直しなど、水田面積の維持・確保を取り巻く環境は厳しくなることが想定されていますが、町では今後も本町農業の基幹作物は水稲と位置づけ、これまで取り組んできた売れる米づくりを基本に農家所得の向上に努めるとともに、生産者団体などとの連携協力のもと、現状の水田面積を維持・確保していかなければならないものと考えています。

2点目の御質問ですが、農業経営の安定を目指す体制としては、現在JAが中心となって、町・生産者・農業関係機関などの構成により南幌町農業再生協議会を設置し、戦略作物の生産振興や地域農業の振興方策などの協議に取り組んでいます。北海道では平成30年産以降の米政策改革への対応として、米価の安定による農家所得の確保や米の安定供給を目的に全道及び地域ごとに生産の目安を設定し、需要に応じた生産を推進するとしています。そのため南幌町農業再生協議会にも生産の目安への対応等として、生産者・JA・町の役割を明確にした取り組みが求められており、町としてもこれまで以上に生産者や農業関係機関等と連携を密に取り組んでまいります。

6番 西股 裕司議員。

私も本町の農業の基幹作物は米であるというふうに思っております。その中においてですが、現在の南幌町の平均作付面積、戸当たりでございますけれども、約30ヘクタールになっております。これが5年から10年の間には、個人では40ヘクタールになるんじゃないかなと予想がされております。その中において、大規模農家の水稲作付の面積というのは限度というのがありますので、町長もよく御存じだと思っておりますが、約30だと言っておりますけれども、実際には20から25ヘクタールが限界だというふうに言っております。こういうことを踏まえますと、個人の平均経営面積がふえてくるとどうしても水稲の作付面積は減少してくような傾向になるのではないかなというふうに思っております。そして、近年、若い方々の経営方針の中でですが、水稲よりほとんど作業が機械化されている畑作、畑作物、特に小麦ですとか豆類、ここにですね、経営の主体が変わってきているような状況になっております。こういう今の現状を踏まえた中で、何か独自の対策等を講じなければ、作付面積の維持というのは非常に難しいのかなというふうに私は思います。この辺を捉えてですね、町長の考え方を一つお伺いしたいと思っております。

議 長  
西股議員  
(再質問)

議 長

町長。

町 長  
(再答弁)

西股議員の再質問にお答えをいたします。南幌町のこれまでの歴史を振り返り、なぜ水稲にしたのかという問題があるかと思ひます。やっぱり先人のそこを目指した思い、これは私は土地条件にあると思っております。それと現在、国の手厚い転作関係についていろんなものがでております。これは来年の米政策の見直しでそれも当然踏み込まれます。現状維持を私どもはお願いはしていますけれども、なかなかこれもはっきりしない。これまでのいろんな取り組みの中では、水田が私は現状よりもう少し、私の本心としてはあるほうがいい農業経営になる、それには今用途別が、水割面積を確保すると、これは用途別でかなりクリアができる。そんな時代になってきているから、そういう部分も含めていくといいのではないかなというふうに思っております。所得に関してどうかということになりますと、所得率の一番高いのは水稲であります。そのことも含めていくと、私は最低でも今の部分は維持しながらやっていく、そして将来的にまだまだ大規模化になるだろうというふうに思っております。ですから今いろいろ、国あるいは道、いろんな研究機関で進めていただいているいろんな政策が早く実を結べば、うちの町でもっと水張面積を確保した用途別のお米がつかれるのではないかなというふうに思っております。またこれについては、JAの販売戦略もありますから、うちが町が何ぼこうして言うてもなかなか行政で販売できるわけではありません。ただ、全国の今の様子を見てみると、米はだんだん北のほうへ上がってきております。良質良食味米、ただ西のほうも品種改良がだいぶ進んではきておりますけれども、根本は私はもっともっと北に上がってくるのではないかなというふうに思っております。それがふるさと納税でいろんな声も聞いて、北海道南幌の米も評判を挙げていただいております。その需要にも応じれない、そんな現状もあります。それと、昨年大きな道内では台風による大雨による被害を受けております。うちの町の地盤から考えるとそういう一旦降ると畑作するのは全滅に近い、そんなことも考えますと、水稲の現状は確保していくべきではないかなと。あるいは、昔治水対策で農家の皆さんの協力で、水害を最小限に抑えた治水対策も含まれております。それがうちの土地条件でありますから、そのことも全部考えていくと何とか現状以上、もう少し水稲がふえればいいのかなど。そのために町としても道や国の機関に対して、うちが今まで取り組んできた農業の全て、これは全国に誇れる姿であります。そこをきちっとこれから若い人たちとともに、より発展していくためにしていかなきゃならないと思っておりますから、そこを含めてうちのせつかくいい環境をこれからも継続していけるように、行政として取り組んでまいりたいなというふうに思っています。

議 長  
西股議員  
(再々質問)

6番 西股 裕司議員。

今の関係でございませけれども、米からどうして小麦に行くのかという部分では、やはり春先の作業が集中して労働力が不足してるんだというものもございませ。ここをやはりクリアしてかなきゃならないというふうなものになってくると、どうしても労働力の対策という中では、直播というですね、一つの方法も出てくるのかなというふう

に思います。先ほど町長は用途別というお話もしてございましたけれども、高品質のお米というのは、食卓にのぼるお米ということでテーブルライスと言われるお米ですので、ある程度の作付であればいいのかなというふうに思いますけれども、全体的には需要というものがございまして、全体ではやっぱり1万5,000から2万トンが限度かなというふうに思います。北海道全体では40万トンの水場があるわけですが、そのうちですね、7割からが本州に行くお米でございまして、そしてその中でほとんどが業務用というようなお米になっているのが実情でございまして、いいお米というのは、産地のPRですとかそういう部分ではですね、大変必要なお米なんですけれども、生産にはちょっとなかなか労力があるんだというふうになってきてございまして、ですから、直播という部分をですね、もっともっとやっぱり広げる工夫も必要かなというふうに思います。平成20年に試験的に1回やりまして、次の年にですね、35ヘクタールぐらい、一番ふえたわけですが、その後どんどん減ってきてございまして、やはり南幌特有の風の影響によりまして、冷涼な気候にはやはりちょっと難しいというものがございまして、最近いい品種が出てきてるといいうものもございまして、品種の改良もなされています。そして、また除草剤、そこらの部分もですね、いいものが出てきてるといいうふうに聞いております。そういうような技術面のサポートですね。町・農協でお互い、普及センターもそうですけれども、三者交えてですね、行っていくというふうなことで進めていってはいかがかなという部分と、もう一つなんです、一つの方策としてですね、直播を用いた輪作体系の確立というものもこれから必要になってくるのではないかなというふうに思います。ここらもやはり踏まえてですね。取り組んでいただければなというふうに思います。最終的には生産者のですね。所得向上につながる振興策というものが、町でもやはり考えていかなきゃならない問題かなというふうに思うので、ここら辺を一つ検討していただいた中でですね。これからの事業に取り組んでいただきたいなというふうに思います。

議 長  
町 長  
(再々答弁)

町長。

西股議員の再々質問にお答えいたします。あくまでも、町独自でやるわけではなくて生産者団体、関係機関、先ほど言った用途別と言ったのは、直播も入っているんですけども、この品種改良が非常におくれていたんですが、ようやく不育で180何号かっていうやつが出てきて立丈夫よりもずっと優れた品種になりました。それが名前が出るのは来年になるのか、ことしの秋なのかちょっとわかりませんが、そういう開発を道のほうでも急いでいただきましたので、これらが本当によくなれば、我が町でも直播が一部入っていただくと、春作業の効率化が非常にできやすい、そして売る用途別も非常にやりやすくなるので、私はこの技術の拡充が大事だと、だから道のほうに早くこれ南空知でとり入れられるような政策をお願いしたいという話をずっとさせていただいております。ですから、これらを含めて三者になるのか四者になるのか、いろんな関係機関と農研のほうとも連絡をとりながら、

うちの町に合った米づくりができる手法は当然やっていかなければなりません。その中の一つに直播というの大きな要素には私はなるんじゃないかなというふうに思っていますから、これからもJAと一緒にいい方向にもっていけるように、そして農家の方が取り組めるように、できる体制づくりはしていきたいなというふうに思っています。

議 長

以上で西股 裕司議員の一般質問を終わります。

ここで場内時計で10時50分まで休憩をいたします。

(午前10時41分)

(午前10時50分)

議 長

休憩を閉じ、会議を再開いたします。

次に5番 内田 恵子議員。

内田議員

新たな加工施設に向けての考えは、について町長に伺います。道内で市町村がふるさと名物応援をする動きが始まっています。地元で採れる農産物などの地域資源をふるさと名物と定め、地域一体となってブランド化に弾みをつけるものです。基幹産業が農業である我が町も地域資源を利用し、新たな商品開発などに手がけ、忘れられないふるさとの味、胃袋と舌に訴える南幌の味を探さなければならないのでしょうか。そして、ふるさとの味を身近に感じてもらうためにも市街地に加工施設が必要と考えますが、町長の考えを伺います。

町 長

新たな加工施設に向けての考えは、の御質問にお答えをします。本町では、長年、町内外の方に愛されているキャベツキムチをはじめ、生産者グループが開発・商品化したピュアホワイトのスープやドレッシングなど多くの特産品が、ふるさと南幌の味として商品化・販売されていますが、今後も、生産者や有志団体が豊富な本町の地域資源を利用した、新たな商品開発に取り組む際には、課題などへの対応や各種補助事業の紹介など、町としても積極的に支援してまいりたいと考えています。

御質問の市街地への加工施設の必要性については、現在、南幌町農産物加工センターの加工研修室は、各団体の方に御利用いただきしており、また市街地にはあいくるとぼろろにそれぞれ簡易な加工が可能な調理実習室があることから、町としては既存施設を活用した中で新たな商品開発などに取り組んでいただきたいと考えております。

議 長

6番 内田 恵子議員。

内田議員  
(再質問)

課題への対応や各補助事業の紹介など、町としても積極的に支援をしていくということでありがたいなと思います。けれども、あいくるとぼろろは調理実習室であって加工所でないで、このぼろろの実習室が加工施設にできないものかということ再質問させていただきます。農産物加工センターでつくられる加工品は、豆腐、みそ、ジュースなど、ふるさとの味として貢献をいただいておりますが、品数は大変多く、面積からいっても多いぐらいと聞いています。今後、町民のニーズに対応できるのか町の考えを伺います。

私は地域資源とは、その町の産業、文化、教育、環境、景観等の全てが含まれていると思っています。緑豊かな田園文化の町、全町バリ

アフリーフリーも地域資源とした我が町のふるさとの味の一つとして私は景観プラス食プラスイベントだと思っています。去る2月冬まつりが開催されました。天気もよく人出は800人と聞いていますが、本当に参加型のイベントでよかったなと思っています。見知らぬ顔の方もたくさん見かけました。私も仲間と調理パンを出しましたら、人気でした。では次回、1,000人の人に来ていただくためにはどうしたらよいかと考えましたが、もちろん天気もありますが、誰もが気軽に楽しみながら、手づくりの一品を出店してくれたら、もっとにぎわいがあるのではないかと。楽しくておいしいものがあると物流が生まれる。若い人がパンやキッシュ、ピザ・小籠包等々に挑戦できれば、また、若い人ばかりではありません。漬物、これはコミュニティ構築やイベントには最高なものだと思っています。また、第一人者も南幌にはいらっしやいます。こういったものを伝承するには、加工施設が必要。研修して、その仲間だけで食べたりしているには研修施設で十分なんですけど、ものを売る、実はものではなく心を売る、そんな楽しさを知ると商売を夢見る若い人も出てくるのではないかと思います。夢を持てる環境整備が必要ではないでしょうか。

また、ふるさとの味とは、我が町に伝承されるものばかりでなくともよいのではないかと思います。我が町には、他県から嫁がれ、とてもよい食文化を持っている方々がいらっしやいます。ぜひそうした方に、今一度活躍していただきたいと思うところです。この地に根差し南幌の食文化とまじり合い、郷土の味、切りたんぽやせんべい汁など、さらに南幌の味として育つことができるよう願うところですので、再質問いたします。生涯学習センターぽろろ、前にもありましたように魂を入れるのに、調理室ではあるんですけど、その自治体によっては加工所として許可をとっているところもあると聞きます。品数は限られるかもしれませんが、そういったことで町として今後そのぽろろを使えるように、調査研究していただけるか、質問いたします。

議 長  
町 長  
(再答弁)

町長。

内田議員の再質問にお答えをいたします。まずいろんな取り組みを町民の方がやっていたいて、町の加工センターを御利用いただいて本当に感謝を申し上げたいと思います。しかしながら、利用率からいくとまだまだ日がたくさんありますんで、そこで可能かと思えますし、それから先ほど答弁させていただきましたけども、ぽろろ・あいくるのそれぞれ調理室、商品開発までの間はそこを十分活用いただきたいと思っております。ただ営業していくとなると、これはまた別問題であります。ですので、今ある施設でどれがいいか、どれがイベントで使ってる皆さんの反響がどれがいいかってことで、商品開発する間は、町にある施設を使っていたきたいというふうに私は思っています。加工センターも当時、町でなかなかできないんで第三セクターを使って、あそこで営業ができるようにさせていただきました。町が入って営業するっていうことには、なかなかこれは難しさがあるというふうに思っております。ですので、そこでまずいい商品を開発していただいて、そして後ほどの質問もありますけども、空き店舗がありますんで、上

手に活用していただければ商品は売り出ししやすくなると思いますんで、いろんな制度が使えると思います。ですんで、そういうことを可能にできると思いますんで、ぜひいろんな方がいろんなところにチャレンジ、トライをしていただいて、これからの南幌らしいふるさとの味を知っていただいたものの開発は、積極的にやっていただければなと。そのための町と、行政として応援はさせていただきたいなと、そんなふうに思っております。

議 長  
内田議員  
(再々質問)

5番 内田 恵子議員。

やっぱり調理実習っていうか研究、それはわかります。私たちもあいくるとかを使わせていただきました。そして今調理実習されている会が結構あるようなんですけど、それを例えば男の料理教室でもいいんですが、そば打ちでもいいんですけども、1日販売許可っていうんでしょうか、そういうのをとるとそこで売れると聞いています、保健所で。そこからまず、そういうことを知ると町民の方も、その日は例えばそば打ちがあると、その日は食べれるっていうふうに思って、1人で住まわれている方とか、またそばの好きな方とか、また男の料理教室、そういう男性がつくったものを食べれる、その横に広がりですよ。どんなところでも言うと思うんです。行政と縦割りでつながっているのは、皆さんつながってます。そこをいかに横の幅を広げるそのリーダーが必要かということが、地域包括支援でもいろんなところで言われてます。その面はこういったまず食べる場所にあるのではないかと私は思うんです。それで1日、その販売許可っていうんですか、それは団体で取るのか、それは行政で取っていただけるのか、そういった支援もあるということで教えてくださるのか。やっぱり全て町民から望まれたらしますよっていうのではなくて、常に町民の前にあり町民にアドバイスをしてくださる、そういう行政であっていただきたいなと思うので。

そして再度聞きます、そういうことが可能だと思うので、資格をとる、それと今後農産物加工センターまだまだ余裕があるっていうんですけども、道央圏連絡道路とか開通とともにそういう加工施設も視野に入れられるのかどうか。それをお聞きします。

議 長  
町 長  
(再々答弁)

町長。

内田議員の再々質問にお答えをいたしますが、私先ほど申し上げたとおり、商品開発するまでの皆さんの反響を見るまでの調理部分でいくと、あいくるなりぼろろの部分、あるいは加工センターを使っていたら私にはできると思います。それから営業していこうとなるとまた別の問題になると思います。それは、空いていること、あるいはみずから団体がやることいろんなことが出てくると思います。その手法等々、あるいはいろんな事業等々は役場も支援をさせていただきますけれども、まず開発をしていくということを、商品としてそこまでの協力はその三施設で、今の三施設で十分まだ間に合うというふうに私は理解しております。ですんで、1日の営業権だとかいろいろあると思います。それは可能な部分は品目によってとれると思いますが、ぜひまず活用していただいて、開発をしていただいて皆さんにお披露

目して、それで反応がよければ当然営業っていう今度は部分に入ると  
思います。営業になるとまた別なことになろうかと思えますんで、そ  
こにいくまで、営業に行くまでの間はいろんな会場を使ってやってい  
ただいて、余分な投資をしなくて済みますから、その辺を考えていた  
だければ、十分ではないかなというふうに思っています。

議 長

以上で内田 恵子議員の一般質問を終わります。

次に4番 志賀浦 学議員。

志賀浦議員

町長に執行方針分で、介護予防についてを質問いたします。介護予  
防・日常生活支援総合事業で、要支援認定者を対象に訪問型サービ  
スと通所型サービスを提供するとあります。この事業の訪問型サービ  
ス、通所型サービスの内容をどの程度の範囲まで見込んでいるのか、実施  
を事業者へ委託するのか伺います。また、介護保険対象となるのか、  
週何回くらいの利用を予定しているのか、通所施設はどこを予定して  
いるのかお伺いいたします。

議 長  
町 長

町長。

介護予防事業についての御質問にお答えをします。平成29年から  
スタートします介護予防・日常生活支援総合事業ですが、介護保険予  
防給付のうち、訪問介護と通所介護について、地域の実情に応じた取  
り組みのできる地域支援事業に移行するものです。本町で行います訪  
問型サービスですが、現行の訪問介護事業者による訪問介護のほか  
に、住民主体による生活支援サービスを行います。事業者は、現在、家  
事支援を行っている南幌町高齢者事業団で、事業補助の形態により実  
施します。サービス内容は、身体介助を要しない生活支援サービスの  
みの実施で、具体的には掃除、洗濯、ゴミ出しを予定しており、利用  
対象となる方の状態に応じて支援をします。住民主体のサービスは、  
基本チェックリストにおける事業対象者と要支援1の方が週1回の利  
用ができ、要支援2の方は週2回のサービスが利用できます。サービ  
スの提供時間は1回60分以内とし、利用者負担は1回あたり200円  
で行います。

次に、町で行います通所型サービスですが、現行の通所介護事業者  
による通所介護のほか、緩和基準によるミニデイサービスを予定して  
います。緩和基準によるミニデイサービスは、今のところ江別市の  
カラダラボという事業者1カ所を予定しており、3月中に申請を受付  
し事業者として指定します。4月以降も新規事業者の申請があれば、  
関係書類等を確認し、随時事業者として指定をしてまいります。緩和  
基準によるミニデイサービスは、基本チェックリストにおける事業対  
象者と要支援1の方が週1回の利用ができ、要支援2の方は週2回の  
サービスが利用できます。サービスの提供はおおむね半日とし、1回  
あたりの単価設定とし、時間や送迎の有無により単価が変わります。  
また、4月から実施する事業は、事業区分によって指定事業者と事業  
補助によるものであり、委託はありません。なお、事業周知につつま  
しては、町ホームページや4月号広報の折り込みで周知するとともに、  
対象となる要支援者への説明は、地域包括支援センター職員や担当ケ  
アマネジャーより順次行ってまいります。

議 長  
志賀浦議員  
(再質問)

4番 志賀浦 学議員。

再質問させていただきます。去年の11月28日の全員協議会で、ある程度説明をいただいたんですけども、なかなか理解するには難しいのかなと思って今回質問いたしました。国の制度とは別に、このよいサービスが提供されていくのであれば、いい施策かなと思っております。それなりにやっていただけるとうれしいかなと思ってます。介護制度の改正で、予防給付を受ける場合、要介護1・2の対象者は訪問介護サービスと、また通所介護サービスを受ける場合に、今で言うところの介護予防生活支援サービス事業の中に組み込まれるというふうに理解したんですけども、生活支援、これからですね、今まで現行である生活支援サービスの配食であるとか、介護支援事業のケアマネジメントとともに訪問介護、また通所型サービス地域支援事業として実施されるというふうに理解してはいたんですけども、そこで今言われた高齢者事業団の訪問型サービスで従来の訪問介護、それはいいんですけど、そのほかに新たに実施される多様なサービスの生活支援ということで、住民主体による支援、そここのところちょっとお伺いしたいと思います。例えば身体介護を要しない掃除・洗濯・ごみ出しを予定してありますが、家庭内に入って行くサービスであり、事故が起こることを想定してはいないのかと。事業者であれば、ある程度事業者責任のもとに負うことができますけれども、地域住民主体である個人であればどのように対応していくのか。

また2つ目でお聞きしますけど、通所型サービスで地域の通いの場を計画していますが、ミニデイサービスと、今言われた江別市のカラダラボの予定をしているというふうに聞きましたけれども、4月以降本町で事業参入する予定のものがあるのかなのか、その辺を2点目でお伺いします。

3点目に南幌町の要支援1・2の対象者の数が全員協議会の中で108名となってきましたけども、例えばこの新制度に移行したときに、チェックリスト判定という、やわらかい判定になるのかなと思うんですけど、そのチェックリスト判定で事業対象として想定される人数、どのぐらいふえるのか把握しているか、その辺をお伺いいたします。

町長。

議 長  
町 長  
(再答弁)

志賀浦議員の再質問にお答えをいたします。どちらにしてもこの移行する要支援1と2は移行して今までと同じですから、対象者は同じということで、新たにふえるわけでは、これから判定してまたふえる可能性はあるんでしょうけども、現状では、今度はこっちでやらなきゃならないということとなっておりますので、そちらのほうでやりますんで、対象者は現状では同じだということでありまして、当然先ほどもちょっと前後しますけれども、チェックリストの判定については3名ほどでやっていただくということでもあります。

あわせてミニデイサービスを、現状では町内の事業者については、今のところないんですが、将来に向けては考えていきたいという事業者もあるようであります。

それから、高齢者事業団の関係でございますけれども、生活援助員

議長  
志賀浦議員  
(再々質問)

養成講座ということで、受けていただいて出ていくようになるかと思  
います。やはり今議員御指摘の心配事も当然ありますし、やらなきゃ  
ならない部分と余分なこともやれませんで、そういう講習を受けて  
初めて行くということに考えております。

4番 志賀浦 学議員。

対象者がふえないっていうのはちょっと私の認識不足かなと。また、  
チェックリストがもし簡素なものであって、例えば今までの判定じゃ  
なければふえてくるのかなっていうふうには私は認識してたんですけ  
ども、それを例えばどのぐらいふえるのかっていうのは、質問の順番が  
逆になって申しわけない、答えられた順番でいくんですけど、それは  
108名から百二、三十人にふえるのかなと私は予想してたんですけ  
ども、その辺ふえないということで答弁だったのでわかりました。

次に答えていただいた事業者、事業者は南幌町では今のところ予定  
はないということ。その予定がない理由も本当は聞きたかったんです  
けど、例えば今の緩和していく中で、それこそ介護保険の例えば報酬  
ですか、その辺がきつともって採算とれなくて手を上げないのかなっ  
ていう危惧をしてたんですけれども、その辺がもし内容わかれば教えて  
いただきたいと思います。

それから一番最初に聞いた、例えば事業参加してくところの責任の  
所在というものなんですけども、今までの例えば通所であるとか訪問  
であるとかっていうことは事業者がやることによって、何か間違いが  
起きたときには事業者責任がしっかりとられてたんですけれども、例  
えばそれが高齢者事業団なり、きつともって私の認識不足かなと思  
うんですけど、住民参加っていう感じのものであればボランティア的な  
ものが必ず入ってくるのかなと、この枠組みは大分変更されてますから、  
枠組み変更されているので、その住民サービスの分は実施に向けて検  
討とかっていうところはあるんですけども、そういうのはきつともっ  
て入ってくるのかなと。その中で例えば事故が起きたときの保険対応  
であるとかそういうものまで考えられているのかなっていう、その辺  
をちょっと再々質問させていただきます。

もう一つは今通所型サービスの多様なサービスというところの通所  
型サービスB、これで地域通いの場っていうところが実施に向けて検  
討って書いてます。これ、今で言うところのカフェサロンかなってい  
うふうに想像はしているんですけども、こないだも広報に載ってまし  
たけども、町内に既にできているところと新たなところで、五、六カ  
所できているのかなと。それはいいことだと思ってるんですけど、そ  
の中で例えば、どのぐらいの数をこれから想定してふやしていくのか。  
あと、曜日がうまくまたいでるから、どこでも利用できるのかなっ  
ていうふうに認識してるんですけど、それが自分の通える範囲のところ  
であれば、どこの地域を利用してもいいのか、その辺を伺いたいと思  
います。

またそれと、この中で起きるところの事故ですよ。例えばカフェ  
でコーヒーだけであれば、食中毒は起きないと思うんですけども、  
その中でもしお菓子そのほかが出たときに何かあったという、そうゆ

うのを含めての事故であって、そういうカフェサロンの人方が登録してるところをまとめて、例えば保健福祉課なりが把握してそこで保険かけてやっていくということを考えておられるのか。いいことだと思うんですけども、なかなかその辺の手立てがよく見えてこない。開設支援は一生懸命していただいているけども、開設後の支援がどこまでなのかと、その辺もちょっとお伺いしたいと思います。

議 長  
町 長  
(再々答弁)

町長。

ずいぶん詳しい分野で早めに職員のところに行っただけであれば全部わかったんですが、私も全部細かいことまで承知しておりません。担当課長のほうから答弁していただきます。

議 長  
保健福祉課長  
(再々答弁)

保健福祉課長。

ただいまの御質問にお答えをいたします。何点かありましたので前後するかもわかりませんが、御容赦お願いしたいと思います。まず、チェックリストでの判定の関係でございます。これについては、チェックリストで判定をして、そのサービスにどうつながっていくかということで、現行のサービス、認定をしている方プラス新たにそういうサービスが必要な方ということで、現在3名ほど新規でふえてくるのかなという考えでございます。

続いて、責任の所在でございます。高齢者事業団に補助をして実施をするわけでございます。先ほども町長から話があったように養成講座を開いて、そのサービス宅への訪問、うちの注意事項点をやるわけでございます。その場合、事故等々も想定されるわけですけども、これについては高齢者事業団との協議の中で、保険も入りますし、これらで対応していけるのかなというふうに思っております。

それと通所型のサービスBの関係でございます。これはカフェサロンが将来的に発展した中での想定で、今回すぐ実施ということではございません。実施に向けての検討ということでございます。今、カフェサロンについては、5カ所実施をしております。当初平成27年の6月からシルバーハウジングの集会場を中心にやっております。これがだんだん輪を広がってきて現在、夕張太ふれあい館、それと北町コミセン・西町のコミセン・中央寿の家ということで現在5カ所の実施でございます。そういう中で、私どももやはり各地域にこういうサロン形式、高齢者の方がお集まりできるようなところが必要ということで、全町的に広がってくれば一番いいのかなというふうに思っております。そういう中で、これらについての実施についても今後ボランティアの方の当然協力が必要となってきております。そういう中で今、ボランティアポイント制度ということで介護、また町の高齢事業に対してポイントを設けて、広く町民から協力者を募っております。そういう中で現在、68名ほどの登録もいただいているところでございます。いずれにいたしましてもそういう中で、今後このカフェサロンが通所型Bに発展していければいいかなということで実施に向けた検討でございます。以上です。

議 長  
志賀浦議員

答弁漏れありますか。

カフェサロンのボランティア団体をまとめて保険をかける考えはあ

るかないかって聞いたと思うんですけども。

議 長  
保健福祉課長  
(再々答弁)

保健福祉課長。

大変申しわけございません。現在のところ保険をかける予定はございません。それと、町外の事業参入でございますけれども、町内でございます。これは町内に2カ所、介護事業所がございます。今回、私ども、この事業を組み立てるときに協議をさせていただきましたけれども、本年4月からの実施が難しいと、ただそういう中で、人的な部分が一番課題ということで聞いております。これらがクリアできれば前向きに実施に向けて算入をしていただけるというお話は聞いております。以上です。

議 長  
菅原議員

以上で志賀浦 学議員の一般質問を終わります。

次に8番 菅原 文子議員。

執行方針について伺います。町長の執行方針の中の町民のニーズに応じた協働と広域連携の推進について伺います。『協働のまちづくりを推進し、町民と職員とのコミュニケーションを図るため「地域担当職員制度」「職員出前講座」を引き続き実施』また『私と町民が意見交換を行う機会として「故郷ふれあいミーティング」などを通じて、まちづくりへのご意見やご提案をいただくなど、ともに議論し新たなまちづくりに反映したい』とあります。しかしながら昨年のまちづくり地域懇談会では、一般町民の方々の参加者が少ないように思いました。また、各種のパブリックコメントもほとんどいただけていない状態が続いています。そこで町民のニーズを把握するための施策を2点伺います。

1、町長と町民の意見交換における参加者をどのようにふやしていくのか。

2、身近なかかりつけ医としての町立病院、公共交通についてのニーズ、第2浄水場の施設改修など、町民にとって身近なことについて丁寧な説明や意見交換が必要と考えるが。

議 長  
町 長

町長。

町民のニーズをどのように図るのかの御質問にお答えします。私は、まちづくりへの参加意識のもとで、町民からの発想や行動力、そして行政が町民に理解され協力をいただくことが、協働のまちづくりへの重要なステップであると捉えています。第6期総合計画では、まちづくりの基本理念として、誰もが笑顔で活躍できるまちづくりを掲げ、町民が地域に関心を持って参加し、活躍できる協働のまちづくりを目指してまいります。このため、情報の共有とコミュニケーションから生まれる信頼関係が大切であると考えています。広く意見を伺う広聴活動として、行政懇談会や故郷ふれあいミーティング、町長談話室、あるいは地域担当職員制度や職員出前講座、パブリックコメント、町民意見箱やアンケート調査など、さまざまな機会や手法を通して、行政情報の提供と町民から多くの御意見や御提案をいただいています。

1点目の御質問については、昨年11月に開催したまちづくり地域懇談会での周知方法は、広報誌と広報折り込み、防災無線放送やフェイスブックのほか、行政区長会議でも周知しています。しかしながら、

年々地域からの参加者も減少傾向にあることから、具体的なテーマで広く町民との意見交換が必要であると判断した場合には、行政懇談会等を開催してまいります。

2点目の御質問については、先ほど述べさせていただいたように、都度必要に応じて検討していきます。なお、私は各種団体との会合などにおいても、町政に対する御意見をいただいておりますが、故郷ふれあいミーティングなどの活用についても広く町民への周知に努めてまいります。

議 長  
菅原議員  
(再質問)

8番 菅原 文子議員。

ただいま御答弁いただきました、第5期南幌町総合計画、計画策定の趣旨には町民のニーズを的確に把握しながらとあります。しかしながらこの6期総合計画の中では、特にこの町民のニーズを的確に把握しながらというこの一文はございませんでした。また、この中で、以前私が御質問しましたときには、アンケートをこの6期総合計画を策定するに当たり、皆様からのアイデアなどをいただきながらそれから考えていきますという御答弁をいただいたことがありますけれども、この6期総合計画におきましてはアンケート調査の結果などが盛り込まれておりませんでした。その中で、どのように町民のニーズを図っていくのかということが、私のちょっとした疑問でございます。各担当の方では、以前にもワールドカフェなどをされて、たくさんの方がおいでいただいたこともありますし、社会教育審議会の中においてもワールドカフェなどを通じてたくさんの方々がいらして、それをもとにいろんな計画をされていると、私も参加して実感しておりました。その中で、ただいまの御答弁いただきましたように、いろんなところに周知を徹底しておりますというお答えをいただきまして、その前に第6期総合計画の御説明の時も私行きましたけれども、そこでもあまり参加者が少なかったように思います。何回か通じる中で私はその周知もわかりますけれども、口伝えと言いますか、職員の方々による口伝えで参加者を募るということも、私は一番のいいことなのではないかなという思いでいつもおります。担当の方とお話しをさせていただいたときにも、私はお話をしたことがありますけれども、きのうの定例会の中で防災無線戸別受信機設置、これは地域担当の方が個別訪問をされて全力を挙げて全職員を上げて実施するという、大変いいことをお聞きした思いで私は大変うれしく思いました。このように横のつながりを持って戸別訪問、それからまた全職員の友人・知人それから隣に住まれてる方、この方を来ていただけませんかというこの一言が私はつながるのではないかなと思います。やはりそのいろんな、ただいま御答弁いただきました広報、それからいろんなところで、行政区長会議とか周知をしておりますけれども、やはりその一人一人にお伝えするというのも、私は大事なのではないかなという思いで1点目の質問に対しての再質問とさせていただきます。

それから2番目の御答弁いただいたことですのでけれども、やはりその病院が小児科がなくなりましたとか、それから外科がなくなりましたということで、どうしてなんだろうという、お子さんをお持ちの方々

の保護者の方たちからお電話いただいたことが何件かあります。このように、ないのは仕方がないにしても、どうしてだろう、それからどうやったら子供さんたちを守っていけるんだらうという、そのところを丁寧な御説明が私は必要なのではないかなと思います。これからまた先ほど申しましたように、公共交通、先ほども原田議員のほうからもありましたように、公共交通、それからこれから浄水場の施設改修、それから温泉などの改修が相次いで来ます。それから病院についてもあります。そのようなことを町民の方々にとって一番身近なことをやはり丁寧な御説明が私は必要なのではないかなと思います。そのことについての周知徹底を図る、今までにはないような施策がもしありましたら、質問させていただきたいと思います。

議 長  
町 長  
(再答弁)

町長。

菅原議員の再質問にお答えをいたします。周知の方法はいろいろあるかと思いますが。私どもは今やってる現状をよくする、現状のないものをつくる場合は皆さんの御意見をいただけたらと思います。あるいはなくすと。当然私どももいろんな手法をとってやる、議員さんも伝えていただければ、議決事項でありますので、全然問題はないかと思えます。こういう会もあるよって言っていただければ、それも口コミだと思えます。当然職員もやりますけれども、職員も仕事を持っていますから、そのことも十分踏まえていただいて緊急性を要した場合については、当然そういうふうにしていきますけれども、やれる手はほとんど打ってると思えます。来る来ないはいろいろ皆さんの判断があるかと思えます。それから、行政区長・町内会長にもいろいろお願いをしています。先ほど言ったように大差ない部分についてはなかなか住民の方は来ていただく機会が非常に薄れてくる、私ほどの会場にも行きますから、19町内会、行政区があるわけですから、行ってもなかなか、それは今の状況ではそこまでしなくていい、あるいは十分伝わっていると。大きな変更点がないということでもあります。アンケートや何かとすると、今回も1,000件で44%ぐらい回収率ありますけれども、そういう部分もあって、確かに小児科だとかそういう部分ありますけれども、それはうちで解決できない問題です。それまで行って聞いて期待を持たせておいて、それで来れなかったらもっとひどい反響になりませんか。議員でとめていただければいいと思います。努力したけども小児科医がいない。そういうことで皆さん御理解いただいたと思います。理解いただいてないとするれば、そういう声が広がっているかなと。逆に、私はそんなふうに思っています。皆さんに正直に話しさせていただいて、それを伝達するのが皆さんの役割の一つに、私はあるのではないかなと。何でも行政だ職員だ職員だって、そういう話ではないような気がします。協働のまちづくりってそういうものではないと私は思っております。みんなが一致同じ方向に向いて同じ考えを持ってやっていくと。ですから今回も大きな変更はありませんけれども、第2浄水場やめるわけではない。継続して皆さんの水を安定した供給をするために、古くなったから改修するわけで。そういうことがやめるんなら、これは皆さんに問う必要があると思います。

現行を維持するためにどうするかってやっているわけでありまして、皆さんからもっとふやせっていう御意見があれば、また大きくなるかと思えますけれども、現状ではそういう声もない。ただ古くなって、いつどうするんですかっていう声はいつも聞いております。ですから先ほど1回目で述べさせていただいたけれども、いろんな会合に御案内あるなしにかかわらず、私は可能な限り出ております。そこで広く町民の声を聞いています。懇談会に行ったらなかなかしゃべれない。ですから、来ていただいたときにそういうところで話ができるんで、必ず来てくださいねという声もたくさんいただいています。それから逆に言うと懇談会で話したからもういいよという方もいます。それぞれ捉え方っていうものは個人差がありますから、私は今の方向である程度やってるつもりですし、いろんな団体からも声をかけていただいておりますので、そのことだけでできればいいのかなというふうに思っておりますので、認識を共有するということが何が必要なのか何が必要じゃないのか、やっぱり判断して、声だけ聞くんじゃないかと、やっぱり判断して住民に伝えていただきたいなど。それが判断できないということは不安材料になると思います、住民の方は。ぜひそのことはお願いしたいなと思っております。

議 長  
菅原議員  
(再々質問)

8番 菅原 文子議員。

再々質問をさせていただきます。ただいまの御答弁いただきました中で誤解されているようなことが1点ありました。病院の関係ですけども、その小児科がなくなったことについて、先生を連れて来てくださいますかとかそういうことではないんです。なくなるのは仕方ありませんと、ですけどもその小児科がなくなった意味ですね。先生がいらっしゃらなかったと、それから募集してもいかなかった。だから、小児科がなくなるんですよということが広く伝わっていなかったと。その保護者の方たちの中では先生を連れて来てくださいますよということにまとまって抗議しようかというお話もあったようですが、でもそれは仕方がないことですよということで、説明をするとわかっていただけております。ですから先生を連れて来てくださいますよということを皆さんが求めてるとかそういうことではないんです。ただ、なくなったことについて、来ていただいた方々、それから保護者の方々が子供さんを連れて今までは来ていたけれども、それは行けなくなったから、じゃあどうしたらいいんですかと、例えば総合内科では何歳以上の子供さんを見ますよと、そういうことを教えていただければいいと、そういうことも一つあるかと私は思います。ですからその町を責めるとか職員を責めるとか、それだけのお知らせではないと思っております。それから例えばの話で、私は先ほどかかりつけ病院とか、それから第2浄水場の話もしましたけれども、これは現状維持だからいいというお話を町長にさせていただきました。確かに現状維持だからお知らせしなくてもいいということで私はないと思うんですよ。現状維持だけれど、例えば浄水場だけではなく、病院それから温泉改修などいろいろこれからもありますが、これたった一つの例ですから、これに捉われずに聞いていただきたいのですが、例えばこういう町民

の方に大きなかわりがあるとき、それから大きなお金が動くとき、こういうこともやはり私は説明が大事なのではないかなと思います。交付金をいただくから町の一般財源ではあまり出ませんよというお話も、私は確かに町長の頭の中にはあると思います。ですけれども、町民の方々は誤解をされることも私は多いと思います。町のお金が大きく動くのかなと、それからどこを改修するのか。それから例えば温泉にしてもどういうふうこれから使い勝手がよくなるのか、打たせ湯がなくなるけれども、こういう理由でなくなりますよとかそういうことが私は町民の方にとって一番知らせていただきたいことなのではないかなと思います。私も、自分の住んでるところの老人会などにお呼ばれいたしまして、そこで御説明もさせていただいてますし、私もできる限りのことはさせていただいているつもりであります。また議会としても議会報告懇談会の中で町の御意見とか御提案とかたくさんいただいております。それも私たち議員としては必要なことですので、させていただいているつもりであります。ですから町の職員だけを責めてるとか、そういうふうにはとっていただきたくないです。ただ、今後もどのようにしていったら私たち議員も含めて、どのようにしていったらよりよく町が活性化していくのかなということで、私は質問させていただいておりますので、そこは誤解のないようお願いいたします。

もし、再々質問ですけれども長くなりましたが、再々質問としまして、大きな改修それから大きな何か、例えば私は病院が変わることも、変わるといいますか科がなくなること、外科それから小児科がなくなったことは私は大変大きなことだと思います。町長の認識とちょっと違うかもしれませんが、そういうことの御説明も私は大事ではないかなと思いますので、そういう大事な町民にかかわる一番大事なことに關して、先ほど言いましたワールドカフェでもいいんですが、どのような形で今後はされていくのか、その1点だけをお伺いしたいと思います。

議 長  
町 長  
(再々答弁)

町長。

再々質問にお答えします。私は、議員に答えてくれって言ったら答えてくれなかったと、小児科のことを。名前は言いません。だからちゃんと正しく伝えようと。町は何も言ってくれなかったからなくなったという表現しか住民の方は取ってなかった。だから、言葉ってのは誤解与えないようにしなきゃならない。自分の言いつばなしてのはだめだと思います。だからそういう思いがあります。きちんと話してほしい。知らなかったということにはないんですよ、議会議員は議決してるわけですから。そのことだけ守っていただきたい。そして周知については、広報、これから病院やら、あるいは温泉の改修は議決いただいて初めて広報で出ていくわけでありますから、周知というのはそういうことではないのかなと。それだけ議会と町と、ってのは責任があって、議決事項であるし提案であります。それを実行するわけでありますから、当然、町民の幸せを願ってやる事業であります。だから何でも細かいやつを私はやれってということじゃないと思うんで

す。だから大きいものについてはやりますし、それから地域懇談会も私はだめだって言ってるのではないので。いつでも行きますと言っています。だからそういう思いでやっておりますし、当然職員、出前講座も含めて、地域担当制引いてるわけでありまして。全部私が回れませんから、そういうのを活用していただいて、今の行政のことしの流れだとか、今後どうなるんだっていうのは聞けるんで。そういうのを活用していただいて、あわせて議決いただければ、議員の皆さんがまたそうやって伝えていただけるんだらうと思います。ですんでそういう機会を通じながらみんなでやっていくまちづくりではないかなと。プロセスは、議員さんには必ず言ってると思います。なぜどういうふうになりましたって。うちの町だけで判断できるやつだったら何も言いません。相手がある部分については、これはなかなか難しいということでもあります。黙っておいたらなくなるものを、努力して継続してできているものがたくさんあるわけです。住民に周知していて、なくなっていくかどうか。そんな時間があるかどうか、そういう判断も我々はやってるわけでありまして。そのことは理解いただきたいなと思います。何でも町民に聞くって言ったら誰も要らないんですよ、町長も要らないし議会議員も要らない。我々はその責任があるんですよ。そのことを理解していただければ、まちづくりはちゃんといくと思います。

議 長  
菅原議員

8番 菅原 文子議員。

では次の質問に移ります。合計特殊出生率を上げる施策について伺います。本年度、南幌町人口ビジョン、南幌町まち・ひと・しごと創生総合戦略が策定され、さらに平成29年度は第6期総合計画も始まります。また、本年1月には三好町長が4期目を迎えた重要な年であると考えます。数多い施策の中でも人口減少問題は喫緊の課題であり、中長期的な視野にたった問題でもあります。中でも重要なのは本町の合計特殊出生率の低下です。2000年では1.22、2005年では1.16、2010年では1.15となっており、全国の1.39、北海道の1.26を大きく下回っています。これは全国の1,741市区町村の中、1,679番目です。町では将来目標として、3年後の2020年は1.25、最終目標は2060年1.80となっています。団地・宅地造成により急激に人口が増加しましたが、2005年から進学や就職のために本町を転出する若い層が多くなりました。そのため近年では出生数が約40人ほどで横ばい状態が続いています。子供が少なくなると、少年団活動や中学校のクラブ活動など子供たちにかかわる環境に支障を来してきます。本町では第6期総合計画の中でも緑豊かな田園文化のまち、とうたっているとおり、空気も澄み子供を育てる環境はとてもいいと感じています。子育て支援にも力を入れています。しかしながら、小学生・中学生を対象とした本年度の全国学力学習状況調査の結果、本町の現状として基礎的学習内容が身につけていないなどの課題が明らかになっています。これから子供を産み育てる若い方々にとって、教育環境が重要だという声も多く聞こえてきます。そこで町長に2点伺います。

1、出生率を上げるための具体的な新たな施策には何があるのか。

また、どのように周知を図っていくのか。

2、子供を安心して産み、育てる施策として、町長の公約の中にある子供たちの教育環境の改善をどのように推進していくのか。

議 長  
町 長

町長。

合計特殊出生率を上げる施策は、との御質問にお答えします。本町では、昨年度にまち・ひと・しごと創生総合戦略の一環として、人口ビジョンを策定しています。この中で、短期的には移住・定住施策を重要課題として推進し、中長期的には子供の出生数をふやすこと、合計特殊出生率を上げていくことを方針として掲げています。一般的には合計特殊出生率が2.07で推移しないと人口減少が拡大するとされており、本町では大きく下回っているのが現状です。目指すべき将来の方向性として、親の夢や希望と子供たちが元気で活気あふれるまちにするための施策を推進し、将来のまちづくりを担う若い世代の結婚・出産・子育てをまちぐるみでサポートする取り組みを進めます。

1点目の御質問については、合計特殊出生率を上げるための施策としては、町政執行方針でも述べさせていただいたように、安心して子供を産み育てることができるよう、保育所利用者負担額の見直しによる経済的負担の軽減や小学生以下の子供の医療費の無料化など、子育て世代への支援を行ってまいります。なお、周知方法としては、ホームページのほか、子育てガイドブックや移住パンフレットなどを活用し、札幌圏や道外でのイベントなどにおいても随時配布してまいります。

2点目の御質問については、一人一人の多様な個性が発揮され、生き生きと学び育つことができ、全ての子供たちの持つ力を引き出す教育を実現するためのよりよい教育環境づくりとして、小学校における南幌町立小学校適正規模・適正配置基本方針に基づく、適正規模を維持するための町独自による教員を配置する少人数学級の導入をはじめ、中学校における外国の現地学校で短期留学を行う、中学生国際留学プログラム事業の継続実施、さらには、小・中学生の家庭学習と学習習慣の定着のための新たな取り組みである公設学習塾の開設など、子供たちの教育環境の充実を図ってまいります。なお、議員御指摘のとおり、合計特殊出生率を直ちに上げることは容易ではありません。私は、福祉や教育の分野だけでなく、第6期総合計画に基づく子育てに関する施策や事業を着実に推進するとともに、安心して暮らせる生活環境や産業振興、公共交通など、多岐にわたる分野についても引き続き検討を重ね、次世代につながる夢のあるふるさとづくりの実現を目指してまいります。

議 長  
菅原議員  
(再質問)

8番 菅原 文子議員。

本年1月23日に三好町長の第4期目就任後の今回の力強い御答弁をいただきました。2つ目の教育環境のほうから、御質問させていただきます。私はこの教育問題としまして、町長の公約の中にある子供たちの教育環境の改善ということで質問させていただきました。この町長からいただきましたパンフレット（子育てガイドブックを提示）の中に書いてるんですけども、私は先ほども言いましたように、移

住定住に絡めまして、子供さんたちの出生率を上げるためには、教育というものがものすごく大きいと私は感じています。国による政策はもちろん大事になってきますけれども、高等学校に上がる教育費はものすごく高い、それからいろんなことの子供さんたちにお金がかかるからということが出生率低下につながっている現状ではないかと私は思っております。その中で教育ということで今町長からも思いを伺いましたので、これは質問はいたしません。

1つ目の本町の人口出生率のことなんですけれども、平成27年4月1日には8,051人の人口がいました。平成29年、ことし3月1日は7,762人、これは6期総合計画の中の平成34年7,788人、平成35年7,700人に、この人口推計の数字に5年後ですね、これにもう既に近づいてきているということでお聞きをしているわけです。私は今まで平成24年から平成28年第2回まで何度か、数えて6回、このような御質問をさせていただいております。平成27年からは、御答弁の中でまちづくり戦略チーム、それから第6期総合計画の中で検討いたしますという御答弁をいただきましたので、今回その集大成として御質問をさせていただきたいと思っております。一つはですね、爆発的に南幌に移住してきた要素は何だったのか。お伺いいたします。平成ですね、私もIターンの1人なんですけれども、私に移り住んでから下降気味になってきたのでちょっと残念な思いでいるんですけれども、その前はとてたたくさんの人たちが入ってきました。その爆発的な要素は何だったのか。町長として、お伺いいたします。

それから2番目ですけれども、他町では国の地方創生を活用した若者定住のための公営住宅を建設しているところがあります。例としましては、町の公営住宅建設予定地に年次計画でハイグレードの三、四棟建て、2階建ての賃貸アパートを建てて、40歳ぐらいまで居住し、あとは家を建てるとか中古住宅を買うようななどして住み続けてもらう、これは子育て住宅として子供がいる人が限定と、例えばこういうことも考えられるのではないかなと思います。今町の政策としまして一戸建て住宅を建てています。これも大変好評で次々に埋まっているということで御報告はいただいておりますけれども、こういうことも一つの案ではないのかなと思います。うちは過疎債がないのでちょっと難しいという御答弁になるのかなという思いではおりますが、これも一つではないかなと。それから雇用施策としましては、例えば南幌版のCCRC、これをつくりまして若い女性の雇用を生み出すシステムづくり、これも若い女性がたくさん働くことにより、出生率が伸びる要素ではないのかなと私は考えております。これも雇用とそれから出生率に大変関係のあるCCRCだと思います。それから移住定住コーディネーター、これは以前私、質問をさせていただいた時に、6期総合計画の中で検討という御答弁でしたので、今までどのように御検討されてきたのか。

それからその第6期総合計画の中でこのコーディネーターがなかったかと私は思っておりましたけれども、移住してきた方々が、町の財

産とその時は御答弁いただきました。私を含めまして他市町から移り住んできた人たち、この人たちの考えなどを活用し、それから広く意見やアイデアをいただき、反映していくというお答えをいただいておりますけれども、これもどのように反映していかれるのか。どのような、広く意見やアイデアをいただきどのように反映されていくのか。それをお聞きしたいと思います。

特に若い方々に出生率についての御意見やアイデアなどを伺う機会をどのようにしてつくっていかれるのか。町長はお一人で聞いて歩くのは本当に大変だと思いますので、横の連携として町を挙げてどのように体制づくりをされていくのか。それがもし検討されているのであればお伺いしたいと思います。あの町長の公約である夢のあるふるさとづくり、そのとおり私はまだまだ夢も魅力もつくる土台がたくさんあると私は思っております。その中で、今の4点について御質問させていただきたいと思います。

議 長 菅原議員に申し上げます。通告にない部分で、町長が答えられない分野については、答えることができないということで町長に申し伝えたいと思います。町長よろしくをお願いします。

町長。

町 長 菅原議員の御質問にお答えをいたします。それぞれいろんな取り組みをしているところでありますけれども、前、同僚議員から1個でいいからパンチ力があるものをやれって言うことと、それから広く長くっていう方々と皆さんいろいろあったんであります。今第6期総合計画がようやくできました。これに基づきながら町の指針ができましたので、私どもは当然進めていきたいというふうに思ってますし、当然、菅原議員はこれを一読して全部言っただけだと思うんですが、ここまでやってるところってのはあんまりないんですね。ただこれを見て、浅く広くっていう方もいます。一生懸命やっただいてるっていう方もいます。これはそれぞれの見方がありますから、私と菅原さんとは違う部分もあります。だから、そういう部分では仕方ないんですが、うちでやれる政策については今、私はかなりの部分でやっていただいているなというふうに思っております。

それから今冒頭の一般行政報告で申し上げましたけども、新しく来ていただく方に移住定住で住んでいただいた方が来ていただいています。そういう方々が徐々に入って来るわけでありまして。ですから、私はうちの町に何も、あまり縁も何もない人に頼んでも意味がないっていうふうに思っております。それなら自分たちで、自分の町は自分たちで一番知っているわけでありまして、いいものも悪いものも。だからその中でやっていけばいいし、今回たまたまそうやって体験した方が来ていただけるようです。ですからまたその人たちの御意見を聞いて、こういうものに反映するか、また町の政策をどうして行くかというふうに思っております。特にうちは新たな職場がなかなかないんであります。今回ツルハさんの関係もありますし、またいろいろ今いろんな問い合わせもあります。そんなことで少しずつではありますけれども、パートさんも含めて、職域の場も広がっているところであ

りますが、なかなか目に見えて1,000人雇うとか、500人雇うってというのはなかなかそれはないんですが、そういう地道な活動しながら、まだ工業団地もたくさん空いてますんで、少しでも町民が使っていただけるような雇用の場を広げるために、やっていかなければならない。いろんなことを今私も、今の人生生きた中でいろんなこと考えてきました。何が一番今いいんだろう。よその町のいいのも確かにわかります。それはそこそこの町のつくりですから、私はそこはどうかこう言えませんけども、なかなかこれは難しい。うちの町一つで解決できるものではない。北海道だとか国がある程度主導を持ってやらないと合計特殊出生率というのは、私はそんなにうちの町がやったから莫大に数字が上がるという問題ではないと。基本は、私は昔の体系ではないかなというふうに自分は思ってます。ただ、現実合うかどうかというのは、これはまた別問題であります。昔の家庭を、うちに入ってきていただいた団地の家庭の様子を見ていただければ、そういう体制が本当は今も構築できれば、何も減らないんじゃないかなというふうに思ってますが、これは我が町だけの政策でできるものではありませんので、道やら国にもお願いしながら、少しでも新しく入っていただく、うちにはそういう来ていただける財産がありますんで。これは、汗かいて頑張らないと皆さんに負担をかけるだけでありますんで、私はそういう意味でうちにあるものを生かしながらやっていこうということで、人材を含めてできるだけ町民からのアイデアやら発想やら御意見をいただいて、やっていくのが私の思いとしてはそっちが一番いいんじゃないかなと。確かに大学の先生だとかいろんな企業から来ていただければ、すばらしい案はできるかもしれませんが、大学の先生はいかんせん、案はいいんですが責任はとれませんよね。だから、私はそういう意味でできるだけ町内の方々の御意見を広く聞いて、まちづくりは進めていきたいと。みんなでつくる協働のまちづくり、これが夢のあるふるさとづくりにつながっていけばいいのではないかなというふうに思っておりますので、そんなことを含めながら少しでも上がれるように、下がらないように努力をしたいなというふうに思っております。

議長  
菅原議員  
(再々質問)

8番 菅原 文子議員。

今御答弁いただきましたけれども、私もそのIターンのうちの1人です。私もよそからっていうか、入ってきて、南幌町のすばらしいところたくさん知っています。ですから私は今も住み続けているわけですが、やはりその出生率に関しましては、女性の考えというものがものすごく大きいのかなと私は思ってます。もちろんその家庭その家庭によりましていろんなこう事情もありますし、いろんなことで願いがかなわないということも多々あります。ですけれども、その出生率に関しましてはやはり女性、それから若い方、それから先輩方の御意見がたくさん必要なのではないかなと思うんですよね。それを1番目の質問の町民のニーズというところにもかかわってきますけれども、いかにその声を大きく吸い上げる、そしてそれをまた町政に反映していくか、それが私は大事なことなのではないかなと思います。そ

の中でも、やはり今この議場に入っている方は男性がほとんどですよね。その男性の方々の御意見も確かに必要ですけれども、私はその女性が生き育てるための不安要素は何か、それからこの南幌町で育てていくために何が必要かということの御意見を吸い上げるのは、私はとても重要なことではないかなと思います。男性にお聞きするのもいいのですけれども、やはり気持ちがなかなかわからないのかなと。その中で、本町ではたくさんの私たち議員も含めまして、たくさんの女性の方々がいらっしゃいますから、その方々を通じてアイデアをたくさんいただく、その方法は何があるかと、私たち議員ももちろん考えます。またそれから町のほうでもまた考えていただいて、それが一つになれば、また一つで考えていくでしょうけれども、その女性を吸い上げる、女性の考えを吸い上げるその方策を、私はこの6期総合計画の中でお聞きできればよかったのかなという思いであります。と言いますのも、平成28年第2回の時に、私がお聞きしました時に、第6期総合計画の中で皆さんの御意見を聞き、それから懇談もしていきますと、そういうお答えをいただいておりますので、私はあえてもう一度質問させていただいているわけで、そここのところについてどのように女性の声を聞き、それからどのように反映をさせていくのか、それを1点。

それから先ほど雇用でツルハさんが来ていただくと、これはもう本当にすばらしいことで、町長以下皆さんの努力の賜物ではないかなと私は思っています。そのツルハさんもそうなんですが雇用っていうですね、雇用も本町に連れてくるには本当に大変なことだと思います。ですけれどもうちのほうでは、本町では、この近隣市町にたくさん働くところがあります。そここのところに行く手だても私は考えていかれるのが私は一番の得策、今現状においては得策ではないのかなと私はそのように思っていますが、そのことについて町長のお考えをお聞きしたいと思います。

それと先ほどですね、移住定住コーディネーターの話でしたけれども、例えばですね、私のように移住定住してきた方、その方にさせていただくのも私はいいのではないかなと思うんですよね。皆さんにお聞きするというのもいいんですけれども、やはりその専従で置くというところが私は一番いいのではないかなと思います。で、その方に何か子供を育てるため、それから不安な要素、何かあったときにお聞きするということは私は一番大事なことではないかなと思います。私も実際に子供を連れてきました時には、いろんなことがわからず、誰に聞いていいのかもわからず大変苦慮したこともあります。ですから私は、移住定住に限ってしまいましたけれども、その産み育てることも関係しまして、私は出生率を上げるためにはこの移住定住コーディネーター、先ほど町長は外から連れてくるのはどうかなという御意見がありましたけれども、その中で私は、移住してきた私たちのようにここに移り住んでる人たち、いいところも悪いところも不安なところもたくさん知っている私たちのような移住してきた人たちに、誰か専従になっていただくのはどうかと私はその思いで、先ほどお聞きをしたんで

すけれども、その点について町長はどのようにお考えなのか、お伺いいたします。

議 長  
町 長  
(再々答弁)

町長。

菅原議員の再々質問にお答えをいたします。本町での女性の声を聞くと、幸い議会に4名もおりますので率的には非常に高いと思います。当然、女性の代弁をしていると、私はそういう理解をしております。ですから、それから何も聞いてない、各審議会にちゃんと女性入れております。これがゼロだったら何も聞いてないという話になりますけれども、それぞれ私どもは代表として入れさせていただいて御理解いただいて御発言をいただいております。その方が7, 762名の全部の意見を聞いてるわけでない、女性の立場としての発言もありますし、全町的な立場の発言もあります。常にそういう感覚を持って、私はやってるつもりであります。聞いてないということではないと思います。ですから手法として、菅原議員と私は違うだけだと思います。私は聞いてるつもりです。それから、いろんなお母さん方のお話も聞いたりいろいろしてます。だから議員が言ってることとお母さんが言ってることと違うから私が混線してるということです。こうやって言ってくれるけど、お母さん方が言ったときは違う。だから、その辺がどれだけ足を運んでいただいているかどうか。その辺も十分精査をしながら私はやらなければならないなということでもあります。

それから、よそから来ていただく足の確保の問題、仕事に行く場合の足の確保、これもなかなか難しい、時間体もそれぞれ違いますし、今ある公共交通は利用していただく部分ではいいんでしょうけども、町が独自にやるとすると、なかなかこれはそんな簡単な問題ではないというふうに、一部、会社で迎えに来ていただいている企業もありますから、これは一概に、町がやるとかやらないとかっていう問題ではないかなというふうに思ってます。

それとコーディネーター、専従ね。私はまだそこではないなというふうに思っています。そこまで来ていただく要素も人数がいるかどうか。私は専従を置いたからってそんなに爆発的にうちの町がふえとかっていう問題ではないと思います。私はまちづくりをする上で、やはり町民の方々も含めて、そうやってやっていくほうが今は私はいいんではないかなというふうに思ってますが、世の中の動きがどこでどう変わるかわかりません。そうすると、例えば専従が必要な場合も出てくるか知りませんが、現時点では私はまだそこまでいってないというのが私の思いであります。

議 長

以上で菅原議員の一般質問を終わります。  
午後1時30分まで休憩をいたします。

(午後 0時 8分)

(午後 1時30分)

議 長

休憩を閉じ、会議を再開いたします。  
午前に引き続き一般質問を続けます。

7番 佐藤 妙子議員。

佐藤議員

町長に2問の質問をさせていただきます。まず1番目、空き家の利

活用に対する施策は。現在、本町で進めている住生活基本計画の住民によるアンケートで、高齢者の住みかえなどに伴い、戸建て住宅の空き家が発生し始め、そのため中古住宅の高齢者の住みかえ先の確保や、現住宅の処分についての相談など安心して住みかえられる仕組みづくりや、町外に住所を有し、町内事業所等に通勤している若年就労層が住むことができる賃貸住宅ニーズを把握し良質な賃貸住宅の供給などを図る必要がある、との結果が出ております。国では、高齢者や障害者、子育て世帯などの住宅を確保することが困難な人たちを支援するための新たな住宅セーフティネット制度を今年度に創設し、増加する民間の空き家を活用し、家賃保証や家賃債務保証の支援を通じて円滑な入居を促す対策に取り組み始めました。そこで本町でもこのような制度を利用するなどした賃貸補助の考えはあるかお伺いたします。

議 長  
町 長

町長。

空き家の利活用に対する施策は、の御質問にお答えします。本町が定めた住生活基本計画の中で示しましたとおり、住民アンケートの結果から高齢者、子育て及び若年世帯における住宅事情の現状を把握しています。今後におきましては、賃貸住宅の供給が定住促進政策の観点から必要になると想定しています。この度、国におきましては、全国的にふえる空き家の活用を考慮した高齢者、障害者、子育て及び若年世帯等の住宅確保要配慮者に対応する住宅セーフティネット制度の改正導入が示されつつありますが、未だ詳細な制度要綱等の提示には至ってはいません。今後、国・北海道からの情報提供を受け、支援内容や本町の目指す住宅施策とあわせて、検討を行いたいと考えます。

議 長  
佐藤議員  
(再質問)

7番 佐藤 妙子議員。

今回この制度なんですけれども、本当に我が町にとって最大のチャンスの制度ではないかと思っております。今後の国の動向を見て見きわめていただくということで、ぜひスピーディーに対応していただきたいなと思っております。そこで、この制度は賃貸ということでありまして、本町にとっての空き家の利活用を考えていきたいと思っております。まず大事なものは、その空き家バンクの充実が大事ではないかなと思っております。今本町にあるこの空き家バンクはホームページで物件を公開しまして情報が提供されております。各市町村でも取り組みを行っておりますけれども、効果も市町村により大きく差が出ているようでございます。成功しているところは、所有者の自発的な登録を待つだけではなくて、地域を回って情報を集め関連機関と連携しているようでございます。本町でも頑張っておられますけれども、なかなかちょっと成果につながっているとはちょっと思えない状況だと思えます。それで今まで以上の新たな取り組みが必要と考えております。その中で先ほど議員言われておりましたけれども、専従コーディネーターの役割もしっかりその中でしていただく体制づくりが必要ではないかなと思っております。それともう一つ子育て世代の家賃補助ってということなんですけれども、これは近隣の市町村、今多く導入されております。それはもちろんなんですけれども、今回シニア層の持

ち家、高齢者の人たちの持ち家の住みかえの活用で空き家の活用は、考えられないかなと思っております。高齢者が住む広い家を子育て層に貸し出し、家賃の収入を得て安心した高齢者施設に入るなど、住みかえの相談窓口として情報提供したりマッチングの専門業者への紹介などそういう形で進めてはどうかかなと思っております。

それともう一つは、町内就業者の空き家への移転の誘導を考えてはいかがかなと思っております。本町では、町内で働いて町内に住まわれている方っていうのが2, 189人で、町外に住まわれている方は2, 196人、実に町内就業者の半分の方は南幌以外から通勤されているわけでございます。本当に実にもったいないなって、そういう方々が南幌町で賃貸で入っていただけたら、いろんな税収入の面からも本当に南幌町にとってはいいのではないかなと思っております。それでその方たちに住んでもらえるような、その賃貸住宅環境の整備をどのようにお考えかということです。

それとちょっと、もう1点なんですけれども、公営住宅からの移転っていうことでありますけれども、今本町の公営住宅、特に栄町にある町立の公営住宅は高齢者が多く住んでおられます。その中でも、1人で3LDKに住んでいらっしゃる方も結構いらっしゃるんですね。そこでは在宅、今後高齢化が進んで在宅っていうことにもなると思うんですけれども、その在宅ヘルパーに来てもらって御風呂に入浴介助することが難しい浴槽なんです。それで、住宅の浴槽のリフォームや単身用の改修は今の構造上できないということでお聞きしております。今後そのような方たちがですね、子育て世代やその生活弱者の方が安心して暮らせる制度として、その家賃補助の制度の早期の取り組みが必要となってくると思うんですけれども、これらのことに関して町長からの見解をお聞きいたします。

議 長  
町 長  
(再答弁)

町長。

佐藤議員の再質問にお答えをいたします。空き家の利活用ということでございます。まだ全体像がちょっと把握部分と、国が今進めてる部分とどうマッチングするかというのはまだまだわからない状況の中で、なかなかこれがどうのという話にはならないかと思えます。ただ、うちは不動産業界のほうで順調に空き家が処分される、処理されておりますんで、恐らくホームページ等々で見ただくと、今は10件前後じゃないかなと思えます。それもちょっと私の知り合いが連絡したら先着がいて、今話ししてる最中というのは四、五件あるみたいですから、そんなに空き家がふえてるっていう状況にはないかなというふうに思っております。ただ、今後いろんなものが出てくるんですから、国の制度にうまく乗りながら、これらも処理ができればいいのかなと思えますし、今佐藤議員から住みかえで高齢者が、自分のところが大きいから要らないとかっていう情報もまだほとんど来てない状況の中で、それを今やるかどうかというのはなかなか難しいかなと思っております。それであわせて今やっているそれぞれの公営住宅の改修もしながら、整備もさせていただいて、あんまり待機者がほとんどいない状況の中で、家賃補助っていうふうにはなかなか難し

い問題があるかなというふうに思っています。やれるとしたら、その辺の動向、国の動向等々、それから空き家がどんどん出てきてどうのこうのということになれば、それらを含めて検討しなければならないというふうに思っておりますが、今のところそこまでいってない状況でありますので、もう少し詳しい情報が入り次第、それとうちの今佐藤議員が言われたことがどんどん出てくるのであれば、それは当然検討しなければならないかなというふうに思っております。

議 長  
佐藤議員  
(再々質問)

7番 佐藤 妙子議員。

御答弁いただきました。確かに空き家はホームページ、新し目の住宅団地のほうはたくさん出ております。たくさん出ておりますが、すぐ埋まってしまう状況だということは私も重々承知しております。不動産業者もやはりすぐ、そういうところは買いたいんだけど、古いところはなかなか採算が合わなくて買えないというそういうお話でもありましたので、新し目のところは心配はないんですけども、今本当に不動産がちょっと買いにくい、そういう住宅がたくさん残っております。農家さんの住宅もまだまだ十分生活できるなっているところも残っております。そういうところで子育てをしたいとかそういうニーズもこれからこちらの発信で見つかると思うんですね、そういう部分でぜひ、入りたい人ばかりではないと思うんですね、そういう部分で賃貸で入りたいという方に対して、やっぱり町としても今後そういう形で補助していくべきではないかなと思います。今、町長の思いを聞かせていただきましたけれども、私は必ず次につなげていきたいと、そのように思っております。今回、空き家を賃貸で考えては、というそういうテーマだったんですけども、やっぱり定住という形の中でのその選択肢の中で、本町としても賃貸という形で考えて、定住を考えてもいい時期に入ってるのではないかなと思っております。今後このように国からのそういう補助制度、そういう制度を絡めて考えていくというお話でしたけれども、国の制度だけではなくて、それにすぐスピーディーに答えていただきたいんですけども、国の補助制度だけではなくて、町としてもその賃貸をやっぱり考えていくべきではないかなと思うんですね。そういう部分で再度、町長は今賃貸ということはあまり考えないっておっしゃったんですけど、もう一度お聞かせ願いたいと思います。

議 長  
都市整備課長  
(再々答弁)

都市整備課長。

ただいま質問ありました内容に、町長が申しあげました国から来ている情報を若干ですね、閣議決定の段階のようなものですから、まだ公にはなっていないということでの情報は北海道から若干入りましたので、その内容について、御説明を合わせて行いたいと思います。この制度につきましては、平成19年度ごろから要配慮者に対する住宅制度っていうものがございまして、その法律改正ということで、今回、空き家対策の措置法が別に、御承知のとおりできておまして、それと絡めた政策だというふうに言われています。基本的には、社会環境としまして空き家が生まれてきてるといったようなことと、公営住宅が不足してる環境にあると。そういったような背景にある中で、子

育て世帯・高齢者等ですね、住宅に困窮する、経済的に困窮する方たちにですね、そういったものを回したらどうかというような、大きな制度改正ということで、セイフティーネットということの制度だと思えます。それで、基本的には空き家を登録するということがありまして、それが貸し手側の手続で、もう一つは借り手側が私が借りたいということで、手上げ方式ということになるということになってます。登録先につきましては、国もしくは道、それと中核市以上の市ですね、が登録になります。ですので、町の空き家バンクのような中に登録をして、それが今回の事業の対象となる空き家というような扱いには今のところなっていないようでございます。そういったようなことで、制度的に町の空き家バンクと連携したらどうかというお話なんですけれども、それが今後、制度要綱の中でですね、進めていけることになるのかどうかということ、まだわかっておりません。それと家賃助成、もしくは住宅を借りる際の敷金ですか。そういったことについても、国が助成するということをおっしゃっていました。額もおおむね小委員会の中で、表現されているようでございます。そういったようなことの額の上限もおおよそ決まったようなんですけれども、国が支援を行う場合、市町村がそれに乗る場合、市町村がそれに乗る場合はその2分の1を助成することと言ったような制度要綱になってくるというわけでございます。それに応えられない市町村は国からのトンネル補助というようなことでの仕組みづくりになっているようでございます。ですから、もう少し内容についてですね、こういったような物件が、こういったような人たちがってということ、もしくは制度的に資金はどのぐらい必要なかといったようなことが見きわめがまた必要になるのかなというふうな今のところ捉えています。以上でございます。

佐藤議員

次に移ります。介護予防のさらなる充実について。本町の高齢者の方々は生涯にわたり、健康維持や健康寿命を目指してさまざまな活動に取り組んでおります。生き生きと笑顔あふれる町づくりを推進するために、誰もが住みなれた地域で共に支え合い生きがいのある高齢化への環境整備が必要と考えます。そこで町長に2点伺います。

1、介護予防・日常生活支援総合事業では、地域での支え合い事業に高齢者事業団の方たちが参入されますが、高齢者や介護への専門知識が乏しいことや慣れない仕事への不安にどのように指導していかれるのか。また今後の高齢者事業団の後継者不足にどのように対処されるのか。

2、本町では介護予防事業として数多くの事業を展開しております。快足シャキット倶楽部、イキイキ健康マーじゃん、南幌カフェサロン、水中運動教室、男の料理教室など生き生きと活動されていますが、まだ未参加のお一人暮らしや自宅から出て行けない方への対処をどのように考えていかれるのか。現在ある健康ポイントに介護予防事業のメニューを組み込ませるなどの事業は考えられないのか。

議 長  
町 長

町長。

介護予防のさらなる充実についての御質問にお答えをします。本町では、高齢者が可能な限り住み慣れた地域で生活を送っていただくた

めに、地域包括ケアシステムの構築とそれを推進するためのさまざまな事業を行い、町民の自主的な支え合い活動を支援しています。

1点目の御質問ですが、本年4月からスタートする介護予防・日常生活支援総合事業は、住民主体の訪問型サービスとして、南幌町高齢者事業団が実施します。住民主体による生活支援サービスは、特に専門知識を必要としませんが、訪問時の注意点や生活支援を行う心構え及び認知症の知識などを含めた、生活援助員養成講座を受講していただきます。また、高齢者事業団の登録者不足は認識していますが、本事業の周知とあわせて、自分自身の介護予防や地域貢献の趣旨などをPRし、団員の確保に努めてまいります。

2点目の御質問ですが、本町の介護予防事業では、身近な地域で高齢者が気軽に外出・参加できることを目的としたなんぼろカフェサロン事業や貯筋力アップ事業を各地域で展開しています。また、高齢者が楽しみながら取り組める介護予防として、イキイキ健康マージャンや水中運動教室を実施しています。町としては、広報による周知や老人クラブでの事業紹介を実施していますが、今後も地域包括支援センター職員の声かけはもとより、民生委員の御協力や老人クラブの集まりを通しながら、多くの方々に参加していただけるよう取り組みます。また、健康ポイントにつきましては、国民健康保険の加入の方に対して、主に特定健診の受診率向上を目的としたものであり、介護予防事業に組み込むことは難しいものと考えています。

7番 佐藤 妙子議員。

この制度は、高齢者の皆様がいろいろな支援を受けられるような地域づくりを市町村が進めていくという、そういう制度ということでございますけれども、先ほどの議員もこの介護予防でいろいろ御質問されたので、重複してはちょっと困ると思いますので、いろんなことの中身をちょっと割愛させていただきますけれども、今回質問させていただくのは、この制度に向けてこれから南幌町にとって何が必要なのかという、何が課題なのかということをお聞きしたいと思っております。この高齢者事業団の介護の仕事の不安をどのように指導していくのかということですが、本町においてこの高齢者事業団の事業は今後高まると感じております。あくまでも高齢者事業団は、まだ健康で働ける高齢者方のために、地域で安心して働く雇用を提供する。そういうところがございますけれども、その方たちも年々高齢化し、さまざまな仕事に対応するのが困難になってきているということをお話を聞いております。高齢者が今までしたことのない介護支援をすることもこれから出てくる可能性もあると思います。高齢者でも未経験者でも安心してサポートができるように、養成講座を開設していただけるということだったんですけれども、この養成講座を開設するというので、その資格、その養成講座を受けた後にその資格制度ということもお考えになってるのかどうか1点。

それと、高齢者事業団後継者不足の要素としては、会員の方の高齢化、それとやりたい仕事とできる仕事とがなかなかそのマッチングしないということも原因の一つとお聞きしております。これから始まるこ

議長  
佐藤議員  
(再質問)

の総合事業っていうのは国から地域へと方向性が変わりつつあると思うんですね、それでそのようなことから、今後地域のボランティアが大きな担い手になると思います。先ほどのお話の中で、行く行くそのボランティアっていう地域の担い手に、ボランティアっていうことも考えていっていただけるような方向性でお話をされていたとは思いますが、今後将来的にですね、有償ボランティアっていう、そういう考えは町としてあるのかどうかということもお聞きいたします。

それと、介護予防事業の未参加、参加しない方へのその働きかけなんですけれども、これはとてもやっぱりすごい難しいと思います。友達のいる方とか、健康を考える方は自主的に参加されていると思います。ですが仕事をリタイヤされて地域のつながりが薄い方とか健康をあまり考えない方にとっては、なかなかこれは自発的に参加することは難しいと思います。先日私も70歳ぐらいになると思うんですけれども、近所の高齢者の方にイベントのお誘いをしたんですけれども、その方から年寄り扱いされるのは迷惑、どう生きようがおれの勝手だって、そのように言われてしまいました。それで、社会と接点を持ちたくない、そのような高齢者はいると思うんですけれども、その背景に経済的に困窮したりとか、健康状態などが原因の方もいるかもしれません。そのような方たちが認知症や引きこもり、そのように健康被害が生じないように、これから考えていかなきゃいけないのかなと思いますけれども、ある地域では安心お達者クラブというそういう名前をつけて取り組みをしているところもあるようでございます。本町も本当に民生委員の皆様、職員、本当にあの御苦労されていると思いますけれども、住民も一緒に頑張ろうということのできるそういう事業がありますけれども、今後まだそういう形でたくさんあってもいいんじゃないかなというふうに思いますので、そういうところもどのようにちょっと考えてるか、お聞きしたいと思います。

最後に健康ポイントとの併用なんですけれどもね、本町の介護予防事業に私も時々参加させていただいているんですけれども、できるだけ家族に迷惑はかけたくないんだよ、他人に迷惑をかけたくないんだよという、そう言われて参加されている方はもう生き生きと参加されております。そのような方たちにぜひその励みとなるような形で健康ポイントをつけてもらってはいかがと思うんですけど、今、町でされてる健康ポイントは検診事業に参加してのポイント事業ですので、ちょっと難しいっていうお話もありましたけれども、他市町村でもそれを合わせてやってるところもあるようでございます。今後そういうところも研究をしていただいて、ぜひ一緒に併用してやっていただけたらなと思っているんですけれども、この点についてよろしく願いいたします。

議 長  
町 長  
(再答弁)

町長。

佐藤議員の再質問にお答えをいたします。先ほどの養成講座の資格審査とか、そういうものじゃ、資格を与えるというのではなくて、こういういろんなことが起きたら困るんで事前に知っていただいて、講

習を受けていっていただくというのが基本なのかと思いますが、資格が要るとかなんとかっていう問題ではないということで御理解いただきたいと思います。

また、課題については高齢者がどんどんふえてくるということであるかと思いますが。あわせて、ボランティアの方々も年齢がいった高齢になっているということでもありますから、そのことが支える人がふえなければ、受ける人がいっぱいいてもなかなか事業としては成り立たないって、ボランティアの方々もふやしていかなければならないんじゃないかなというふうに思っています。それで、有償ボランティアという制度も当然あるわけでありましてけれども、まだこのところがきちっとしてないのに有償ボランティアを先についていう話にはならないと思いますし、将来を見据えたらそういう課題が出てくる可能性もあるかなとは思いますが、まずうちの町の時代に合った部分でいくと、両方ふえてもらうような、声かけをしていかなければならないのかなと。それから、地域でいろいろ皆さん、いろんなことをやっていただいているんですが、カフェサロンが一つであったり、貯筋力アップだとかいろんなことを今取り組んでおります。それに御友達を含めて誘っていただいて出てくるような分野ではないかなと思います。先ほど佐藤議員言われたように、個々によってそれぞれ状況が全部違いますんで。うちのは包括ケアセンターの職員だとか、あるいは民生委員に限られる分野が誰でも彼でも頼んで来い来いって話にはならないというふうには思ってますんで。そうやって心を開いていただく、町の行事も参加していただくっていうのは地道に声かけを、そういう立場の人が声をかけていくことが一番早いんじゃないかなというふうに思っております。

当然先ほど言ったようにボランティアポイントの問題もありますので、そういう話をしながら、そこをふやしていかないことには需要がいっぱいあってもかかれないというふうになっちゃいますんで、あわせて併用して要請をしていくべきではないかなというふうに思っております。

議 長  
佐藤議員  
(再々質問)

7番 佐藤 妙子議員。

再々質問させていただきます。先ほどの養成講座の資格制度っていうことなんですけれども、国家資格ではないのでそのような重たい資格制度っていうことではなくてもね。証明書、こういう養成講座を受けましたよっていう、そういう証明書をつけて、今後いろんな形でボランティアに出向いたりとかするときであれば、やっぱり受ける方たちも、安心するんじゃないのかなという思いでおります。それとですね、有償ボランティアも今後考える、その視野の一つに入れていきたいというお話をいただきました。私はなぜその有償が大事なのかと申しますと、これから介護予防の立て役者の一員として、これからボランティアの重要性をすごく感じるわけでございます。さらに、先ほど町長もおっしゃられましたけれども、介護サービスの需要と供給のバランスを考えるとということになったときに、やはりただボランティアでっていう、そういう時代、皆さんが高齢化になるのでね、少しでも

年金の足しにできるような、そういう形でもあればいいのかなと思っております。本当に今、男女合わせて日本の平均寿命っていうのは83歳で、健康寿命っていうのは72歳と言われております。その間その11年間は何らかの介護が必要な、そういう期間と言われております。その期間をいかに健康で生きていくかは、これからは国ではなくてその地域で頑張りましょうという、そういうことですが、介護の担い手確保ということでは、本当にこれから大変になると言われております。その中でやはり地域に欠かせない力となるそのボランティアの有償化っていうのは、本当に必要になってくると思いますので、ぜひそのところも考えていただきたいと思います。証明書っていうことに関してお願いします。

議長  
町長  
(再々答弁)

町長。

佐藤議員の再々質問にお答えをいたします。生活援助員養成講座を受けて結果に何か証明書みたいのがあればいいんじゃないかなっていう思いだったと思います。逆に感じる方もいるんですよ。それだけ、それぐらい重要なら私らはそこにいけないんでないかと。だからその辺は流れを様子見ながらも必要であれば、町の署名みたいな簡単なものにしかならないと思いますが、それでいいのであればそんなことも考えなきゃなりません。講座に受けに来る人たちがそういう逆の面を持っていただいたら困るので、お互いボランティアのことも含んでやってますので、流れを見ながら考えていきたいというふうに思っております。

それから、先ほど健康ポイント、ちょっと再質問で忘れちゃったけれども、前段で申し上げたとおり国民健康保険のほうで、健診の健康ポイントをやっていますので、これと合体していくっていうのはなかなか今の中では、私は厳しいのかなと。うちはそのほかにボランティアポイントもやってますから、いろんなポイントをいっぱい作るのはいいんだけど、皆さんが勘違いしないようにやっていただくというのが一番ではないかなということで、当面はこの部分についてはこのままである程度認識が出てくれば、またちょっと変わるかもしれませんが、やっぱり高齢の方も対象にします。間違っても間違っていないことになっちゃうと、またトラブルの原因になりますので、そのことを十分わきまえながら、検討して進めるべきだというふうに思っています。

議長

以上で佐藤 妙子議員の一般質問を終わります。

石川議員

次に9番 石川 康弘議員。

私は町長に1問質問させていただきます。6次産業化の推進と町の特産品づくりは。町長は選挙公約の中に、消費者とつながる農産物の地産地消と特産品販売と明記されておりました。また、第6期総合計画においては、前期に引き続き、加工や産直など6次産業化への取り組みを推奨しますと表現しており、その意欲が期待される所であり。しかしながら、町内で農産加工に取り組んでいる方からは、6次産業化を提唱しながら町の意気込みがあまり見えないとの声を聞くのですが、町として具体的にどのような対応をしてきたのでしょうか。

6次産業化は、国の成長戦略として今、力を入れています。農産物に付加価値をつけて高収入につながるだけでなく、地域の活性化にもなり、町の特産品として町の観光とともに売り込んでいくこともできます。近隣の町では役場に食のブランド推進室を設置し、シェフや企業の協力を得ながら町主体で商品開発を行っているところがあります。さらに、町が行おうとしたものづくりに呼応し、町民による新たな加工品開発の機運や動きも生まれているといいます。一方、国にはふるさと名物応援事業があり、市町村が名物宣言をしてブランド化への支援をすることで、商品開発する団体などに補助事業が採択されやすくなるという支援事業もあります。6次産業化ネットワーク活動交付事業など、そのような事業を活用し、我が町でも6次産業化に力を入れて取り組もうとする町民や団体をもっと支援していくべきではないでしょうか。そして広く緑豊かなまち南幌をアピールしていくべきではないかと思うのですが、町長の考えを伺います。

議 長  
町 長

町長。

6次産業化の推進と町の特産づくりは、の御質問にお答えします。6次産業化は、農産物の生産だけでなく、生産者自身が加工や地域の資源を活用したサービスを開発し、販売までを一体的に手がけるものであります。町では、基幹作物である米をはじめ、新鮮で豊富な野菜など、町民の皆さんが手軽に求めることができるよう地産地消の取り組みや補助事業に係る支援を行っています。町の役割は、基本的に生産者等が取り組む際の支援やバックアップと認識しており、新たな商品開発の取り組みが全町的に拡大し、6次産業化への機運が高まったときには、国の助成制度の活用に向けて、関係機関などと推進体制を整備するとともに、商品の情報発信やPRなど積極的に支援していきます。

議 長  
石川議員  
(再質問)

9番 石川 康弘議員。

御答弁いただきましたけども、第6期総合計画、先ほど私も話を取り上げましたが、第6期総合計画には6次産業化への取り組みを推奨しますと、そういうふうに先ほども申しましたが書いてありますが、推奨という言葉が辞書で引くと褒めて人に進めること、とあるだけに、6次産業化はみずから町は行わないと、褒めて進めるということだけであって、みずからやらないというふうに捉えてしまうのですけども、よろしいでしょうか。ちなみに第5期総合計画には、推進すると、押し進めるというふうな形で表現されていただけに、その取り組みがまさに後退してしまったんじゃないかなというふうな感じがするんですが、それについてなぜそうなったのか、まず一つお伺いたします。

現在、ピュアホワイトなど農産物を栽培する農家グループでは、それを加工してスープやドレッシングなど製造販売していることは御存じかと思いますが、まだほかにも商品化するアイテムがあるけれど、生産量や資金面などで不安が多いと言っています。町からはもっとほかに商品開発に取り組まないのかと言われることがあるそうですけども、資金の問題があるため本格的に取り組めないし、もっと使いやすい助成金を紹介してくれるとか、町の6次産業化を進めようとする、

まさに本気度が見えないというふうな形でも声を聞きます。その団体だけではなく、ほかにも町内には新商品もしくはオリジナル商品の開発を行っている個人や団体がありますけども、少ない資金で行うには限界があり、商品化がおくれ、ほかに先を越されてしまうこともあります。そんなとき町からのアドバイスや助成金があると新商品開発に勢いがつくのではないかと思うんですけども、さっきも言いました経産省のふるさと名物応援宣言事業やら、農水省の行っている6次産業化ネットワーク活動資金交付金事業といったものだけではなく、それに乗れない人たちにも、例えば町で今行っています、まちづくり活動支援事業というのがありますけども、その中の対象にするというような形で後押しすることはできないものではないでしょうか。まさにこれも町の活性化につながることであると思いますし、商品開発をそういったことで後押しすることには、この事業の目的としてもつながるような感じがしますけども、いかがかお伺いいたします。先ほど、近隣の町で推進室をつくっているという話ですけども、ちょっとそれ紹介してみますと、実際に近隣の町では、消費者に魅力的な町を創造してもらうために、平成25年から食のブランドづくりを進めているそうです。シェフや企業の協力を得ながら、町の特産品を目指した商品として、町主体で長ネギドレッシングとオニオンスープを開発したということでありました。町の特産品としてまさに位置づけて積極的に販売するとともに、ふるさと納税の返礼品としても活用していきたいということですし、町としてはこれからも商品開発により、蓄積した技術などのノウハウを町民に積極的に提供してまちづくりに取り組んでいきたいというふうな話でした。まさにもうすごく意欲的な形でその町は進めているわけですけども、その町に限らず、本当に全国的にそういった形で動いています。先のふるさと名物応援宣言ですけども、その事業の中で聞いたところによると、昨年場合にはT P P絡みで相当申し込みがふえて、全国的にそういったことで、特産品づくりに熱が入っていると。当初の予算よりも3倍も支出したという話で、そういったうねりというのは、全国的に広がっています。近隣の町に限らず全道・全国でいろんな人たちがあの手この手で知恵を絞って特産品開発に力を注いでいるだけに、そういったものをやはりうちの町としても、バックアップするという言葉だけではなくて、もっと具体的な形で支援するような形でやっていただけないものなのかなというふうに思いますけどもいかがでしょうか。

ほかに、特産品だけではなくて、ほかに毎年町で行っています地産地消料理コンテストというのがありますけども、そこで入賞した作品を飲食店で商品化し販売することだって、まさにそれもこだわりの一つの6次産業化につながることはないかと思います。ちなみに昨年の予算特別委員会で同僚議員から同じような形の提案がありまして、それに対して担当課からは、商工会に周知して商品として提供することが可能かどうか検討していくというふうな形で答弁をいただいております。だが、その後どうなったのか、それについてお伺いいたします。やはりまさにそういったことでも、後押しするのは、バックアッ

プしていくっていうふうな行為につながるかと思うんですけども、その結果についてお伺いいたします。とりあえずそういったことで御答弁お願いいたします。

議 長  
町 長  
(再答弁)

町長。

石川議員の再質問にお答えをいたします。6次産業化という言葉は非常に私はいいんだろうと思いますが、実際、町でつくってるわけではないので。町でもものをつくってるわけではない。あくまでも生産者がいるわけでありまして。だから、バックアップするという、推奨することが正しいんじゃないかと。自分が持っているんだったら自分でつくっていくというのは、したがって、農業団体がそういうものが絶対必要だっていう部分で出てくればいいんでしょうけども、うちの作付面積みるとものすごい変動がありますよね。キャベツにしたってしかりでしょう。石川議員よく御存じで、あれ町でつくった加工センターで売り出そうとって、後ろ見たら今ついてくる人がいないわけでしょう。だから私はやはり農家の方々を含めて、6次産業化だからいろんな団体、農家だけでない、その人たちのグループがつくられて初めてやるほうが行政でお膳立てして、うちの町で過去にうまくいったのがあまりないんですよ。それは十分わかってると思います。指摘は何回も受けております。だから、行政でやるっていうのはやはりもの持てないというのが私は弱みだと思います。ですから、そういうグループがやって一生懸命頑張ってください、町のふるさと応援給付金の中の贈答品にも入れさせていただいております。これは自主的に皆さんつくっていただいているものが非常に好評を得ているわけでしょう。やっぱりそういう意欲を持った同士の農家の方とそれ以外の方とマッチングするのが私は6次産業化だと。行政がやるのは6次産業化ではないと思うんです。だから企業誘致もできるだけ農業に関連したものを選ばせていただいて、なかなか入ってはこないんですが、そういうことを常に考えながらやるべきだなというふうに思っております。それぞれこの町も独自路線出しております。あんまり行政が口出したところは上手に言ってません。生産者がみずからやったところはやっぱり強いです。持続性も高いです。一回補助金を受けて、それ以上何も言いません。だけど、町が指導してやったところは大変になったからまた援助してくれ、やっぱり意欲のあるところは、私はあらわれが違ふと思う。うちの先ほど言ってくれた農家の人みずから考えてやったことは、みずからでやっぱりやりますから、それで足りないものを町に応援してくれというのは私は可能だと思う。そういう事業でまちづくり交付金いろんなものありますから、そういう相談が来ないうちに、石川議員が連れてきていただければ情報交換できると思うんですよ。役場に来ないで聞いた聞いたっていう話になっちゃうと、それでもうそこで途切れちゃいますから。ぜひこういうことやりたいんで、いいことないか。やはりそのためには、量がないとだめなんですよ、マッチングするためには。ある程度の量を確保して、きょうあるけどあしたはないっていう話にはならないと思う。そんなことを含めながらこれ今やってますから、非常に難しい分野でありますけれども、で

も相手がうまいとこマッチングすれば、私は、どんどんいけるというふうに思っています。それだけに、いいものを農家の皆さんがつくっていただいていますから。それは自信を持って言えることです。ですからそれを活用できる方々と一緒にできないかなというふうであります。

それから、コンテストやっっているいろいろ商工会の方々とも議論をさせていただきますけれども、なかなかそこまでまだいかない。やっぱりメニュー的にはなかなか難しい部分もあるようであります。ただ、いろんな議論をしているようでもありますんで、その面ではやめたわけではなくて、その中でいろんなことをトライができる分野がこれからも出てくるのではないかなというふうに思っていますから、それを期待しながらある程度やっていくべきではないかなというふうに思っています。やはり、農家の方々を含めて町の方とマッチングしながらやる、それには農業団体も一緒になってやれないと、やっぱり量の確保ができなかったら、信頼性がなくなっちゃいますよね。だからそのことも十分考えながら、私は取り組んで、後退してるわけではなくて町がやるべきではないという、応援はできますよ。町がものを開発するって言ったって、原料を持ってないですから。農業団体は原料を持っていますから。そういう不都合さがあるんで、やはり自分たちみずからで次の部分をこうやりたいから行政なにやってるんだ、この援助はできないのか。それぐらいの意欲を持ってやっていただければ、恐らく今の若い人たちは意欲満々でありますから、近い将来、私は期待しております。いろんな話に来ていただいておりますから。そういうことが積み重ねていって、初めて私は6次産業化のほうへ中身は別として行くのではないかなと。そういういいものもありますので。ぜひたくさん人を連れて相談に来ていただければ、うちの課で対応できると思いますので、ぜひお願いをしたいと思います。

議 長  
石川議員  
(再々質問)

9番 石川 康弘議員。

町長から御答弁いただきましたけども、ないわけじゃない、そういう方面の方ともお話しした中でこういうふうな形で聞かしていただいているんですけども、やはり町主導であるということは確かにいろんな面で弊害が出てくることは、私も見てきてわかっています。でもやはりそういう住民個々で、グループで取り組んでいる方がいるのも、町長も御存じだと思っておりますよね。ただその一歩手前で、やはりちょっと挫折するだとか、物量もあるでしょうけども、まずそういう考えることに対して、大いにやはり応援しながら、こういうふうな形でできないかという提言とかアイデア、アドバイスという形をしてくれるのも、町としてあっていいんじゃないかなと思うんです。そういった中で、さっきもちょっと聞いてまだ答弁いただいてませんけども、そのまちづくり活性化活動支援事業、そういったものを今はいろんなイベントとか、ほかの活動やなんかを使うような形で言われていますけども、そういった面でこういったことにも、その事業が活用できるような、そういった範囲を広げることはできないものなのか。そういったところで、やはりバックアップ体制につながるんじゃないかなとい

う感じもするんですけども、そのあたりについてもお伺いいたします。

それと、よその町でいろいろその後押ししたりして、確かに町自体で開発はしないと言いますが、実際にそうやって商品化して一生懸命売っている人達に対して、少しでも町のPRに使ってほしいという形でやってる方もいるわけですし、そういった人たちを大いにやはり町として活用する上で、ことしからビューローの売店のところに観光総合案内所に常駐職員を置いてやっていくと、町の当然観光の宣伝も案内もしていくでしょうけども、そこに置かれる特産品も、観光地と名称やら観光の一つのものとして、紹介していただけるかと思うんですけども、ただ単純に並べてどうぞじゃなくて、そのものに対していろいろやはりこだわりだとか、それなりのプロセスがあると思います。またこの町でなぜこんなものが、こんなものと言ったら失礼ですけども、こういったものが出ているのかってということも、そういったことのやっぱりものに対してのメッセージも当然あるかと思うんですけども、そういったことをやっぱり添えながらやってくような、そういう販売所であってほしいなという感じもするんですけども、先だっても、担当課のほうから大まかな説明を受けましたけども、私としては町のPRとして、ビューローの観光案内所に常駐を置くということはずごくいいことですが、大いにそういったところで活躍していただき、そうやって商品化で頑張っている人たちを後押しするような、それはやっぱりアドバイスであり後押しだと思うので、そのところを大いに期待するところなんですけども、どのような形で考えておられるのか。ちょっとお伺いしたいと思います。

議 長  
町 長  
(再々答弁)

町長。

石川議員の再々質問にお答えいたします。先ほど再答弁でまちづくり活動交付金を使いますよってという話ですが、それでまだ不満なんでしょう。いいんですか。それをぜひ相談に来ていただきたいというふうに私は言ったつもりなんですけども、それと商品いろいろやってまちづくり活動でふるさと応援の贈答品にも使わせていただいてPRに努めております。農産物、うちは農産物がほとんどであります。ですから、そういうところに使えるように早く商品開発ができればいいかなと。それには量がある程度ないと、もう終わりましたと言われたらやっぱり消費者っていうか寄附いただいた方も、もう来なくなります。やっぱり、毎年来ていただくっていうのはある程度の量を確保していかないと非常に難しいのかなというふうに思っております。

それから、いろんな展示する時にコメント等々入れてほしいという思いのようでもあります。それは当然農家の方々、ちゃんと入れてもらわないと。うそ書けませんので、生産者がみずから持って行って、こうやってしてくださいと言えればなんぼでもできるんです。ものをつくって適当にこれこうですよ、なんて恐らく言えないと思います。今特にそういう面でうるさい、履歴等を含めてうるさいです。ですから、農家の皆さんみずからそういうアイデアを持って来て、これをこういうことでということ、ちゃんと理由をつけていただければ売るほうも売りやすくなるので、ぜひ協力いただければというふうに思っております。

ます。

議 長

以上で石川 康弘議員の一般質問を終わります。

次に1番 本間 秀正議員。

本間議員

それでは、地域医療を担う町立南幌病院の将来像はと題し、町長に質問をいたします。江別市立病院より医療連携の派遣支援をうけ、総合内科2名の医師が町立南幌病院を担っています。地域のかかりつけ医として住民より信頼を受けていると思います。しかし、外来患者の減少、入院患者減による病床利用率の低下など病院経営の悪化により、一般会計の負担も大幅にふえ本町の大きな負担となりえる要素であり、町民に理解を得られるのか大きな課題であります。しかし、町立南幌病院は、町民の生命・健康維持など、地域医療の確保のため、重要な役割を果たしていることは承知のことであり、町の病院として町民が求める医療など、町財政を圧迫しない病院経営が求められると思います、2点伺います。

1、総務省は、公立病院改革ガイドラインを出してきたが、従来の柱である経営効率化、再編・ネットワーク化、経営形態の見直しに加え、地域医療構想を踏まえた役割の明確化を掲げてきているが、一向に経営状況が好転しない中、今後の町立病院の方向性を伺います。

2、執行方針の中で、新たな病院改革プランに基づき、将来の医療需要の増加を見込み病床数を維持していくとともに、経営の安定化を図り医療機能を維持しますとありますが、どのような施策を行うのか伺います。

議 長  
町 長

町長。

地域医療を担う町立南幌病院の将来像は、の御質問にお答えします。町立病院は、平成28年度より常勤の外科医師が不在となり、江別市立病院から派遣を受けた2名の総合内科医により運営してきました。常勤医師による診療科は内科のみとなり、外来患者数も2科体制と比較すると減少していますが、入院患者数は前年度を上回っており、経営は厳しいながらも安定した状況となってきています。町民の信頼も徐々に上がっていると感じており、江別市立病院の先生方に大変感謝しています。

1点目の御質問については、町立病院は町内唯一の病院として、町民の予防医療や初期救急などの役割を担っています。また、急激に高齢化が進む中、地域包括ケアシステム構築に向けても、医療提供体制を維持、整備することが必要と考えています。特にかかりつけ医は、その機能を地域で十分に発揮することが期待されることから、今後の動向を見極めながら、現行の形態で町立病院の体制を維持していきたいと考えています。

次に、2点目の御質問については、今後も病院を維持していくため、新たな改革プランに沿って取り進めてまいります。医療機能の維持においては、引き続き江別市立病院との連携や札幌医科大学などの関係機関への働きかけを行いながら、医師の確保を図っていきます。

議 長  
本間議員

1番 本間 秀正議員。

今後の町立病院の将来像についてと、再質問いたします。町長の御

(再質問)

答弁の中でかかりつけ医は、その機能を地域で十分に発揮することが期待されるとありましたが、また、現行の形態でいきたいとありました。この先、繰出基準を大幅に超える約7,000万円を出し続ける病院会計と大規模改修も含めて、町財政を圧迫しかねないと思います。今後進めていく、かかりつけ医としての機能を果たすことは、このままではできなくなるのではないかと心配をいたしております。また、2040年には我が町の高齢者人口がピークを迎えますが、改革プランに沿って取り進めるとありましたが、町民が望む診療科目や経営形態、足の確保など、病院のあり方を見出していかなければなりません。そこで、将来に向かいしっかりとした病院経営計画と、今後望まれる医師3人体制、看護師確保など、どのように進めていくのか。またあの答弁では、医療連携、札幌医科大学等関係機関への働きかけをしますとありましたが、将来どのように進めるのかを伺います。

2点目に、病院周辺の旧6区団地には依然全員協議会の中でも医療福祉ゾーンにと議会に示しましたが、民間の誘致など、今前向きに検討しているのかを伺います。

議 長  
町 長  
(再答弁)

町長。

本間議員の再質問にお答えをいたします。現状でいくと病院の周辺は、そういう医療福祉のゾーンということで、分ければそういうことでありますし、ただ現状でそんなに待機者がいるわけではありません。ですから、まだその次のことについては、あの辺でどうのこうのということでは考えておりません。それから、自治体として基本があると思います。教育・福祉・医療というのは行政が担わなければならない部門であります。これが放置するようであれば、私は自治体の体はなしていかないというふうに思っています。しかしながら、現状の病院の先生は今、江別市立病院にお願いをしている状況で江別市立病院の進め方もございます。地域連携医療を含めて、それらとマッチングをしながら、うちの南幌病院を応援をいただきながら、今の高齢化の社会に向かって何とか維持していかなければならないということをお願いをして今継続していただいているところであります。その他札幌の医科大学などには、今足りない部分を応援に来ていただいております。これも当然、今後とも江別だけでは難しいんでありまして、医師確保のためにはそういうところにもお願いをして、継続してお願いをして派遣していただくというようなことを考えているところでございます。そしてうちにはもう一つ大事なことがあります。今皆さんが定住移住だと言って、それで住宅団地が空いてるのをどうすんだと言っています。医者がない町には誰が来ますか、私はだから維持をしながら、町民になっていただくために最低限の自治体としての持ち分はしていかなければ、まちづくりというのはできないだろうというふうに思っていますから、ハードルはかなり厳しいですけども、それを乗り越えて何とかできるように、近隣の病院やら大学やら町民の皆さんの理解をいただいて、病院を維持していくべきではないかなと。国ではまだ出てこないんですが、在宅医療という言葉だけは出てくるんですが、本間議員もわかるとおり今在宅されて、できる家庭ってどのぐらいあ

るでしょうか。ですから、私は病院をなんとか維持しながら、皆さんが仕事で精を出して、そっちで頑張れる体制はつくってあげたいなど。

それから、これから福祉関係の施設がふえる可能性はありますけれども、それもふえることによって、行政がまた負担もふえていきます。その辺を上手に判断をしながら、病院経営というものは守っていかなければならない。金額で言われると非常に厳しいですけども、私は金額だけの問題ではないと思っております。まちづくりの根幹でありますんで、この間から見に来ていただいた方々のお話を聞くと、学校はどこにありますっていう話から始まります。そして役場はどこにあります、病院は、って必ず聞かれます。その時には、いや診療所ですという言葉は出せませんし、民間の診療所はあります。町には町立病院があります。そういう言葉で安心していただけてます。そんなことを考えると、苦しいんだけども何とかこれを乗り切って、南幌町として一つのまちづくりが、進める大事な根幹だと思っておりますんで、何とか頑張って皆さんに心配をいただいて申しわけないですが、できるだけ心配を軽減していきたいなというふうに思っております。

議 長  
本間議員  
(再々質問)

1 番 本間 秀正議員。

ただいま本当に、町長から今すばらしい御回答もいただきました。そして、きょうの道新にも出てましたけども、病院削減率北海道 12.4%、本当に町長の言われたとおり、在宅での苦しい判断をこれからまた国は言うてくるのかなというふうに思います。本当に最後になりますけども、町長も今回 4 期目就任以来、ずっと病院の改革プランですとかいろんな面でお考えを述べられ、そして議会とも相談しながらということでやってきたと思います。それで、最後に本当に今回出されました病院改革プランを鑑み、南幌町立病院として町民が求める、そして今後進むべき、今町長からも言われましたけども、最後に町長の思いをですね、語っていただきたいというふうに思いますんで伺います。

議 長  
町 長  
(再々答弁)

町長。

町立病院は先ほど申し上げたとおりであります。やはり町民の方が 24 時間安心して、医療を診ていただける病院は確保すべきと、やはりどんなに小さくなくても、これからの時代を踏まえていくと私の南幌町では、維持をしていかなければ非常に厳しい分野であると思っております。ですから、江別市を初めとする関係機関に継続して病院運営ができるように、これからも要望活動していきたいというふうに思っておりますし、国のほうはこの秋ぐらいいまでは出ると思うんですが、それがどうあろうと町として頑張れる範囲は頑張っていこうというふうに思っております。

議 長

以上で、本間 秀正議員の一般質問を終わります。

場内時計で 2 時 55 分まで休憩をいたします。

(午後 2 時 39 分)

(午後 2 時 55 分)

議 長

休憩を閉じ、会議を再開いたします。

次に 10 番 熊木 恵子議員。

熊木議員

町長に2問の質問を行います。1問目は執行方針分です。空き店舗活用支援事業について、町長の4つの目標の一つである元気づくりのまちについて伺います。廃業等により空き店舗の増加と商工会員の減少が進んでいることから、市街地商店街の活性化とにぎわいを取り戻すことを目的に、空き店舗を活用する新規起業者に対して家賃の一部を助成する空き店舗活用事業の実施が示されています。空き店舗の状況や貸し出し状況を鑑みると成功につながるには町内外への周知の仕方や、新たに起業しようとする事業者を確保する必要があると思います。先進地ではコーディネーターとして支援員を採用するなど多様な取り組みがされています。また将来的に移住定住につながるためにも補助対象期間の設定要件は短かすぎるのではないのでしょうか。まちに活気をもたらし、夢のある商店街を実現させるための具体的な事業計画を伺います。

町長

空き店舗活用支援事業についての御質問にお答えします。町では、中心市街区域内において、高齢化や後継者不足等に伴う廃業により空き店舗が19件、そのうち所有者の貸し出し希望店舗は7件確認しています。これらの状況を踏まえ、空き店舗の解消、商工会員の増加及び雇用の創出等により、商店街の活性化とにぎわいを取り戻すため、本年4月より空き店舗活用支援事業を実施します。具体的な事業内容は、3カ月以上利用されていない空き店舗を借用し、新たに小売業や飲食サービス業などを行なう方に対して、店舗の月額賃借料の2分の1以内の額、月額4万円を上限に1年間助成します。この事業を円滑に進めていくため、町内外への周知方法として、町と商工会のホームページや広報誌などへの掲載、商工会員への個別周知などに取り組み、また、新規企業者の情報収集や、店舗所有者と入居希望者とのコーディネーター役を商工会にも担っていただき実施してまいります。なお、補助対象期間の設定が短いのでは、との御指摘ですが、先進地の事例などの検討結果から補助対象期間は1年間が適当と判断しており、当面この事業内容で実施してまいります。

議長  
熊木議員  
(再質問)

10番 熊木 恵子議員。

再質問いたします。ただいまの答弁の中で空き店舗数が19件、そして7件の持ち主が同意しているということでした。この目的である商店街の活性化、にぎわいのあるまちづくりを推進するためとしてこの事業を行うんですけれども、私は商店街の目的の中にも商店街のイメージアップを図ることも事業のねらいとしています。そして、その効果として、それは効果として言えますけれども、具体的にどのような計画なのかというのが先ほどの答弁ではなかなかわかりづらかったと思いますので、そこは丁寧に答弁していただきたいと思います。周知の方法とかホームページとかいろいろとありましたけれども、なかなかホームページを見ている人も少なく、今ふえていますけれども、これを本当に本気で成功させるためには大胆な打ち出し方というのが必要だと思います。私は、このような計画をされているのが道内でも、それから全国でも多々あると聞いています。実際に東川町とか訓子府町とかは、訓子府の場合は議会でも視察に参りましたし、東川町

にも私視察に行きました。そういう中では本当ににぎわいが戻っている。地理的条件っていうか、南幌とその東川が同じとは全く申しません。ただ、南幌の場合は、やっぱり近隣、札幌市を視野に入れるとこの事業が成功することが本当に先ほどからも、ほかの議員の皆さんが質問されているように、移住定住にもこうつながっていくことだと思います。ですからせっかくこの計画の中で示されたことをやっぱり成功させる必要があると思います。商工会から、平成29年度市町村補助金についてなどをいろいろ書かれた議会への要望書が出されました。その中でも、空き店舗創業支援対策について、地域の創業起業を促すことが地域の活性化や活力のもととなり、空き店舗も解消されにぎわいが戻り、その結果住みよい地域づくりにつながるとして町に創業支援の施策を行ってほしいとの要望が出されています。この件については、これも含めて検討されて今回このような計画になったのか。それも伺います。

また計画の中では平成29年のことし6件、平成30年に5件、平成31年に4件、平成32年に3件、平成33年に2件が目標値とされています。これが実現すれば20件の事業者がこの町で商売とかいろいろ始めることとなります。先ほど、支援員、コーディネーター、それが必要でないかと質問しましたがけれども、商工会が窓口になってやるっていうことで、明快な答弁はなかったんですけども、コーディネーターは置かないということなんでしょうか。各地の成功例とかを見ると、先ほども同僚議員が質問しました、地域ブランド室とかいろいろ町役場の中にそういう窓口を設けて推進しています。ですからやっぱり商工会と連携するのは産業振興課っていうことで一緒にやられることだと思うんですけども、その辺の計画がどのようにして組み立てられてやっていこうとしているのか、そこのところはなかなか見えてきません。

それからもう1点は、今年度、都市計画のマスタープランも作成されまして、市街地の整備方針、これでは公共公益的施設が多く立地する中央通り沿いを町の顔と位置づけ、ふるさと物産館ビューローを利便性の中心と位置づけるとなっています。あのビューローとか商店街一帯を含めた整備方針を進めるためには空き店舗活用のみならず、新規出店、新しく店舗を建てて移り住んでっていうことも、考えるられるのではないかと思います。ことし、子育て支援ということで今、新たに美園地区とかいろんな所に家を建てて移り住む、子育て支援対策として支援しているっていうことで今成功しつつあると思います。そういう形で新規起業する方に対しても、その支援をしていくっていうことが組み込まれるべきではないのかなと思います。先ほど紹介しました。東川町とかは、行って見て本当に何回も行きたくなる町っていう、そのまちづくり、町のメイン通りだけではなくて、一本離れたところとかも本当にいろんな商店、雑貨屋さんがあったり食品店があったりいろいろあります。ですから町の人も新しいお店ができることですごく楽しみにして商店に足を運ぶ、それから町外から訪れる人たちも南幌はこんなににぎわっているんだっていうことで、活気があふれ

るってということになると思うので、今いろいろこう答弁いただきますけれども、広く周知をするっていう中にうちの町で今何屋さんがないのかとかね、こういうお店があります。だけどころはありませんでってような具体的にそのシミュレーションして、そういうこともPRする、そしたらやっぱり本当にちょっと小さな店舗でもやってみたいなと思う人は、そうかこの町にはそば屋さんがないのかとか雑貨屋さんがないのかとか、具体的な形でイメージを沸かせられると思います。ですから、そういうことも含めて検討して計画を示してほしいと思います。

議 長  
町 長  
(再答弁)

町長。  
熊木議員の再質問にお答えをいたします。空き店舗の活用ということで、皆さんもっとあるだろうって記憶の質問ではないかなと思うのですが、あくまでも7店舗しか今のところ希望がありません。ということは、もう限られた部分であると思います。そういう部分からしますと、今この事業をやって浸透してきて、今回参加しない19件もあるうちの残り12件あるわけでありますから、まずこれをやりながら、どういうふうに波及していくかっていうのが大事なかなというふうに思っております。そのために、商工会にも当然相談をさせていただいて、先ほど申し上げたように商工会にコーディネーター役をやってもらうんだよと、自分たちもみずからそういうことに取り組むんだよってということも含めてやって、にぎわいのある商店街づくりになるかなというふうに思っております。ことしは中央通りの先のほうにツルハさんも来ていただきます。いろんな方が見には来ていただいているようであります。しかし、日中、人の流れが非常に薄いというお話でございまして、なかなか空き店舗のところに入っていただけないんですが、そんな話もしながらいろいろやっていくべきではないかなというふうに思っております。ですから、町と商工会と一緒にやってやるということは大事なことだというふうに思っておりますんで、そういう両方からの媒体を使って周知をしていくっていうのも大事であろうというふうに思っております。どちらにしても、これをやりながら、また改善できるものがあれば、あるいはいっぱい来ていただいて、入るところないと言われるぐらい来ていただければ一番いいんでしょうけども、まず実績づくりをしていかないとだめなのかなというふうに私は思ってます。そのためにこれも活用していただくということでやっていきたいなと思ってますが、何せうちの町は購買力がよその町にかなり行っています。その方をいかにこっちに持ってくるかっていうのが大事な要素だろうと思います。それらもこういう空き店舗の活用の中でいろんな事業者のまたお話を聞きながら、行政として何ができるのか。これで足りないのか。もっと違うことをやらなきゃならないのか、いろんなことがまた出てくるんじゃないかなと思っておりますが、まずはこの空いてる7つを、少しでもそういう方が来ていただいて、中に入っていただくということを第1に考えておりますんで、足りないとかいろいろあろうかと思いますが、まずやってみてそういう部分を今度は検証しながら、よりよい分野にさせていただいて、残り

議 長  
熊木議員  
(再々質問)

の12の方々もこれに入りたいなというぐらいになるように取り進めてまいりたいなというふうに思っています。

10番 熊木 恵子議員。

今町長から答弁ありましたけれども、じゃあ具体的にまたお聞きします。空き店舗19件、その12件がまだ同意していないってことでしたけれども、その12件とはこれからも継続的にお話をしていくのか、今それに同意されないっていう方の主な理由っていうか、その辺がわかれば教えてください。

それから先ほどビューローを中心とした活用っていうかその辺のこともお聞きしたんですけれども、その空き店舗はビューローというか中央通りだけに限ってはいないんですけれども、私は今ちょうどツルハができるっていうことで、やはり間違いなく商店街が町のメイン、顔になると思うんですよね。そういうときに、やはりツルハができることを契機として、本当にここにぎわいを取り戻すという意味からは、ちょうど今回からビューローのいろいろ新しい計画も始まります。ですから、そこと一緒にタイアップしながらやっていけばいいのかなと思います。それでお聞きしますけれども、ビューローの周辺の空き地っていうのは、今あのままにずっとなっているんですけれども、あれは今後も、違った形っていうか新たな商店街づくりっていうかそういう形になっていくのか。それからもし仮に町で起業したいという方が移り住んできたいっていうときに、例えば住宅団地ではないところだけでも、そういうところも例えばそういう依頼が来たときに、それは売ってもらえるのか、それから子育て支援住宅っていうことでそこに支援しているんですけれども、新規起業する方が住宅を建てて引っ越すというとき、移り住むっていうときに、そこに対する支援っていうのはできないのか。それも一緒に伺いたいと思います。

それから、補助対象期間がわたしは1年間では短いのではないかという質問をしましたがけれども、それは先ほどの答弁の中では1年間が適当と判断しておりということで、この形で実施していくっていうことでした。しかし、仮にその今空いている7店舗に、移り住んできた方が1年間上限4万円の家賃の補助だけでやって、もしその店内を改築したりいろいろあります。そういうときにせっかくやって1年間しかなければ、やはり二の足を踏むっていうか、どうしようかなって考えると思うんですよね。ですからもっときめ細かい支援っていうのが必要ではないかなと思います。例えばこの近隣の町では、空き店舗活用支援事業として、新規出店者を支援ということで制度を設けています。そこの中には補助率、その補助金額も、お店を起こすときの備品だとかいろんなそういうものが含まれて、上限150万円としているところもあります。ですから本気でやろうとすれば、やはり厳しい財政であるけれども、やはりそういうことが必要ではないかなと思います。

それから先ほど町長の答弁の中で買い物客が町外に行くっていうお話がありました。実際に病院もそうなんですけれども、近隣に本当に15分、20分で行ける都市が控えているので、やはりそこで何でも

そろうってことで行ってしまうと思うんですよね。だけれどもやっぱりにぎわいを戻すことによって、町内にとどまる、町内で買い物するっていう形になっていくんだと思うんです。それからやっぱりそれには大型店舗だけではなくて、今小さなお店、その雑貨屋さんも含めてそういうところがすごく脚光を浴びています。中には、けさでしたか、テレビでもやっていたけれども、すごく富良野のほうの山の中にプリン屋さんができて、そのプリン屋さんに外国からもネットとか見えてお客さんが来ているっていうので、ちょっと興味深く見ました。うちの町はやっぱり本当に札幌に近いし、いろいろ今これから整備されて道央圏連絡道路とかいろいろな形、遊水地もできますし、そうやってくると本当にいい立地条件にあると思うんです。ですからそこに魅力のあるそういうお店が来て、それがじゃらんに乗ったりいろいろな形で載ることでまた脚光を浴びると思うので、そういう意味ではもう少し細かい計画っていうか大胆な計画っていうか、そういうのがあるといいなと思うんですけれども、そう思いませんか町長、どうでしょう。

議 長  
町 長  
(再々答弁)

町長。

熊木議員の再々質問にお答えをいたします。中身はどうだということ、私が聞き及んでることには、自分たちが住んでいるんで、それ以外の人に貸してうるさくなるのが嫌だという、古い家でも自分たちが居住を構えている。だから、ほかの人に貸したくない、そういう店舗が結構あるんです。そんなことから、多分7店舗の実際は、ビルだとかそういうとこの空き店舗だろうというふうに思っております。なかなか思いが通じない部分もあるかと思えます。ですから、まずこれをやらしていただいて、どう反響があるのか、そういう方が、不安に思っている方がいいほうだねっていうことになってくれば、もっともっとそういうふうに出ていくんではないかなというふうに思ってますから、今の先ほど説明したとおり、進めさせていただきながら、今後の改善の余地はそういう部分で出てくるんではないかなというふうに思っております。

それからビューローの周辺、ビューローの中央公園側は、あれは民間の土地でございますので、町の土地ではありませんので、どうしようもない分野であります。町がどうのこうのは、買い取るなら別でしょうけども。あの広いところは。それから今、スポーツセンター側、ニコットに貸しております。今度はツルハにもまた賃貸をさせていただきますけれども、そこに来るんでも、やはり町にとっていい店舗になる、そういうことで来ていただければ、貸したり売ったりすることは可能かなというふうに思っておりますが、その辺を吟味しながら私どもはやらしていただいているということで、あそこは広く空いてるから全部使えるんだっていうのではなくて、大半が民間の土地であります。民間の方がどうなるのかはちょっと、お願いはしてはしますが、大型店、小型店含めて、早く当初の計画どおり連れて来てくださってというお話はさせていただいているところであります。ですので、まずはこの空き店舗でそういう方々が元気な方々が来ていただいて、まちづくりがより活性化になること。

1年で短いというお話でありますけれども、企業として起こす場合については、1年でできなければ何年経ってもできないと私はそんなふうに思っています。それだけ腹を据えて、起業するっていうことでありますから、そういう意味でやりながら改善できるものについては、改善していこうというふうに思っております。

熊木議員

2問目に移ります。国民健康保険税の負担軽減を。本町の国民健康保険税は平成26年度の一人当たりの調定額で115,606円と道内でも上位にランキングされています。物価の上昇や年金の引き下げなどで町民の生活は厳しさを増し、家庭の収入に占める国民健康保険税の割合は大変大きく、高すぎて困る、もっと安くしてほしいという声が聞かれます。失業や病気などで払いたくても払えない世帯などに対しての、国保一部負担金減免の実施状況について伺います。国保税の滞納者に対して分割納付や支払い猶予などの対応がされていますが、一般会計から法定外繰り入れを行うなど負担を軽減する方法を考えるべきではないでしょうか。国民の福祉の増進を図るといふ地方自治法の精神に照らして国保税の引き下げについて考えを伺います。また、北海道は昨年11月、国保都道府県化にむけて運営方針素案を発表しましたが、新たな仕組みでは市町村の役割はどのようになるか伺います。

議 長  
町 長

町長。

国民健康保険税の負担軽減を、の御質問にお答えします。最初の国保一部負担金減免の実施状況についてですが、国民健康保険一部負担金の減免については実績がありません。次の国民健康保険税の引き下げについてですが、現在の国保加入世帯数は、1,131世帯、1,987名で全町民に対する加入率は世帯が33.0%、被保険者では25.6%であり、国民健康保険税率については、地方税法の改正に伴う課税限度額の引き上げ以外、平成18年度以降行っていません。また、近年、医療技術の高度化などにより医療費の額が年々増加傾向にあります。被保険者数は減少傾向にあることから税収は減少し、運営は厳しい状況です。国民健康保険の財政運営については、制度上公費で財政措置されるものを除いては、保険税で賄うのが原則であり、国民健康保険税を引き下げるために法定外繰り入れを行うことは、国民健康保険加入者以外の保険に加入している町民との公平性の観点からも、繰り出しはすべきではないと考えています。最後の新たな仕組みでの市町村の役割についてですが、平成30年度からの国民健康保険制度では、北海道が財政運営の主体となり、制度の安定化が図られます。市町村は、新たに国保事業費納付金を北海道に納付することになります。その他は引き続き、資格管理や保険給付、保健事業、保険税の賦課・徴収などを行います。また、保険税率については、北海道が示す標準保険税率を基に決定することになります。

議 長  
熊木議員  
(再質問)

10番 熊木 恵子議員。

再質問します。滞納がふえている状況にあるということが先日報告されました。滞納したくてしてるわけではなくて、払いたくても払えないという家庭は多いのではないかと思います。国保のやっぱり最大

の問題は負担能力を大幅に超える保険税にあるのではないか。また年金や給与がふえない中で、生活のやりくりに追われているというのが実態ではないかと思います。先ほどの御答弁いただきました国保の加入世帯数、1, 131世帯、私が調べた中では1, 210世帯、これは平成27年の6月だと思うんですけども、これ1, 131世帯はいつの数字なのか。今現在ですか、そうですか。私のほうが古かったんですね。はい、わかりました。1, 131世帯ですね。加入率が世帯で33%、やっぱり3分の1強だと思うんです。それで、先ほど公平性の問題から繰り出しはすべきではないと町長は答弁されました。でも私は確かに3分の1ではあっても、やはり国民健康保険に加入する世帯の層は比較的低収入のところが多いのではないかと思います。町長首かしげていますけども、南幌の場合は農家戸数もあって、農家の方はほとんど国民健康保険です。そして農家の収入も今とてもふえていることから、今首をかしげたのかなと思うんですけども、やはり今現在社会保険であっても行く行くはやっぱり国民健康保険に入っていくと思うんです。それを考えたときに全く繰り入れをしていないということではなくて、している自治体がふえている、そこまでしてでもやっぱり下げなくちゃだめだということ、やっている自治体が多くふえています。そういう意味からは、やはり今制度が切りかわるっていう前であっても、やはり私は南幌町の国保税のそれを引き下げるべきだと思います。そのところではなぜできないのか、そこちょっと1点伺います。

それから、分割収納とか、それも税務課の方も一生懸命やられていて苦労されているというのが、先日も報告を受けました。そういう中で一遍に払えなくて、それを分割にするときに、やっぱりいろいろこう相談されたり、その悩みに向き合っているらっしゃると思うんです。それで、相談を受けて分割収納にこぎつけた場合とそうではないその実際の数っていうか、その辺ももし分かれば示していただきたいと思っています。

それから大きな2つ目のところでは国保の都道府県化、今先日も新聞にも載っていました。保険料の格差が最大で2.6倍っていうことで載っていました。たまたまうちの町のは、私の持つる新聞には載っていなかったんですけども、じゃあ果たして都道府県化によって国保税が全体として安くなるのか、それから一律っていうか、その一定額がずっと推移してくのかっていうところでは、やはりいろいろこう問題がはらんでいると思います。それで、保険料が一体どうなっていくのかっていうところで、町としてはその辺を新たに始まって18年度からっていう制度でありますけれども、どのようにお考えか、それをちょっと伺います。

それから賦課方式のところ、うちは資産割を入れてますよね。資産割を廃止している自治体は北海道で52市町村になっています。これは本町ではどうふうにご検討されているのか。家や土地を所有していることは、保険料の支払い能力と無関係ではないかと思っています。ですから、今回この制度が新しく移行されるときに、このことを本町としてはど

のようにお考えか、それを伺います。

あと仮算定の納付金による保険料収納ということで、先日発表されました。モデルケースでは、御夫婦2人で年金で年収がいくらで形で試算されているんですけども、それに当てはめたときに、本町の保険料っていうかその辺をどのように算定しているのか、これを伺います。

議 長  
町 長  
(再答弁)

町長。

熊木議員の再質問にお答えをいたしますが、最近収納率も上がりまして、大分よくなって現年度分についてはかなり皆さんの御協力をいただいているところでございます。国保税、意味が十分理解できない方もおられるかもしれませんが、保険というのは大事な部分でありますんで、いざ病気になったときには大変な思いをするというようなこともございまして、現年度分については年々少しずつでありますけれども、収納率は高くなっているということで御理解いただきたいと思えます。また、先ほど引き下げをどうしてもできないのか。先ほども申したとおり、うちの人口構成からいっても、それから国保税ができたときからも、昔は国民健康保険料でしたけれども、自賄でやっていくっていうのが、3分の1しかいる、いない。これ判断はそれぞれ個人差がありますけれども、逆の見方からすると、税金をそこに本当に投じていいのかどうか、6割の方が違うんだよって言うたら、どうなるか。だから公平性をやはり保っていかなければ、行政は、私はだめだと思えます。今何とかやりくりをしながらやってるわけでありまして、我が町はそういう方向でやってきたと。

それから何で資産割やるんだと。資産割やったほうが低所得者については、安くなるから、農業の方は資産いっぱい持ってますから、そういう意味でいくと低所得者対策も含めて、資産割を賦課したほうが平均にいくんではないかなと、だから保険税は安くなるという部分であります。南幌町は高いっていうか、その保険料が非常に全国的に、全道的に高いっていうのか、その辺は皆さんの判断でありますけれども、1番が2番が高いのか30番が低いのか、140番が高いのか、私はちょっとわかりませんが、うちも年々、おととしは40番台、去年は50番台に下がってきております。そのことを考えると、皆さんの理解をいただいて順調にきているのかなと。そんな状況でありますから、一般会計から私は繰り入れることは考えておりません。今後の数の関係については、課長のほうから詳しくお話をさせていただきます。

議 長  
住民課長  
(再答弁)

住民課長。

先ほどの熊木委員の御質問の中で、分納誓約者の数でございますけれども、2月末現在では、国保の分納誓約者につきましては89世帯でございます。あとモデルの保険税の関係でございますけれども、今示されてるのは、27年度の所得で計算されているものでございます。それでいきますと、うちの平均よりも若干低くなる形ですけども、またさらに来年度以降、再試算がありますので、その辺についてはまだはっきりしておりませんので、ただ急に高くなったりすることはないと思えますけれども、今現在では同じちょっと低いぐらいと判断されて

議 長  
熊木議員  
(再々質問)

おります。

10番 熊木 恵子議員。

再々質問します。その国保料金が高いか安いかってところで、私は高いと思うんですけども、そこちょっと見解が分かれるところかと思えます。先ほど分納のことについて課長に答弁いただきました。89世帯ですよ。はい。中には失業したり会社が倒産になったりってようなこともあるのかと思うんですけども、その辺の件数ってというのが、もしわかりましたら教えてください。以前、同じように会社を整理して国民健康保険に移ったっていう方が、南幌町と例えばその札幌市だった場合に、いろいろこうその救済制度っていうか、その辺もすごく違うって、金額的にすごく大きな開きがあるってことをお聞きしたことがあります。そういう意味ではやっぱりそういうところもやっぱりその困っているところに対して、やはり行政がしっかり相談に応じて、今もやっていると思いますけれども、その辺のところはどうなのかってのが、いつも問われることだと思います。それは答弁は要りません。

それから新しい制度になって、本町は今よりは安くなるんじゃないかっていう試算ですけども、高いところは本当に2倍もなるっていうところを出ていて、自分がその猿払村とかだったら大変だなんていうふうに思いながらニュースとかを見ているんですけども、この新しい方式になると納付金を町で全部集めて100%道のほうに納入というふうにお聞きしたんですけども、そのようになると、国民健康保険税を納めている保険者に対しては、今よりも何かその厳しさが増していくのかなっていうのが何となく思われるんですけども、そういうようなことがないのかどうか、その辺は担当としてはどういうふう考えているのか。新しい制度に移行するのでいろんな問題がこれからも出てきて、いろいろこう相談とかもやっていくと思うんですけども、その辺がやっぱり町民にとっても正しい情報をやっぱり知らせ、早めに知らせていくことによって、国保に対する心配とかそういうことがなくなっていくのかなと思うんですよ。ですからその辺をもし今わかっている範囲でよろしいので、具体的に教えていただきたいと思えます。

議 長  
住民課長  
(再々答弁)

住民課長。

熊木議員の再々質問にお答えいたします。先ほどの分納誓約者の中の内訳につきましては、私のほうでは把握してございません。それで、この新しい事業でどういうふうになるかということでございますけども、先ほど町長の答弁にもありましたけども、今度北海道が運営主体となりますことから、安定的な財政運営や効率的な事業の確保が可能となるということでございまして、また国からの補助金などによりまして財政基盤の強化が図られるのがまず第1の概要でございます。新しく国保納付金事業につきましてはですね、道内の国保の医療を全市町村で負担する仕組みでございまして、導入によりまして市町村ごとではなく、広域的な単位で支え合うことになりまして、保険税の平準化や小規模市町村のリスク分散がなされ、道全体で国保加入者の公平

な負担へ近づくといいふうに言われております。納付金の算定方法につきましては、各市町村ごとで行われまして、市町村の所得、被保険者数、世帯数などをもとに個別に算定されます。納付金の制度によりまして、一部の市町村につきましては保険税が上昇する可能性もございます。そのため納付金の算定結果を踏まえまして、道では激変緩和措置を行うとされております。また保険税率につきましては、北海道が示す標準税率をもとに決定いたしますけれども、北海道としては、将来的には保険税の水準の統一を図ることを目指してございます。そのため、北海道では所得水準、または医療費水準の地域差が特に大きいことから、一部の市町村については納付金の額が、これまでの保険税の総額を上回ることが見込まれております。そのため激変緩和がないように、保険税の平準化を進めていくと言われております。あわせて、今回の道の運営方針では、決算並びに赤字の目的のための法定外繰り入れをしている市町村につきましては、それを解消、または皆減すべきと指導が行われることとございますので、それにつきましても、そのことから法定外繰り入れは難しいかなと考えております。以上です。

議長

以上で熊木 恵子議員の一般質問を終わります。

川幡議員

次に2番 川幡 宗宏議員。

執行方針に対する私の質問を行いたいと思います。人口減少の抑制と知名度アップの取り組みについて。町長は執行方針の中で人口減少を抑制していくため人口ビジョン及びまち・ひと・しごと総合戦略をはじめ、第6期総合計画に基づき移住定住や知名度向上の施策を推進するとともに、特に子育て世代が定住したくなる住環境づくりを推進するといっております。そのために子育て世代を対象にした住宅建築費助成事業とあわせて北海道及び住宅供給公社との連携をより強化し、みどり野きた住まいるヴィレッジ事業を進め、本町への移住定住を図ることを検討するといっております。そこで、みどり野きた住まいるヴィレッジ事業での本町見学者に対して、町独自の子育て支援策をPRするなどをして、南幌町を全面に売り出すべきと思いますが、町長の考えを伺います。

議長  
町長

町長。

人口減少の抑制と知名度アップの取り組みについての御質問にお答えします。本町では、人口減少を抑制するため、子育て世代が定住したくなる住環境づくりを目指し、引き続き子育て世代住宅建築助成事業を実施してまいります。本年度より、北海道及び住宅供給公社、町との共同により、道内の建築家と工務店で創る、みどり野きた住まいるヴィレッジ事業を推進し、平成30年の春頃に住宅展示場の開設を予定しています。この事業については、三者共催であることから、具体的な管理体制やPR方法について、現在、参加グループを交えて協議していますが、バスツアーや現場見学会などのイベント開催、住宅雑誌への掲載や新聞折り込みなどが予定されています。なお、住宅展示場が南幌暮らしの発信拠点になることから、来場者の方々には町内施設を案内するなど、子育て支援をはじめ町の施策についてPRして

議長  
川幡議員  
(再質問)

まいります。

川幡 宗宏議員。

再質問いたします。私はこの人口減少問題については昨年の9月にも一般質問いたしました。町長は私の質問に対して、同調してくださった項目がありました。我が町の人口構成におきまして、子供や子育て世代の親、高齢者とバランスの取れた構成にしていくことが最も望ましいと答弁されました。まずは若い子育て世代を対象に本町に移り住んでもらう移住定住施策が重要ではと考えており、平成31年までの政策数値目標を社会減の数を年間60人以下とするとしています。将来にわたって一番大事な時期にきていると町長も認識しており、その上で若い世代が来ていただく環境づくりを進めていかなければならないと答えております。そこで町長に伺います。若い子育て世代誘致のために必要な政策・施策について、町としていろんな施策があると思うんですけども、精査はしてみたのか、それともその結果どれぐらいの効果があるかないか、どのぐらいのお金がかかるか、精査した内容があったら聞かしていただければ幸いです。私の考えはまた若い子育て世帯が物質的にも金銭的にも余裕をもって子育てができる環境をつくり、子育てをやってもらうことが必要だろうと考えます。数日前の報道で、半分以上の家庭の家計が赤字になり生活は苦しい状況で、大学に進学する子供の50%以上が奨学金を借り、卒業してからも償還に苦労しているという記事が載っておりました。こんな状況のときこそ、我が町がそういう世代に子育て応援の施策を示し、誘致することを進めたいと思います。南幌町は子育て支援に対しては結構な支援を、ガイドブックにもあるとおりにやっていますが、これは他町村もかなりやっている事業があると思います。その中で、今一步、独自の南幌町で目玉になるような子育て支援策、1つか2つ示した中で、このきた住まいるヴィレッジに来ていただく方々に説明して南幌町の独自性をアピールしたらいかがかと、このように思っております。全国の市町村には、子育て支援成果によって、人口増に転じた町村が多くあると思います。一昨年、私岡山県の奈義町、この前も言ったんですけども、長野県の下條村などはよい事例だと思います。そこで我が町で子育て施策で取り組みが考えられる事業は、不妊不育治療助成事業、出産祝い金交付事業、以上の2つの事業は、出生率を上げる事業です。もう一つは、給食費助成事業や保育料の多子軽減事業等が考えられます。以上の事業は、近隣市町村であまりやっていない事業で、南幌で実施すれば目玉になる事業だと思います。私はこれらの事業を、今回のきた住まいるヴィレッジ事業のモデル住宅販売のとき、子育て世代の御客様に事業内容を提示して、南幌町が子育てのしやすい町、子供たちを育てるのに力いっぱい後押ししてくれる町、緑豊かで子供がすくすく育つ町を説明して誘致したら、子育て世代の誘致が大幅に進むと思います。是非政策の拡充をして健全なバランスのとれた町のため決断していただきたいと思います。町長の考えを伺いたいと思います。

議長  
町長

町長。

川幡議員の再質問にお答えをいたします。それぞれ効果やら内容や

(再答弁)

らどうしてるんだということではありますが、子育て支援計画の中ではそういう評価をさせていただいて、金額まではちょっと別として、ただ私もこの政策いろいろ町として、このガイドブックに載せてある部分を含めて、いろいろ検討させていただきました。かなりいろんなことをやっているってということで、この間来た方のそんなお話もいただきましたんで、順調に評価ができるのかなというふうに思っています。ただ、これだけでいいということではなくて、まだまだやっていかなければならない。以前から川幡議員から目玉になるやつをちゃんとやれというお話もいただいて、住宅援助で200万やったら、この辺はかなり評価していただいたんだろうというふうに思っていますが、それらを含めて今やっているところでありまして、今大学の関係で、国のほうもいろんな事業の展開が見えて、少しずつ見えてきておりますんで、あるいは北海道もどういふふうに出るのかちょっとわかりませんが、それらを総合判断しながら、うちの町の子供たちの将来にとって、もう少しできることがあるのかなのか、これは検討しなければなりませんし、給食費やなんかはかなり低額にさせていただいて、ことしから主食は全部町費で見たりしますので、これは大事なことではないかなというふうに思っております。特に、いいものを使って健康に役立つ、そんな給食になっていただけるように努力をさせていただいているところでございます。また、町内ではいろんなボランティアの方は先ほどの議員からもありましたけども、子育て世代に対していろんな年配の方々含めて、支援をいただいております。これらも、これからも次の世代もボランティアとして、今度は子育て世代を支援できる体制づくり、大事ではないかなと。今の方々もかなり年齢が高くなってきておりますんで、早く次の世代にバトンタッチできるボランティアの方々が育ってきていただければありがたいなというふうに思っているところでございます。どちらにしても、うちの町で今できることから取り進めておりますので、北海道と住宅供給公社と南幌町と、そして建築課等々で今つくってまします住まいるヴィレッジ、これを何とかやりながら我が町のPR含めて、そしてそこはもう子育て限定でありますんで、そこへ来ていただくにはまだまだ道と公社の支援もありますんで、それらを使いながら若い世代が入ってきていただくように、今後とも取り組みたいし、今5点上がった中で取り組めるものがあれば、また取り組んでいきたいなというふうに思っていますが、とりあえずことしもいろんなことを今進めさせて予算をつくらさせていただきましたので、その中を含め、またはプラスアルファができるかどうかは検討したいなというふうには思っています。

議 長  
川幡議員  
(再々質問)

2番 川幡 宗宏議員。

再々質問させていただきます。南幌町が一時平成5年あたりから五、六年、一時爆発的に売れたのはなぜか。これはバブルのこともあったでしょうが、宅地分譲価格が安かったと思うんですね。それと住宅メーカーが来て、割合若い家庭が買いやすい宅地分譲ができた。しかしながら、その後ステップ償還でかなり苦しくて南幌町から出ていった方もかなりいらっしゃいます。そんなことからやっぱりこの宅地の

分譲価格をある程度、今本当に公社も大変な時期で、住宅分譲地が不良債権化しているような状況だと思うんですね。そんな中では宅地価格を安くして、そして住宅の建設価格もある程度安くなった償還のしやすい方法が、やっぱりこれを申し入れた中でやって分譲すれば、かなりの数が南幌町にも来ていただくような気がいたします。是非この道と住宅供給公社、町との話し合いがあると思うんですけども、その時にはぜひこの面も主張して、是非そういうような形になるような形をとってもらいたいと、このように思っております。それと、先ほど同僚議員も言ってたんですが、人口は減少いたしますと、今学校の数も小学生の数も減って、また少年団活動の支障がきている。また、地域の子供会活動、この面も非常に、私たちの部落の子供会もなくなってる現状ですが、そんなことで非常にいろんな問題が生じている現状です。町が元気になるのは子供たち、そして子育て世代の親、そしてシルバー世代、これがバランスがとれてることが活気ある元気なまちと言えるのではないのでしょうか。町長の目標である元気づくりの町に向かって、何が何でも若い子育て世代の誘致を図っていくことを望みたいと思います。町長の力強い御言葉を期待いたします。

議 長  
町 長  
(再々答弁)

町長。

川幡議員の再々質問にお答えをいたします。今、北海道と住宅公社と我が町でいろんな施策を打ち合わせさせていただいて、ようやくこの子育て、まあ町も200万という多額の金を出すということで、公社にも折れていただいて、土地代半額ということでいただいて、50区画のとりあえず限定でさせていただいておりますけども、何とかこれを進めながら、これがうまくいけば、道にもまた公社にも、継続をお願いするような形をとりたいなというふうに思っています。ですから、28年度から始めたんで私は3年である程度出てこないと、また公社が尻込みされたら困るんで、何とか頑張って、若い世代が来ていただくようにやっていきたいなと思っております。この間も町に体験ツアーに来ていただいた方々にも申し上げたんですが、やっぱりいろんな方が来ていただいて見ていただいて、感じていただくことが一番ではないかなと思いますんで、できるだけ機会をふやしながら、そして、今いる子育て世代のお友達等々、あるいは身内や親戚が町内にいる方で、町外のそういう気持ちを持つての方がいれば、1人でも多く声をかけていただいて、みんなでつくるまちづくりであり、協働のまちづくりでありますんで、それらも務めていきたいなと思っておりますし、今までいろんな会合あって、町民の皆さんにもそういうお話をお願いをさせていただいてるところであります。そして、やはり若い子供たちの声が聞こえないと、まちづくりというのは元気がないと言われます。ぜひ子育て世帯を何とかこの去年から始まった5年計画の中で、より多くが出てきて議会の皆さんに多く出てきたんで、どうしたらいいと相談できるようにしたいなと、そのために私自身も走って頑張っているというふうに思っておりますんで、また御協力いただけるようよろしく願いいたします。

議 長

以上で川幡 宗宏議員の一般質問を終わります。

以上で一般質問を終結いたします。本日予定しておりました日程が終了いたしました。

予算審査特別委員会並びに総合計画審査特別委員会の審査が終了するまで休会といたしたいと思いますが、御異議ありませんか。

(なしの声)

御異議なしと認めます。よって予算審査特別委員会並びに総合計画審査特別委員会が終了するまで休会といたします。

御苦労さまでした。

(午後 3時52分)

- 議長 おはようございます。  
去る3月10日より予算審査特別委員会並びに総合計画審査特別委員会のために休会となっております平成29年第1回南幌町議会定例会をただいまより再開いたします。  
本日の出席議員数は11名でございます。直ちに本日の会議を開きます。
- 日程27 議案第21号 南幌町職員の勤務時間及び休暇等に関する条例の一部を改正する条例制定についてを議題といたします。  
理事者より提案理由の説明を求めます。町長。
- 町長 ただいま上程をいただきました議案第21号 南幌町職員の勤務時間及び休暇等に関する条例の一部を改正する条例制定につきましては、児童福祉法の改正に伴い本案を提案するものです。詳細につきましては総務課長が説明いたしますので、よろしく御審議賜りますようお願い申し上げます。
- 議長 内容の説明を求めます。総務課長。
- 総務課長 それでは、議案第21号 南幌町職員の勤務時間及び休暇等に関する条例の一部を改正する条例制定について御説明いたします。初めに、改正の経過等について申し上げます。昨年11月の第3回議会臨時会において、人事院勧告による育児休業等に係る子の範囲の拡大など、国家公務員法の改正に準じ、本条例の一部改正について御承認をいただきました。その内容は、職員の扶養対象について、「法律上の親子関係にある子」のみから、「特別養子縁組の監護期間中の子」と、「養子縁組により養親となることを希望する者の児童」を加えたものでした。今回は、さらに児童福祉法等の一部が改正され、将来的に養子縁組することを前提とした「養子縁組里親」が法定化されたことに伴い、関係条文の整備を行うものです。
- それでは、別途配布しております議案第21号資料の新旧対照表をごらんください。左側が改正後、右側が改正前、アンダーラインの箇所が改正部分です。
- 育児又は介護を行う職員の深夜勤務及び時間外勤務の制限、第8条の2第1項中、「第6条の4第1項に規定する里親」を「第6条の4第2号に規定する養子縁組里親」に改め、同項中「のうち、当該職員が養子縁組によって養親となることを希望している者」を削る。
- 次ページの同条第4項中の中段部分は、前第1項と同じ「養子縁組里親」の改正です。また、下段部分は、育児または介護を行う職員に対し、現行の「深夜勤務の制限」に加え、「深夜勤務の免除」が追加されたことによる読みかえ規定の改正です。
- 附則として、この条例は、平成29年4月1日から施行する。以上で、議案第21号の説明を終わります。
- 議長 説明が終わりましたので、質疑を行います。  
(なしの声)  
御質疑ありませんので質疑を終結いたします。

お諮りいたします。本案につきましてはこの際討論を省略し、直ちに採決したいと思いますが御異議ありませんか。

(なしの声)

それでは採決いたします。

議案第21号 南幌町職員の勤務時間及び休暇等に関する条例の一部を改正する条例制定については、原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

(なしの声)

御異議なしと認めます。よって本案は原案のとおり可決することに決定いたしました。

●日程28 議案第22号 職員の育児休暇等に関する条例の一部を改正する条例制定についてを議題といたします。

理事者より提案理由の説明を求めます。町長。

町長 ただいま上程をいただきました議案第22号 職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例制定につきましては、地方公務員の育児休業等に関する法律の改正に伴い、本案を提案するものです。詳細につきましては総務課長が説明いたしますので、よろしく御審議賜りますようお願い申し上げます。

議 長 内容の説明を求めます。総務課長。

総務課長 それでは議案第22号 職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例制定について、御説明いたします。初めに、改正の概要について申し上げます。地方公務員の育児休業等に関する法律及び育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律の一部を改正する法律が、昨年12月に公布されました。この改正法は、育児や介護を行う職員の職業生活と家庭生活の両立を一層容易にするため、国家公務員法の改正に準じて、地方公務員においても育児支援・介護支援に係る改正を行うもので、本年1月1日に遡及して適用するものです。

それでは、別途配布しております議案第22号資料の新旧対照表をごらんください。左側が改正後、右側が改正前、アンダーラインの箇所が改正部分です。

第2条の次に、次の1条を加える。育児休業法第2条第1項の条例で定める者。

第2条の2 育児休業法第2条第1項の条例で定める者は、児童福祉法（昭和22年法律第164号）第6条の4第1号に規定する養育里親である職員（児童の親その他の同法第27条第4項に規定する者の意に反するため、同項の規定により、同法第6条の4第2号に規定する養子縁組里親として当該児童を委託することができない職員に限る。）に同法第27条第1項第3号の規定により委託されている当該児童とする。ここでは、育児休業法に順じ、子の範囲として養子縁組里親に委託されている児童を新たに規定したものです。

次に、第2条の2を、第2条の3とする。

次に、第3条第1号を次のとおり改める。第1号育児休業をしている職員が、産前の休業を始め、又は出産したことにより、当該育児休

業の承認が効力を失った後、当該産前の休業又は出産に係る子が次に掲げる場合に該当することとなったこと。ア死亡した場合、次ページですが、イ養子縁組等により職員と別居することとなった場合、ここでは、育児休業中の特別な事情による効力の失効についての規定です。

また、次の第2号のイについては、養子縁組の措置解除の場合を規定したものです。

次に、第2号から第5号までを1号ずつ繰り下げ、第3号から第6号とする。

次に、第10条第1号については、現に育児短時間勤務をしている職員が、当該承認期間中に新たな子の産前休業等をはじめの場合は、当該承認は効力を失い、新たな子の育児短時間勤務の権利が発生します。しかし、新たな子が、死亡または養子縁組等により職員と別居することとなった場合は、前に効力を失った子に係る育児短時間勤務の権利が再度発生することを規定したものです。

第2号につきましては、前1号と同様、育児短時間勤務の効力に係るもので、現に対象の子が効力を失効した場合に、別の子を対象にした育児短時間勤務の権利が発生する場合を規定したものです。

次に、第2号から次ページの第6号までを1号ずつ繰り下げ、第3号から第7号とする。

次に、第18条第2項は、部分休業の承認において、介護時間を加えることを規定したものです。

附則として、第1項施行期日、この条例は、公布の日から施行し、平成29年1月1日から適用する。第2項は、本年1月1日から3月31日までの間の経過措置についてを規定したものです。以上で、議案第22号の説明を終わります。

議長 説明が終わりましたので、これより質疑を行います。

(なしの声)

御質疑がありませんので質疑を終結いたします。

お諮りいたします。本案につきましてはこの際討論を省略し、直ちに採決したいと思いますが御異議ありませんか。

(なしの声)

それでは採決いたします。

議案第22号 職員の育児休暇休業等に関する条例の一部を改正する条例制定については、原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

(なしの声)

御異議なしと認めます。よって本案は原案のとおり可決することに決定いたしました。

●日程29 議案第23号 南幌町個人情報保護条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例制定についてを議題といたします。

理事者より提案理由の説明を求めます。町長。

町長 ただいま上程をいただきました議案第23号 南幌町個人情報保護条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例制定につきましては、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関

する法律の改正に伴い本案を提案するものです。詳細につきましては総務課長が説明いたしますので、よろしく御審議賜りますようお願い申し上げます。

議 長  
総務課長

内容の説明を求めます。総務課長。

それでは議案第23号 南幌町個人情報保護条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例制定について、御説明いたします。初めに、改正の概要について申し上げます。平成25年に行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律、いわゆる番号法が制定され、昨年1月からマイナンバーの利用が始まり、本年7月からは、国、地方公共団体、他の行政機関との間でマイナンバーを利用した情報連携が本格運用されます。今回は、本格運用に向けて、情報ネットワークシステムを使用した特定個人情報の情報連携について、税や年金・国民健康保険等の法定事務に加え、市町村が定める独自事務の情報連携についても可能とすべく、番号法の改正に伴い、所要の改訂を行うものです。なお、現在、町における独自事務の取り扱いはありませんが、今後、多様化する情報連携業務に備え、条例の整備を行うものです。

それでは、別途配布しております議案第23号資料の新旧対照表をごらんください。左側が改正後、右側が改正前、アンダーラインの箇所が改正部分です。

第2条第3号中、第2項の次に「(これらの規定を番号法第26条において準用する場合を含む。第25条第2項においても同じ。)」を加える。ここでは、番号法の第26条が新設されたことに伴い、その引用部分を整理するもので、新設された内容は特定個人情報の提供の追加等が法定化されたものです。

次ページ、第25条第2項中、「又は情報提供者」を「若しくは情報提供者又は同条第8号に規定する条例事務関係情報照会者若しくは条例事務関係情報提供者」に改める。ここでは、町の独自事務において、情報提供等の記録に関し訂正を行った場合、情報の提供者若しくは情報の照会者等に対して、訂正の事実を通知する必要がある、当該事務に関わる者を明記したものです。

次に、第25条の2第1号中、「番号法第28条」を「番号法第29条」に改める。番号法第26条の新設に伴い、番号法の第26条以下が1条ずつ繰り下げられたことによるものです。

附則として、この条例は、平成29年5月30日から施行する。以上で、議案第23号の説明を終わります。

議 長

説明が終わりましたので、これより質疑を行います。

(なしの声)

御質疑ありませんので質疑を終結いたします。

お諮りいたします。本案につきましてはこの際討論を省略し、直ちに採決したいと思いますが御異議ありませんか。

(なしの声)

それでは採決いたします。

議案第23号 南幌町個人情報保護条例の一部を改正する条例の一

部を改正する条例制定については、原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

(なしの声)

御異議なしと認めます。よって本案は原案通り可決することに決定いたしました。

●日程30 議案第24号 南幌町農業農村情報連絡施設設置条例を廃止する条例制定についてを議題といたします。

理事者より提案理由の説明を求めます。町長。

町長 ただいま上程をいただきました議案第24号 南幌町農業農村情報連絡施設設置条例を廃止する条例制定につきましては、南幌町農業農村情報連絡施設の廃止に伴い本案を提案するものです。詳細につきましては産業振興課長が説明いたしますので、よろしく御審議賜りますようお願い申し上げます。

議長 内容の説明を求めます。産業振興課長。

産業振興課長 それでは、議案第24号 南幌町農業農村情報連絡施設設置条例を廃止する条例制定について御説明申し上げます。議案の裏面をごらんください。

南幌町農業農村情報連絡施設設置条例を廃止する条例、南幌町農業農村情報連絡施設設置条例、平成3年南幌町条例第27号は廃止する。この南幌町農業農村情報連絡施設につきましては、平成3年度に農林水産省の補助事業を活用して整備を行い、これまでアナログ同報系無線の防災行政無線として運用してきましたが、本年4月から現在整備が進められております、デジタル同報系無線の南幌町防災行政無線施設が本格運用となるため、本条例を廃止するものです。

附則といたしまして、この条例は平成29年4月1日から施行する。以上で内容の説明を終わらせていただきます。

議長 説明が終わりましたので、これより質疑を行います。

(なしの声)

御質疑がありませんので、質疑を終結いたします。

お諮りいたします。本案につきましてはこの際討論を省略し、直ちに採決したいと思いますが御異議ありませんか。

(なしの声)

それでは採決いたします。議案第24号 南幌町農業農村情報連絡施設設置条例を廃止する条例制定については、原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

(なしの声)

御異議なしと認めます。よって本案は原案のとおり可決することに決定をいたしました。

角島監査委員の退席を求めます。

暫時休憩をいたします。

(角島監査委員退席する。)

(午前 9時48分)

(午前 9時49分)

議長 休憩を閉じ、会議を再開いたします。

●日程31 議案第25号 監査委員の選任についてを議題といたします。

局長をして朗読いたさせます。

局  
議  
町  
長  
長  
長

(朗読する。)

理事者より提案理由の説明を求めます。町長。

ただいま上程をいただきました議案第25号 監査委員の選任につきまして提案理由を申し上げます。監査委員のうち識見を有する者から選任される委員の任期が、平成29年3月24日をもって満了となることから、現代表監査委員であります角島 徹氏を引き続き選任いたしたく、地方自治法第196条第1項の規定により、議会の同意を求めるものです。選任につきまして御同意賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

議  
長

お諮りいたします。本案につきましては人事案件でございます。この際質疑討論を省略し、直ちに採決したいと思っておりますが御異議ありませんか。

(なしの声)

それでは採決いたします。

議案第20号 監査委員の選任については、原案のとおり同意することに御異議ありませんか。

(なしの声)

御異議なしと認めます。よって本案は原案のとおり同意することに決定をいたしました。

角島監査委員の着席を求めます。

暫時休憩いたします。

(角島監査委員着席する。)

(午前 9時51分)

(午前 9時52分)

議  
長

休憩を閉じ、会議を再開いたします。

●日程32 議案第26号 公平委員会委員の選任についてを議題といたします。

局長をして朗読いたさせます。

局  
議  
町  
長  
長  
長

(朗読する。)

理事者より提案理由の説明を求めます。町長。

ただいま上程をいただきました議案第26号 公平委員の選任につきまして提案理由を申し上げます。公平委員3名の任期が平成29年3月22日をもって満了となることから、現委員であります丸谷 芙美子氏、野尻 忠勝氏を引き続き選任いたしたく、また多門 義美氏の退任に伴い、後任に渡邊 修一氏を選任いたしたく、地方公務員法第9条の2第2項の規定により議会の同意を求めるものです。選任につきまして、御同意賜りますようよろしくお願い申し上げます。

議  
長

お諮りいたします。本案につきましては人事案件でございます。この際質疑討論を省略し、直ちに採決したいと思っておりますが御異議ありませんか。

(なしの声)

それでは採決いたします。

議案第26号 公平委員会委員の選任については、原案のとおり同意することに御異議ありませんか。

(なしの声)

御異議なしと認めます。よって本案は原案のとおり同意することに決定いたしました。

●日程33 発議第1号 南幌町議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例制定についてを議題といたします。提案理由及び内容の説明を求めます。

10番 熊木 恵子議員。

熊木議員

ただいま上程をいただきました発議第1号 南幌町議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例制定につきましては、議会議員の職責に鑑み、町議会の会議などを長期欠席した場合の議員報酬及び期末手当の支給について、そのあり方を明確にすることが必要であるため、本案を提案するものものです。

別途配布いたしました発議第1号資料、新旧対照表で内容を説明いたします。左が改正後の新条例、右が改正前の旧条例で、アンダーラインの部分が改正点でございます。

第2条、議員報酬に関する部分であります。第5項、90日以上欠席期間が発生した場合に、各号に掲げる額を減額することについて追加するものです。

第6項、適用期間が各規定日数を超える日の属する月の翌日から適用することについて追加するものです。

第7項、公務災害等による療養の場合は適用除外とすることについて追加するものです。

次に第5条、期末手当に関する部分であります。第6項、期末手当の計算に用いる報酬月額が減額後の額とすることについて追加するものです。

附則といたしまして、この条例は平成29年4月1日から施行します。よろしく御審議賜りますようお願い申し上げます。

議 長

説明が終わりましたので、これより質疑を行います。

(なしの声)

御質疑がありませんので、質疑を終結いたします。

お諮りいたします。本案につきましてはこの際討論を省略し、直ちに採決したいと思いますが御異議ありませんか。

(なしの声)

それでは採決いたします。

発議第1号 南幌町議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例制定については、原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

(なしの声)

御異議なしと認めます。よって本案は原案のとおり可決することに決定いたしました。

●日程34 発議第2号 議員の派遣承認についてを議題といたし



お諮りいたします。本案につきましてはこの際討論を省略し、直ちに採決したいと思いますが御異議ありませんか。

(なしの声)

それでは採決いたします。

発議第6号 安全・安心の医療・介護の介護の実現と夜勤交替制労働の改善を求める意見書の提出については、提案のとおり採択することに御異議ありませんか。

(なしの声)

御異議なしと認めます。よって本案は提案のとおり採択することに決定いたしました。

●追加日程2 発議第7号 介護保険制度の見直しを求める意見書の提出についてを議題といたします。提出者に提案理由の説明を求めます。

10番 熊木 恵子議員。

(朗読により説明する。)

説明が終わりましたので、これより質疑を行います。

(なしの声)

御質疑ありませんので、質疑を終結いたします。

お諮りいたします。本案につきましてはこの際討論を省略し、直ちに採決したいと思いますが御異議ありませんか。

(なしの声)

それでは採決いたします。

発議第7号 介護保険制度の見直しを求める意見書の提出については、提案のとおり採択することに御異議ありませんか。

(なしの声)

御異議なしと認めます。よって本案は提案のとおり採択することに決定をいたしました。場内時計で10時25分まで休憩いたします。

(午前10時11分)

(午前10時25分)

熊木議員  
議長

議長

休憩を閉じ、会議を再開いたします。

●追加日程3 発議第8号 地方議会議員の厚生年金制度への加入を求める意見書の提出についてを議題といたします。提出者より提案理由の説明を求めます。

4番 志賀浦 学議員。

(朗読により説明する。)

説明が終わりましたので、これより質疑を行います。

(なしの声)

御質疑がありませんので、質疑を終結いたします。

お諮りいたします。本案につきましてはこの際討論を省略し、直ちに採決したいと思いますが御異議ありませんか。

(なしの声)

それでは採決いたします。

発議第8号 地方議会議員の厚生年金制度への加入を求める意見書の提出については、提案のとおり採択することに御異議ありませんか。

志賀浦議員  
議長

(なしの声)

御異議なしと認めます。よって本案は提案のとおり採択することに決定いたしました。

●追加日程4 発議第9号 新たに創設される給付型奨学金の規模拡充を求める意見書の提出についてを議題といたします。提出者より提案理由の説明を求めます。

10番 熊木 恵子議員。

(朗読により説明する。)

説明が終わりましたので、これより質疑を行います。

(なしの声)

御質疑ありませんので、質疑を終結いたします。

お諮りいたします。本案につきましてはこの際討論を省略し、直ちに採決したいと思いますが御異議ありませんか。

(なしの声)

それでは採決いたします。

発議第9号 新たに創設される給付型奨学金の規模拡充を求める意見書の提出については、提案のとおり採択することに御異議ありませんか。

(なしの声)

御異議なしと認めます。よって本案は、提案のとおり採択することに決定をいたしました。

●追加日程5 報告第1号 第6期南幌町総合計画基本構想の審査報告についてを議題といたします。審査報告について、総合計画審査特別委員長より報告願います。

本間 秀正委員長。

平成29年3月14日付、南幌町議会議長宛、総合計画審査特別委員長名、委員会審査報告書、本特別委員会に付託された事件は次のとおり決定したので、会議規則第77条の規定により報告します。議案第1号 第6期南幌町総合計画基本構想について、以上の議案について、3月14日において慎重審議をした結果、全会一致により可決すべきものと決定しました。以上でございます。

ただいまの委員長報告について質疑を行います。

(なしの声)

御質疑ありませんので、質疑を終結いたします。

お諮りいたします。この際討論を省略し、直ちに採決したいと思いますが御異議ありませんか。

(なしの声)

総合計画審査特別委員会の審査結果は、委員長報告のとおり可決であります。

それでは採決いたします。採決に当たりましては起立採決を行います。

議案第1号 第6期南幌町総合計画基本構想について、委員長報告のとおり可決することに賛成の諸君の起立を求めます。

(起立10名、着席 0名)

熊木議員  
議長

本間議員

議長

どうぞ御着席ください。賛成起立全員であります。よって本議案は委員長報告のとおり可決することに決定いたしました。

●追加日程6 報告第2号 平成29年度各会計予算及び関連条例の審査報告についてを議題といたします。審査報告について予算審査特別委員長より報告を願います。

石川 康弘委員長。

石川議員

平成29年3月14日付、南幌町議会議長宛、予算審査特別委員長名、委員会審査報告書、本特別委員会に付託された事件は、次のとおり決定したので、会議規則第77条の規定により報告します。議案第8号 南幌町債権管理条例制定について、議案第9号 町税条例等の一部を改正する条例制定について、議案第10号 南幌町高等学校通学費補助に関する条例の一部を改正する条例制定について、議案第11号 南幌町町税等の滞納に対する行政サービス等の制限措置に関する条例の一部を改正する条例制定について、議案第12号 南幌町道路占用料徴収条例の一部を改正する条例制定について、議案第13号 南幌町介護保険条例の一部を改正する条例制定について、議案第14号 平成29年度南幌町一般会計予算、議案第15号 平成29年度南幌町国民健康保険特別会計予算、議案第16号 平成29年度南幌町病院事業会計予算、議案第17号 平成29年度南幌町下水道事業特別会計予算、議案第18号 平成29年度南幌町農業集落排水事業特別会計予算、議案第19号 平成29年度南幌町介護保険特別会計予算、議案第20号 平成29年度南幌町後期高齢者医療特別会計予算、以上13議案について、3月10日、13日、14日の3日間において慎重審議をした結果、全会一致により可決すべきものと決定いたしました。以上です。

議長

ただいまの委員長報告について質疑を行います。

(なしの声)

御質疑ありませんので、質疑を終結いたします。

お諮りいたします。この際討論を省略し、直ちに採決したいと思っておりますが御異議ありませんか。

(なしの声)

予算審査特別委員会の審査結果は、委員長報告のとおり可決であります。

それでは採決いたします。採決に当たりましては起立採決を行います。

議案第8号 南幌町債権管理条例制定について

議案第9号 町税条例等の一部を改正する条例制定について

議案第10号 南幌町高等学校通学費補助に関する条例の一部を改正する条例制定について

議案第11号 南幌町町税等の滞納に対する行政サービス等の制限措置に関する条例の一部を改正する条例制定について

議案第12号 南幌町道路占用料徴収条例の一部を改正する条例制定について

議案第 13 号 南幌町介護保険条例の一部を改正する条例制定について

議案第 14 号 平成 29 年度南幌町一般会計予算

議案第 15 号 平成 29 年度南幌町国民健康保険特別会計予算

議案第 16 号 平成 29 年度南幌町病院事業会計予算

議案第 17 号 平成 29 年度南幌町下水道事業特別会計予算

議案第 18 号 平成 29 年度南幌町農業集落排水事業特別会計予算

議案第 19 号 平成 29 年度南幌町介護保険特別会計予算

議案第 20 号 平成 29 年度南幌町後期高齢者医療特別会計予算

以上、13 議案について、委員長報告のとおり可決することに賛成の諸君の起立を求めます。

(起立 10 名、着席 0 名)

どうぞ御着席ください。賛成起立全員であります。よって本 13 議案は委員長報告のとおり可決することに決定いたしました。

以上で本定例会に提案されました全ての議案審議が終了いたしました。これをもちまして閉会といたしたいと思いますが、御異議ありませんか。

(なしの声)

御異議なしと認めます。よって本定例会はただいまをもって閉会といたします。

長期間御苦労さまでした。

(午前 10 時 41 分)

上記会議の経過は書記として記載したものであるが、その内容に相違ないことをここに署名する。

議 長 \_\_\_\_\_

8 番 \_\_\_\_\_

9 番 \_\_\_\_\_